

第百五十三回
国会

参議院財政金融委員会會議録第八号

平成十三年十一月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月六日

辞任

川橋 幸子君

十一月八日

辞任

大塚 耕平君

補欠選任

櫻井 充君

補欠選任

松井 孝治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下八洲夫君

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

鴻池 祥肇君

坂野 重信君

清水 達雄君

中島 啓雄君

山下 英利君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

松井 孝治君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

大門実紀史君

國務大臣

財務大臣

國務大臣
(金融担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房
審議官

内閣府政策統括
官

金融庁総務企画
局長

金融庁監督局長

総務大臣官房総
括審議官

総務省郵政企画
管理局長

大淵 絹子君
平野 達男君
椎名 素夫君

塩川正二郎君

柳澤 伯夫君

村田 吉隆君

尾辻 秀久君

山名 靖英君

石田 祐幸君

谷内 満君

坂 篤郎君

原口 恒和君

高木 祥吉君

林 省吾君

松井 浩君

去る六日、川橋幸子さんが委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府大臣官房審議官谷内満君、内閣府政策統括官坂篤郎君、金融庁総務企画局長原口恒和君、金融庁監督局長高木祥吉君及び総務省郵政企画管理局長松井浩君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 おはようございます。自由民主党の中島啓雄でございますが、きょうは柳澤大臣、村田副大臣初め関係者の皆様に御出席いただき、ありがとうございます。

本法について若干の御質問をさせていただきますが、まず、この法律の目的である株式保有総額を制限するという理由についてお尋ねをいたしたいと思っております。

法律の第一条では、銀行等の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、株式等の保有を制限する、こういうことでございますけれども、自由主義経済体制のもとではなるべく規制をなくしていくというのが本来の趣旨だと思いま

すし、その中で、銀行の公共性という面から、独禁法上は事業支配力を抑止するというところで五％ルールがあるとか、それから本年の四月からは時価会計ということでかなり厳しい減損処理が求められるとか、いろいろな規制がございますから、ある範囲ではそれで管理可能ではないかということもありませんし、銀行の株式保有というのは、持ち合いの問題がございますけれども、過去には、含み益ということで、これが銀行経営の健全化のかなりバツファアの役割を果たしていたというようなこともございますので、もう少し今回の法律制定の趣旨について御説明をいただければありがたいと思っております。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 銀行の保有株式をめぐると、銀行が何ゆえにこのような規制を重ねるほどにこの問題がいよいよ問題化してきたかということについては、むしろ今、中島委員の方から御指摘があったところだというふうに存じます。

私の方からさらに、若干釈迦に説法になるかとも思うんですが、もしも申し上げさせていただきますと、要するに、日本の銀行というのはいろいろな経緯のもとで株を随分保有してきたわけでございますけれども、それが自主的な経営判断で最近随分放出をされたということも事実でございます。しかし、ここに来まして、株価の変動が銀行経営、ひいては金融の安定性というもののにもたらす影響というのはまさに看過できないほどの市場の変動というものがございまして、これについては、できるだけそういうところに銀行を置いておくということとは望ましいことではない、これが大きな眼目なんです。

加えまして、今、先生自身も御指摘になられましたように、バーゼルの銀行監督委員会の方で

も、この保有株式のリスクとリスク資産としての評価をどのようにすべきかということについて議論が実は進んでおるわけでございます。

まだ結論が出てはいないんですけど、そういう議論が進んできておりまして、多くの方はこれ強化されるのではないかという展望を持つ人が多いわけですが、そういう中で、この問題をいきなりパズルの規制に直面させるというのはやっぱりリスクが大き過ぎるじゃないかと、こういうことでございます。これは多分時価評価以上のものを課せられるということも考えておかなきゃいけないというようなことが実はございまして、少なくとも自己資本、ティア1ぐらいのところはまだ落とさせておかないと非常に困難な局面に直面するおそれなしとしない、こんなふうに考えまして、今回、こうした形で保有規制をかけるということにいたしました。

大眼目は、もちろん金融機関の健全性であり、そのまた先にある金融の安定ということでございますけれども、この問題をめぐる状況としてはそんなことが念頭にあったということを申し上げて、御理解を得たいと思います。

○中島啓雄君　ありがとうございます。

今、バーゼルの規制の関係でティア1といううなお話もあったんですが、今回の規制は、要するに銀行の株式等は自己資本に相当する額の範囲内であるということで、外国の法制などと比べますと、アメリカの場合は原則禁止であります。EUの場合は、一〇〇以上の持ち分を持っている会社について、当該会社の自己資本の一五％以下とか総額で六〇％以下とか、やや今回の日本の規制よりも緩いのではないかというような気もいたしますが、今回、自己資本の範囲内ということに決められた理由がどの辺にあるのか、子会社等株式を除いているというふうなことにしてもあわせて御説明をいただければありがたいと思います。

○政府参考人(原口恒和君) お答えいたします。
まず、ドイツ等の例をお示しいただきました。

が、このドイツの場合におきましては、御指摘のように、例えば議決権の一〇％以上を有する事業会社の株式を総額で自己資本の六〇％を超えて保有してはならないということになっておりますが、これは、経済的な問題とか保有制限の目的そのものも多少違う部分もありますし、制限の仕方が違うということで、どちらがきついかということとは一概に比べるのは少し困難かなと思います。が、いずれにしても、我が国の銀行等が相当程度の株式を持っているということからの、今、大臣からも御説明いたしましたように、BIS等の状況も踏まえて一定の制限をすることが必要であろうと。ただ、国際的にも銀行等が適切に株式に係る価格変動リスクを把握する方式というものがある。また、都合を得ていないといえますか、未確定でございますので、当面の規制としてはその上限を自己資本相当額としたところでございます。

また子会社等の株式につきましては、銀行の株式保有に関する報告、金融審議会の第二部会への報告におきましても、子会社、関連会社等につきましては、本来的には銀行本体と一体で取り扱われるべきものであることを考慮した上でその取り扱いを決めることが必要であるとされたところでございりますが、この考え方を受けまして、今般の株式保有制限自体は連結ベースで規制をするということにしておりますので、その意味で子会社等はまさしく銀行と一体で取り扱われるということを勘案いたしまして適用対象外としたところでございます。

○中島啓雄君　ありがとうございます。

次に株式の評価基準についてお伺いをしたいと思います。本法による株式の評価基準というのは四条で政令で定めるといふようなことになっているかと思いますが、もう一つは、企業会計上の基準ということで、本年の四月から減損処理などをかなり厳密にやるというようなことになっております。評価基準が、言ってみればこの法律による基準と企業会計上の基準と、あと税法上の話もあるわけですが、やや違っておると。

本年九月中の中間決算で、新聞にも載っておりますが、かなり企業会計上の減損処理の方式について銀行によって異なっております。固有名詞を申し上げてもいいかと思いますが、東京三菱は四千七百七十億の減損処理をした、みずほグループは千五百だということなので、かなり処理の基準が違っている。

保守主義の原則からいえば、銀行経営の安定性ということから見ても、やはり思い切って評価損を計上すべきではないかというような気もいたしますが、この評価方法と企業会計上の計上方法等についても少し統一的な指導をしていただいた方がいいのではないかというような気もいたしますが、御見解を承りたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 今、委員から御指摘のように、有価証券の減損処理につきましては、金融商品会計に関する実務指針というものがございまして、それに従いまして、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除きまして評価差額を当期の損失として処理しなければならぬと、こういうふうに記載されているところでございまして、おのおの金融機関がこの実務指針に従いまして、監査法人によりまして外部チェックを受けて適切に減損処理を行っている、こういうふうに思います。

ただし、今申しました株価の回復可能性の判断等におきまして、株価の先行きに対する各金融機関の認識の相違等から銘柄ごとに認定に差異が生じてくる、こういうことも結果的には各金融機関間の態度の違いとしてあらわれているのではないのか、こういうふうに思います。

いずれにしましても、各金融機関が減損処理に当たりまして、監査法人によります外部チェックを受けて、そして会計処理を行っていくものでありまして、各金融機関にそれぞれの、おのおのの対応がゆだねられている、こういう実情にあります。

しかしながら、金融庁が統一的に何か基準をつくる方がいいじゃないかという御指摘でございま

すけれども、我々は、今申しましたように、各金融機関が監査法人によります外部チェックを受けてやるものでございますと、これが原則でありまして、けれども、しかし、金融庁といたしても、検査あるいは監督を通じて減損処理が適切になされているかどうかということはフォローをしていきたい、こういうふうに考えているわけであります。

○中島啓雄君　　ありがとうございました

次にやや法文のことについてお尋ねをいたしたいと思いますが、この法律で、まず第一条に「当分の間、銀行等による株式等の保有を制限する」ということが出ておりまして、さらに第三条でも「当分の間」という言葉があるわけですが、「当分の間」というのは法令用語の常識としては臨時、暫定的な措置だということであらうかと思ひます。

そうすると、これは期間的な意味と、定性的に、ある解除条件があればというような意味と二つあると思いますが、その辺についてどういふふうにお考えになっておられるのか。機構の場合は十年ということが決められておりますし、三年早直し条項というようなものもあるんですけれども、「当分の間」の考え方について聞かせていただければと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほど政府参考人の方からも答弁をいたしましたけれども、我々としては、今回、株式保有制限を課しますけれども、現在のところまだ、例えばＢＩＳ等におきます国際的な銀行が株式による価格変動リスクをどうしていったらいいかという基準もこれからもう一度検討するという、そういうことで未確定な状態にありますものですから、当分の間、自己資本相当額を上限とする制限というものを設けたわけであります。

しかしながら、今後とも、社会情勢の変化に対応しつつ、自己資本比率規制等の進展によりまして、株式保有制限のあり方についても再検討の余地はある、こういうふうに考えておりますので、

当分の間がいつまでかということとは今の段階としては申し上げにくい、こういうことでござい

○中島啓雄君 次に、「当分の間」に関して内閣府といいますが行政改革担当の方にお伺いをしたいと思いますが、今の御説明である程度やむを得ないかなという話ではあるんですが、日本の法制では「当分の間」というのが非常に多いですね。やっぱり行政改革の趣旨からいえば、サンセット方式で、ある期限を決めて、そこで一たん法律は廃止する、改めて考えるというような方式にすべきだと思います。

例えば、金融関係の法律では臨時金利調整法というのが「当分の間」とあるんですが、これは昭和二十二年に当分の間と定めた法律でありますから、五十四年間、当分の間と、こういうことになっておるわけですね。こういうのはやはり法制としてはおかしいのではないかとというような気もいたしますが、行革の趣旨から今後サンセット方式をとるべきではないかという考え方を私はとっておりますが、この辺について御見解を伺えればと思います。

○政府参考人(坂篤郎君) 私は、内閣府では規制改革、つまり石原大臣の規制改革の部分のスタッフをやっておりますが、今委員御指摘になりましたように、平成十三年三月三十日には閣議決定されました規制改革推進三カ年計画というものがございまして、この中に、委員御指摘になりましたように、いわゆるサンセット方式の原則といった考え方が出ておまして、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直す」という、つまり、新設するときにはもう一回見直すんだということをやちゃんと考えておきなさい、こういうことでござい

り込む」ということが閣議決定されております。したがって、当然法律は国会でお決めるわけですから、これ自身は別に国会を縛っているわけではありませんが、内閣が例えば何か法律を提出するというようなときには、各府省においては見直し条項というのを盛り込むべきである、こういう考え方が示されております。

ちなみに、私の承知しておりますところでは、今御審議の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律についても附則にそういった趣旨の附則がついているというふうに理解しております。そういう意味では、サンセット方式といいますが、見直すんだということは規定されているというふうに理解いたしております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。ぜひ、そういう趣旨で今後進めていただければと思います。

次に、銀行等保有株式取得機構について少しお伺いしたいと思いますが、まず、機構の必要性についてです。

基本的には株式というのは自由な市場で売買されるものでありますから、余りプライス・キーピング・オペレーションといいますが、そういったことはすべきでないと思っておりますけれども、今回の公の関与の必要性等について御説明をいただければと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この株式取得機構というものが必要なのか、特にPKOを目的とするものと紛らわしいのではないかと、こういう御指摘でございまして。

この株式取得機構と申しますのは、要するに、まず一方で株式の保有制限というものを今度新しくかけたわけですね。それも時限を区切ってかけました。さらに、上限を画して決めました。こういうことをいたしましたものといわば一体の制度としてそういうことを課して期限を決めますと、基本的には市場売却、自主的な市場売却をやってもいいんですけども、この規制に適合するために、場合によってはいろいろな事情で

追い込まれているような感じになって、一時期というか、短期間の間に非常に大量の株式を処理するようなことにならないとも限らない。その他もろもろの場合によっては考えられるかと思うんですけれども、いずれにせよ、そういう保有制限との関係で、保有制限を課している以上、やはりそれがマーケットの需給というものに一時的に攪乱要因になるということも他方避けなければならぬというふうなこともありまして、いわば限界的、補完的な機能を持たせる、いわゆるセーフティーネットと申しますのでしうか、そういうふうな趣旨でこの取得機構を置いておくのが適切だろうと、こういうふうな考えたということとござい

したがって、これは株価をある水準に維持しようというふうなことではありません。株価というのは、基本的に私どもは、長期的にはその株式からの収益の現在価値、将来にわたる収益の現在価値だということに思っておりますが、いつときそういう需給でもって短期的に動揺することもあると。そういうものを規制することによって起こすということはやっぱりはばかられるというふうな感じもありまして今回の措置をとったわけでありまして、決してこれがPKO、プライス・キーピング・オペレーションの一環だということではないということと御理解を賜りたいと思

○中島啓雄君 ありがとうございます。それで少し、特別株式買い取り関係、特別勘定のことにしてお伺いをしたいと思います。現在、銀行の株式保有総額がどうなっていて、今回の措置によって要売却額というのはどのくらいになるのか、まずお聞かせください。

○政府参考人(原口恒和君) 十三年三月末時点におきます銀行等の株式保有総額は約三十九兆円、保有制限に伴う要売却額は十一兆円というふうに見込んでおります。

○中島啓雄君 十一兆円ということでありすが、問題は、この十一兆なら十一兆の価格変動が

どの程度生じるのかということと、今後の価格変動リスクというのは推定するのはなかなか難しいと思いますが、何かその辺について過去の御議論などあったらお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、変動リスクというのはどういうものか具体的に示すというのは困難だと思いますが、一例として、本年五月二十三日の金融審議会の議論の中でいわゆるバリュアトリリスク分析というものがされておりますが、それによりますと、都銀九行ベースで、計測期間六カ月、信託区間九五%のバリュアット分析では最大損失約四兆円、それから、計測期間一年、信託区間九五%では約十四兆円というふうな試算が示されているところでござい

○中島啓雄君 ありがとうございます。四兆から九兆というのは、なかなか幅もありすが、額としても大変な額だと思います。

そこで、機構の買い取り見込み額というのはどの程度と見込んでおられるのか。もう一つ、買い取り価格の決定方式についても時価ということと聞いておりますけれども、この辺は具体的にはどういうふうな決定をされるのか。時価といっても、これはやはりかなり幅のある話だと思

○政府参考人(原口恒和君) まず、十一兆のうちどの程度見込んでおるかという御質問でございすが、原則として銀行等の売却というのは市場で消化されるということが望ましいと考えております。ただ、市場にどの程度売却できるかは今後の市場動向等にも左右されるものでありまして、一概に今確定することは困難でございますが、最近の主要行の市場売却実績というのが大体年間二兆から三兆円ということとございまして。それに機構

のセーフティネットとしての位置づけ等も勘案してかた目に置きますと、保有制限の実施される平成十六年九月末まで三・五年間ございしますの、仮に二・五掛けの三・五という数字を置きますと約九兆円程度ということで、十一兆から九兆を引いた差し引き二兆というものを当面予定すれば、機構が買い取る場合に特別勘定以外に一般勘定というのございしますので、当面二兆円で足りるものというふうに考えております。

また、買い取りの価格決定方式でございますが、これは時価で行うということにしておりますが、万が一損失が生ずると国民負担にもつながりかねないということ、あるいは市場の透明性を確保することから、買い取り価格の決定に当たっては株価操作の余地を可能な限り排除する仕組みを講じることが求められていまして考えております。

このため、特別株式買い取りにおける時価は、買い取り前日における終り値、またはいわゆる出来高加重平均価格のいずれか低い価格とすることを予定しております。これにより、買い取り日の前日に急激な株価上昇が見られたような場合でも、いわゆる引け値の高値買いというようなものは回避できるというふうに考えております。

○中島啓雄君 今、買い取り見込み額が約二兆円というお話があったんですが、これは少しふえるかもしれないが、機構の借入金なり債券発行の限度額、それは当然政府保証がつくと、こういうことだと思いますが、その辺もやはり大体二兆円だと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、買い入れのための借入金に対する政府保証については当面二兆円を予定しております。

○中島啓雄君 先ほど、リスクがどのくらいあるかと、これはなかなか難しい問題ではあります。が、やっぱり四兆円から九兆円ぐらいの価格変動リスクがあると。そうすると、三十九兆の株式保有ということから考えると、かなりの比率になる

と思います。もちろん景気が上昇して株価が上がって利益が出れば問題はないわけでありますが、最悪の場合にはその二兆円の保証限度のかなりの部分が国民負担にならざるを得ないというようないふことも生じるかと思っております。基本的には経済を活性化するということが重要だと思っておりますが、金融面の施策として、機構に欠損が生じないような施策というので当面の対策としてどんなことを考えておられるか、お聞かせいただければと思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、機構がセーフティネットとしての役割を果たすことができないために政府保証をつけておりますが、最終的にこれが国民負担に極力つながらないようにすることが重要であるというふうに認識をしております。

このような考え方のもとに、まず一つは、国民負担につながらないと考えられるETFとか投資信託の組成、さらには自社株取得を目的としたそういうものは一般勘定によるということにしております。ほか、特別勘定の買い取りにつきましても、まず買い取りの対象株式について限定をします。それから、買い取りの開始には運営委員会の議決を要することとする。さらに、銀行等からあらかじめ株式の売却額の八割に相当する売却時拠出金の拠出というのを求めることとしておりまして、損失が出た場合には、まずこの八割の拠出金ないし当初拠出金、これでもって補てんをするという方策も講じておりますので、こういうことと相まって極力国民負担につながらないように運営をしていく所存でございます。

○中島啓雄君 今、一般勘定のお話が出ましたんですが、一般勘定の株式買い取りの目的というのをもう少し御説明をいただかせませんか。

○政府参考人(原口恒和君) 機構の一般勘定による株式買い取りでは、先ほど御説明しましたように、銀行等による株式の処分円滑を図ると同時に、証券市場の構造改革あるいは活性化に資するという観点から、ETFでありまうとか投信の組

成、あるいは事業会社による自社株取得のための買い取りを行うこととしております。

この場合、証券会社や事業会社にとっては、市場や個別金融機関から買い取るより機構から買い取る方が、一定の価格で相当のロットの株式につきまして、例えば品薄状態のときに急騰するということのようなことを避けながら容易に取得するということができるという効果があると思っております。

また、銀行等が保有する株式の銘柄につきましては個別行によってまちまちでございますが、一般論として申し上げますと、銀行等が保有する幅広い銘柄を前提いたしますと、そういうETFの組成等についてはかなりニーズがあるのではないかとこのように考えております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

今回の法案の目的を総括して言いますと、まずは銀行経営の安定ということなんですが、同時に、金融・証券市場を活性化させて直接金融を促進するとか、個人持ち株を促進するとか、持ち合いの解消というのがあると思っておりますが、そういうことだろうと思っておりますが、そういったための施策として総合的にどんなことを考えておられるのか。

もう一つ、昨日、十一月二日の経済財政諮問会議の議事録が公表になったわけですが、その中で、きょうは日銀総裁来ておられないので金融担当大臣にお伺いをしたいと思います。日銀は、「物価の継続的な下落を防止する」という日本銀行の断固たる決意によるものである」と。そこはいいんですが、「物価のターゲット」という声があるが、デフレ下でのインフレターゲットの例はない。是非、無理なことをお決めにならないようにして頂きたい」というふうな御発言があったと載っております。

インフレターゲットという話はいろいろ議論があつて、今デフレ下でインフレターゲットというのはおかしいではないかという理屈もあるんですが、今、党の中の議論でも、日銀法について、物

価水準目標というのを設けたらどうだというような構想があると聞いております。物価水準というのは、デフレ状態を解消すると。少なくとも、ゼロ以上にするというようなことではあれば、何もインフレに引張るということではないんで、日銀法の趣旨からいっても当然通貨価値の安定というのには必要なことでありますから、「無理なことをお決めにならないようにして頂きたい」とまて言われるのは、やいやいかなものかなという気がいたしております。

そういう意味で、金融担当大臣としてこの日銀総裁の発言についてどんな感想をお持ちか、また、今後やっぱり金融政策というのはもっと政府側と日銀側とよくコンタクトをとって調整をすべきではないかと思っておりますが、この辺について御感想をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、金融という名前にはくっついていないんですけど、私が所掌しているのは、主として金融機関行政というか、ミクロの行政というふうに御理解を賜りたいのでございします。もう一つ、マクロ経済政策の一環として金融政策、これとはやっぱりとりあえずまず分けて考えていくのが、私は議論を混乱させないために必要だというふうに思っております。

もちろん無関係ではなくて、私の立場から、例えばデフレがどんどん続いてしまいううですと、債務の方はデフレしませんが、債務の方はもうきちんと決まっているわけですから、金融仲介機能を持っている金融機関などはそれが起こるだけで非常に困った現象になるということでございます。そういう意味で、無関係ではないし無関心であるというわけではありませぬけれども、ただ、私の立場で余りマクロ金融政策のことについていろいろ他言、多言するということは、私はかねてから申し上げているように避けたいというふうに思っております。

金融という字がくっついてくるものですから、そういうことを私の立場で論じてしましますと、あの金融担当大臣は多分金融政策のことについて

その場合には、やはり銀行等に資本増強あるいは公的資金の投入が必要になるのではないかとい

それは何と比較して言っているかという点、例えば株の時価会計を導入することによって今度牛乳じた評価差損というものは、これはもう直接的にバランスシート上の資本金を食うということになるものですから、減損関係の問題はちよつと別になりますと、全額が自己資本を毀損するということになるんです。だから、例えば五兆の不良債権が発生した、五兆の株の差損が生じたという場合に、どっちが影響が自己資本に対して多いかと、

もちろん、その中でもそういうことが起こつて、金融システム全体の危機のおそれがあるんじゃないかというようなことになれば、それは危機対応という形で公的資本を入れることも道が開かれているわけで、我々は、そういったことを現実のものにしてはいけない、危機を現実のものにしてはいけないということで緊張して慎重に見きわめて、果断に必要な措置をとっていかなくやいけない。

その中には公的資本の注入もある、これはもう当然なんですけれども、今言つたような、現在

今回の保有株式の問題もまさにそういうことであるというふうに出ておまして、これは、早急にこの問題を解決しておかなければいけないというところで、あえて私どもも今回、保有制限ということを課したわけでございます。

そういうことで、銀行も既に自主的にいろいろ

と努力はしておるわけですが、金融システムの安定というものに責任を持つ行政としても、これができるだけ早くやっておかねばいけないということと今回の措置をとることを考えて、そして今回こういう法案の形で御審議をお願いしているわけでございます。

したがって、不良債権問題と保有株式問題という、ほかにもいろいろ問題あるかもしれませんが、これども、とりあえず、焦眉の急というか、非常に大きな問題というこの二つを適切に処理することによって、早く日本の金融というものを安定させ、そしてまたいつかの日のように、それは実力を伴ったかどうかはともかくとして、国際金融市場で雄飛をするような、それからまた国民経済全体にとっても、金融産業というのはサービス産業の中で非常に知的な集約度というふうなものも多いわけで、日本人の民度を考えると非常にこれは伸ばしていかねばならない産業でございますので、そういう産業としての確立ということも考えていきたいということが私どもの念願するところでございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

○峰崎直樹君 法案の中身に入る前に、前回のこの財政金融委員会でも質問をさせていただいたことと関連をしながら少し質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、私は前回指摘をできなかったんですが、どうも金融庁のこれまでの不良債権問題に対する改革の意味では中身がかなりぐらぐらしていたんじゃないかというふうによく指摘を受けるわけです。

それは、私も注意深くいろいろ資料を読んだり金融担当大臣からお話を聞けば何とかわかるような気もするんですが、実は最初に、たしかあれは骨太の方針ですか、六月に、不良債権については、今までのものは二年、新規に発生するものは三年で解決すると、こういう話だったんですが、参議院選挙が終わって八月に入ってきてまいりますと、これは経済財政諮問会議で、今のテンポでこ

ういう形でやってもやや七年ぐらいかかると、こういう話だったんですね。そうすると、最初の二年から三年の間に解決するということと、七年という数字が出てきたりして、これは一体どうなっているんだと、こういうある意味では疑問を持つ向きもあるわけでありまして。

改めて、金融担当大臣として、この不良債権の処理の方途といえますか、具体的に何とどういいますか、日程的な問題を含めて、時間軸でもってどのように考えておられるのかを最初に確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、当初から今回不良債権と、当初というかことしの一月ごろから私が申し上げたわけですが、不良債権というのは間接処理にとどまらないでやはりオフバランス化を考えないといけない、こういうことを申し上げ始めたわけですが、それが政府の施策という形でしっかりと文書でまとめられたのは骨太の方針のときでございます。六月だったと思います。

そういうことでございますが、そのときに私どもは、この話が審議されるときに、そういうプロセスを追求していったときに、一体その先に何があるんだということをやっぱり国民の皆さんにお示しすることが必要ではないか、特にそれは、不良債権比率という非常にわかりやすい指標、こういうようなものを採用することによって、全貸し出しの中に不良債権がどのぐらいの比率になって今現在おり、それがどのぐらいの比率まで下がるかという形で、それから、どのぐらいまで下があればそれが正常な状態と言えるのかというようなことを含めまして、はっきりしたイメージを国民の皆さんにお示しする、また我々の行政にとりましても、いや、これじゃテンポが遅いぞとか、もうちょっと早くしなきゃいけないぞとかというふうな、そういう一つのスケールというものがあろうか、メルクマールをつくっておくことが必要だということと不良債権比率、もちろんもう一つ与信費用比率というものも補足的に掲げ

させていたわけですが、そういうものを採用させていたのだということでございます。そうして、その上で、じゃ一体我々がやろうとしていることが時系列的に言ってどういう姿になるんだということを実は明らかにしておこうと、こういうことを考えまして、全くの試算でございますが、これはもう前提をかなり置かなきゃいけませんので試算なんですけれども、そういう形で示したものが不良債権問題解決のイメージというところで公表をさせていただいた資料というか計表と、こういうことになっておるんです。

そのときに、今、峰崎委員がおっしゃったように、七年ということになったじゃないか、三年と七年とは一体何の関係があるんだと、こういう御疑問をわかせてしまったというのはまことに我々にとつて不本意であつたわけですが、それは、七年というのは計算上のことで七年ということになるわけで、どうしてそうなるかというところ、不良債権というのは、御案内のように、要管理先以下の債権を不良債権というように我々にとらえているわけですが、その不良債権が、この三年の最後の年に生まれるという不良債権、それが一体その後どういふふうになるかということも一応確かめておこうと、こういうふうな計算をする者が考へたんです。

そうすると、三年目の最後のところに要管理債権に正常先あるいは要注意先からおつてきたものがその後どういふ推移をたどるかということを考えてみると、生まれてきたその一年を入れますと、あと三年でそれをやるといふと合計四年になるわけです。三年の先っぽにあつた四年、全部見えておかないと新しく生まれた要管理債権の行く末というものが見届けられないということと計算をする者が考えまして、それで合計七年のスパンをもって資料を作成し、それを公表したと、こういうことでございます。

したがって、それで正常化は一体いつなのかといえ、これは私も、ある格付会社の申ししていることですが、不良債権比率というのは四％ぐら

いになれば正常化と言えるというふうな一つの評価もあるものですから、この四％を切るぐらいのところは一体いつ実現されるかというところ、我々が前提にしているもので試算したところでは、これは三年が終わったところでそういうことが実現されるということとを私も一応この試算から読み取ることができたものですから、そういうことで、この前提というのはいくらも経済財政諮問会議が提示するような前提を置いての話でございますけれども、そういうことについて経済が運営されるという前提に立つならば、今言ったような三年の集中調整期間が終わった後の四年目には四％を下回る不良債権比率というものが実現できますねと、こういうことをあらわした計表を一つのイメージとして提出させていただいておると、こういう次第でございます。

したがって、私どもとしては、不良債権問題の正常化ということをするだけこのイメージに近い形で実現したい、実現すべくいろいろな施策をし、また銀行にそれを促していきたいと、このように考えているということでございます。

○峰崎直樹君 今四％という数字を出されましたけれども、これはどこかオーソライズされる根拠はあるんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、例えばアメリカの不良債権比率の推移、これFDIC加算銀行の不良債権比率で、峰崎委員もたびたびごらんになっている表かと思うんですが、最近一％とかそういうラインまで下がっておりますが、これはもう一種のブーム現象のアメリカ経済を背景とした数字だといふふうな言い方ではないかと思ひます。それで、私の記憶するところでは、その四を切ったあたりの経済というものは、九〇年代の半ばごろ実はアメリカも実現しております。

そういうようなことで、私も、そのブームの状態の不良債権比率を実現するというところでは、アメリカと同じように、通常のところでは、ブーム状態でない経済の状況のところあたりが目指すところ

だろう、それが四％近傍であろうと。

それからまた、これはスタンダード・アンド・プアーズが言っていることですけれども、この四％を下回る、三％ないし四％となる不良債権比率であれば問題がないと考えておられるというように、これは一つの文書でございませうけれども、そういうようなことから、我々はそういったところをひとつと念頭に置いて不良債権の問題に取り組んでいきたい、こういうふうなことを考えているということでございます。

○峰崎直樹君 大臣、この間からずっとお話を聞いていると、要するに、民間のシンクタンクだとかそういうところはマクロで不良債権もと、なかなか民間の調査については余り信頼されていないところがあるんですが、今の話になると途端にスタンダード・アンド・プアーズだとかあるいは日本のシンクタンクだとかそういうものが出てきて、何かお話を聞いているとダブルスタンダードになっちゃってですね、物の見方、とらえ方が。そういう意味で、ちょっとお話を聞いていて、そういうところでは民間のそういった研究機関とかシンクタンクとか格付機関を信頼されているんだなど。だから、ある意味では、私どもとすると、柳澤大臣、何か一貫していないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はどんなふうに考えておられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) マクロの分析というのは、私ども、その中身についても実は少し粗っぽいいというふうな認識を持っておたわけですが、その人たちは証券会社のアナリストでございまして、ちょっと私が引用した格付会社が格付をするに当たって不良債権問題をどういうふうに見ているかというのとはちょっと違うと思います。

加えまして、私はそれだけを言ったんじゃないで、アメリカの不良債権比率の推移というものを見た上でそういうところではないかなと考えたということも、先ほど申したとおりでございます。

○峰崎直樹君 もう一つちょっとお聞きしたいんですが、今、要管理債権とおっしゃいましたですね。私ども、骨太の方針を読んだときは、破綻先あるいは破綻懸念先、要するにIV分類、III分類とお話を聞いて、要管理債権というのがその中にいったというふうな印象がなかったんですが、そのあたりはどういうふうな考えておられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権というものの把握というものは、あるいは認識というものを要管理債権以下にしておられるということでございます。先以下であると、こういうことでございまして。

その後は、また御質問の展開に応じてお答えしたいと思っております。

○峰崎直樹君 それは後でまた話を戻していききたいと思いますが、どうも大臣のお話は、答弁のときによく耳を凝らしているつもりなんですが、よくわからないことが多くて、実はちょっと前回の財政金融委員会でも、諸外国に対して出向かれたと、IMFだとかあるいはイギリスやアメリカの方にいかれた関係者と会われたと。そのときの内容はどうだったんですかという話をそのとき聞いていて何だかわかったかわからないなと思っていました。ですが、議事録を改めて読み直してみたら、すよね。ちょっと読んでみますと、ちょっと長くなりすぎけれども、

そこまで大仰に構えられる必要もないというふうな思いますが、相対的に言いますと、不良債権処理というものとマクロ経済政策というのはある種の緊張関係にありますねということ。これはどういふことなのかかわからない。これ、まず一点目です。

これは、今の日本の不良債権の問題に対する世論というのか、マーケットの声もそうなんですが、私はこれに対していささかもあんまりいさかというふうなことは絶対言えない立場なんです。また、する気もない、そういうことは。これはまたどういふことをおっしゃっているのか

など、ちょっと私の頭脳ではおっしゃっている中身がよくわからないので、二点目にお聞きします。

しかし、本当に冷静に考えたときに、マクロの金融政策あるいはマクロの政策の責任者がどういふふうなこういう状況を見るかということについては、今の世の中の人たちよりもやっぱりもっと姿勢がニュートラルに、本当にどういふふうになるんだというふうな観点で見ると、あるということ。要は、それぞれの金融当局者が最大の注意深さと最大の果敢をもって取り組まなきゃいけない問題だ、大体そういうラインの話であります。

これも、よく読んでいっても、おっしゃられたことの要点、よくわからなかった。

そのときに再質問して、言っていることがわからりませんと言えよといったんですが、改めて議事録を読んでみて、諸外国へ行って日本の金融政策に対してどういふふうな思われたのかということ。今三つぐらいに分けて段階で説明しましたけれども、改めてもう一回説明していただければいいか、わかりやすく。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今質問が始まってすぐに過去に私が話し申し上げたことを全部読めるわけじゃないんですが、私、多分、基本的に私がイギリスあるいはアメリカの金融当局者と話したことはここで申し上げたいと、私申し上げる立場にないと思うということを申し上げたいと思います。

ですけれども、それでぼんやり話をほとんどすべて拒否するというのがかかと私、心の中で思っています。何と申しますか、そのものずばりを言うわけにもいかないけれども、峰崎委員のような方の御質問にフラットにノーというのか、そういうことをすべきではないということと回りくどい言い方をしたということは私十分自覚の上で申しているわけでございます。

これをはっきりさせると言え、またもとへ私

話を明確にここでデイスクローズしろということであれば、それはやっぱり御遠慮申し上げるほかないと言わざるを得ないと思っております。

要は、要はというのはもうここでやめておきます、それじゃ。

○峰崎直樹君 言にくいことがあったら、私も前回のとき、それは問題があるのであれば議事録だと秘密にしたってお話を聞かせてもらっているじゃないかという話をしたわけですね。そうしたら、そこまで大仰に構えられる必要はないですよというところでお話しなされたんですよ。不良債権処理とマクロ経済というのはある種の緊張関係にありますねという、これはどういう意味なのかというの、要するに、不良債権を処理しなければマクロ経済は安定しないのか、不良債権を処理すればデフレをますます加速させますよと、両方ともとれるんですよ。そうすると、どういふふうにおっしゃっているのかということ、これだけでは全然わからない。

だから私も、ここで議事録としてお話しなさったことの真意というのは、柳澤大臣、先ほど私はマクロの経済については余り発言しないんだとおっしゃっているけれども、しかし、今やっておられることがマクロと緊張関係にあるということをおっしゃっているわけですね、ここまでは。また、そういうことを指摘されたとおっしゃっているわけですね。

どういふことを言われたのかというのは、要するに、不良債権処理を急ぎなさいと言われたのか、不良債権処理を余りに急ぐとマクロ経済にデフレをもたらすのであるから、もう少しテンポをゆっくりやりなさいと、どういふ話だったのかとこれだけではさっぱりわかりませんね。改めて、これは言いたくないということなのか、言えないということなのか、ちょっとお話を聞かせてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まさに核心に触れた御質問の立て方をされていらっしゃるって、どういふものなんですか、私も、金融当局者の話につ

いて、こうでした、ああでしたということを申し上げるということではできません。御勘弁いただき方ですが、私にこういう立場にいるか知りませんが、仮にほかの人がなったとしても、もう行ってフランクに話をするということができなくなるんじゃないかと私は思うんです。

ですから、これはちょっとディスクローズをするということは御勘弁いただいた方が、峰崎委員が私のお立場に立つようなときのことを考えても、私は、フランクに話をする、本音の話をするということを将来ともに確保するためには、お話ししない方が、そういう将来の立場を確保するためにもよろしいのではないかと、いふふうにとりあえず判断するわけです。

○峰崎直樹君 十月三十一日の衆議院の財金委員会、金融庁長官の森昭治さんがたしか新生銀行に対して話をした中身で、何か同じようなやりとりを聞きまして、それは細かい具体的なことはなかなか言えないというふうな話でありましたけれども、私は何かそこら辺、もう少しフランクにお話しなされたのならこの場で言えないことはないんじゃないかなというふうに思うんですが、わかりました、そこはそれ以上追及しても時間ももたないです、それがすべての本質的なことではあります。

じゃ、柳澤大臣は、この緊張関係ではどちらの見解をとっておられますか。それは国務大臣として、私は聞く必要があると思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、私の立場では、ここで申し上げているように、不良債権の処理をした方がマクロ経済政策とも軌を一にすることになるだろうというふうに考えています。

○峰崎直樹君 ということは、不良債権の処理を急いで早くやった方が経済にとってはいいと、こういうマクロの考え方ですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そうです。

○峰崎直樹君 はい、わかりました。

実は、改革工程表にも載ってまいりました、特別検査と。前回も私は少し質問させていただいたわけですが、この中身が、十月二十八日付の日経新聞に「要注先債権洗い直し」ということとでその特別検査の概要が載っております。立入検査期間が今年十一月から来年三月末、対象行が四大銀行グループの傘下銀行など大手十四行、対象企業が市場の評価に著しい変化が生じている残高百億円以上の大口融資先、参考とする株価が三月末、六月末、九月末時点の株価、参考とする格付ということとS&Pとかあるいはムーディーズとか、「などの」と書いてありますから、これはかなりあるんじゃないでしょうか。それから、破綻懸念先企業への銀行の対応は、いわゆる債権放棄と民事再生法などの法的処理とそれからRCCへの売却と、この三つに分けられておりますが、これは間違いないのでありましようか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、最後におっしゃった破綻懸念先企業への銀行の対応ということでは、これは公表もいたしておりますので、私、ここでそのとおりですと申し上げることができません。

しかし、その他の部分、どういうものが対象であるのかというふうな、そのときに対象を選ぶときの指標はどういうふうなものであるかというふうなことににつきましては、これはかねて申し上げておりますように、対象となる債務者を風評のリスクにさらすことになるということから、これはぜひとも、その選定基準にかかわるようなことでございませうけれども、私もコメントは差し控えてさせていただきます。

どうも峰崎委員がコメントを私が避けさせてもらいたいことばかり次から次へとおっしゃるので、すべて何かミスター・ノーミタいなことになって私も不本意なんですけれども、実際、今私が言っていることは、その都度ずっと今まで言い続けて一貫してきたこととございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○峰崎直樹君 いわゆる改革工程表の中で特別検査というのが入ったわけですね。入った理由は、原因はやっぱりマイカルの破綻の問題ですか。そこら辺、少しお話しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 率直に言ってそうでございます。これは、私どもの検査というものが基本的に、特に新体制になってからは基準日というものを直近の銀行の決算期というふうにご考えておるわけとございまして、そうすると、銀行の貸出先の決算期との関係では非常にタイムラグが生じてしまふという傾向がございまして、このことをいけば私も衝撃的に認識させられたというのが、今、先生の御指摘の事案であつた。

何とかこれを、タイムラグの問題等ですが、そういうものをやはり克服する新しい補完的な手法というものを導入しなければいけない、こういう考え方から今回、特別検査ということとをさせていただくことになったというのが経緯でございます。

○峰崎直樹君 そういう意味では、市場のシグナルに敏感に反応しようという、タイムラグの、この間本会議で質問させていただいたわけですから、どうも。

そうすると、こういう疑問がわいてくるんですよ。つまり、市場のシグナルをもっと感度よく入りたいとおっしゃっているときには、多分それは株価の問題が一つありますよね。これは我々だって、株価の問題は毎日の市場のシグナルで、建設業で五十円を割っている株が幾らあるか、あるいは百五十円を割って危ない企業がどれくらいあるか、これはわかるんです。それはもう金融庁であろうと私、峰崎個人であろうと、これはもう要するにだれでもわかるんですね。アクセスできる。

それから、スタンダード・アンド・プアーズとかあるいはムーディーズとかという格付会社は、我々はもちろん情報を持っているんだらうと思うんですが、一番情報を持っているのは金融庁なんですよ。そうすると、金融庁が要するにムー

ディーズだとかあるいは市場のシグナルだとかということを活用したいというふうに言っているというところは、私はどうも、もっともといろんな情報やデータを持っている金融庁が事実上、要するに検査能力を持っていないということとを逆に証明してしまふんではないかなという気がしてならないんですが、そういうふうにご考えられませんか。この点、大臣としてはどのようにお考えになっていきますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 少し事柄を区分けして申し上げますが、銀行の資産査定というのは自己責任原則のもとによる自己査定なんです、自己査定。そういうことが前提になって、その自己査定が的確に行われているかということとを検査する、こういうこととございまして。

それで、私も、金融庁がたぶん情報を持っているということはありません、これは正直言っております。金融庁が、金融機関の先の事業会社、貸出先の情報をたぶん持っているという事実は、これはないわけではございません。金融機関の情報はたぶん持っている。それから、金融機関は貸出先企業に対しての情報を、これは持っているといふ、はっきり言って、たぶん持っているといふと困る。

というところで、それで我々は、基本的に金融機関の自己査定というものが的確に行われているという、検査マニュアルは少し手続の面に偏っている面もあるんですが、その実態にも踏み込んで検査をしているんですが、基本的には、そういうきちとした手続でその情報をちゃんと踏まえた債務者区分をしているかということを見に行っているということとでございます。

ですから、金融機関が今までだれよりも多く自分のお金を貸しているわけでございますから、横合いの人があってもないというでもないと言ふことよりも、はるかに当事者としてそれはたぶん、情報を持っているんじゃないかなと思ひます。そういうことで、我々はそれを前提にいろいろな検査をしてきたわけですが、ここに来てああいうことが起

題は、ある条件、いろんな銀行が融資をしているからとか、あるいは経営再建計画を持っているからといって、それをいわれる要注先とかあるいは問題のない債権にするとか、そういうある意味では扱いそのものが非常に問題を生じているのであって、その分類は分類できちつとやりましよう。なおかつ、そこで破綻懸念先と要注先の間に場合によっては一つの、一時的にせよ、今おっしゃるように、この会社の経営健全計画とかそういうものを出してきているからそれを何とか銀行としてはやりたいということについては、それはあっていると思うんです。だから、場合によってはその区分先をつくってほしいと思うんです、臨時的に。

問題なのは、そのときにちゃんとそういう引き当てをしているかどうかというところが問題だと思ふんです。そういうきちんとした、いわゆるほかの条件を考えたときに、銀行支援があるからないからということじゃなくて、一体この企業はある意味ではどういう分類になるのかということについての厳密な査定というのがやっぱり私はあっているんじゃないのか。

そのところがないうえに、あるとき突然ばたつとマイカルのようになっちゃう。まだ第二、第三出てくるかもしれない。そのところが一番やはり今金融当局と市場との間の、何となく日本の金融検査はどうも完全じゃないんじゃないのか、あるいは不良債権の実態というのはどうもやはり正確にとらえられていないんじゃないのか、こういったところが、私ももう何回も言いますけれども、国内だけじゃない、海外も、ブッシュさんからも言われる、いろんな方からもそういうふうになんて言われている背景というのは、どうももういうところにあるんじゃないのかという気がしてならないわけです。改めて御意見をいただきましたと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 心情的に言うとかかなり近いんですよ、心情的には、ですけれども、これを直すということになりますと、実務指針、少な

くとも実務指針まではさかのぼってやるということになります。それをあえて避けるなということもあるわけですが、実務指針を直すということになると、企業会計審議会あるいは今度新しくできた何とか審議会、新しい財務会計基準機構だそうですけれども、そういうところでのむしろイニシアチブでスタートするというのが新たな方法でございまして、その出方も待たなきゃいけないし、また、それまでのことを考えるとやや時間がかかるといふこともありまして、冒頭言ったように心情的には近いものを持っているわけですが、今急場の間には合わないということと同時に、これを今厳格にやる、この与えられた制度を厳格にやる、まず判断で裁量的に適当なことをやらない、これはもう我々の検査当局がきちつと踏まえている点でございまして。

それから、先生が申された引き当てについては、私も、行内区分の細分化をすることによって、細かく分けるという作業をすることによって、できる限りそういうこと、その債権の特殊な弱さというか、そういうものをできるだけ反映するような引き当てをするようにということをして今やらせていただいたということでございます。

○峰崎直樹君 心情的には近いということをおっしゃられたんですが、要するにそういうふうにした方がいよいよということだったら、私は、金融行政の責任者として直ちにマニュアル改定やられたらいいですか。それは、金融庁としてそういうものを毎日やっているわけですから、検査はこれからやるんでしょうから、そうすると、よりよいものに切りかえるというのにはそんなに時間をかけないでいいと思うんです、私は。そういう手続ももちろん一定程度必要かもしれないけれども、しかし、国際社会からもあるいは国内のマーケットからも、やはり今の日本の金融検査のあり方について重大な疑義が呈されているわけですよ。そういう意味では私は、直ちにそれを自分の責任で改定すると。心情的に私と考え方が同じだなんというふうに言ってもらわないで、それはも

う直ちにやると、こういうふうに大臣やっぱり断言されませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 心情的に同じということなんです、問題意識を持っているということと、問題意識を持っていて、ですけれども、私たちがやるべきことは、今与えられたこの金融検査マニュアルにおいても、同じような結果を招来できるような、そういうことが可能なんです、不可能ではないんです。そこで、今私は工夫をしてそういうことに踏み出しているんですということをお先ほど御答弁申し上げた次第です。

○峰崎直樹君 問題意識は同じだと。先ほどの心情的に同じとどこが違うのかわからないのです。しかし、特別検査というものを実施すれば、じゃ本当に第二、第三のマイカルのようなものが出てきたらこれは防げるんですか。その自信ございますか。責任者としてどう考えておりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) どういう意味で生ずるのを防げるかとおっしゃるのかちょっとわかりません。我々の方は、債務者区分を的確にして所要の引き当てをする、当面ですよ、所要の引き当てをするということに尽きるわけでありまして、客観的に金融検査の結果、ある企業が倒産、破綻するのを防げるかと、そんなものは私どもの任務でもないというふうに思います。

○峰崎直樹君 そういうことを言っているんじゃないんです。要するに、今のマニュアルで十分やれるんだというふうにおっしゃっているんですよ。私は、今のマニュアルの中には、要するに破綻懸念先の要注債権になってしまいう要素がここにありますねと、だからこの点をやはり直さなきゃいけませんねと言ったら、そのところは、心情的に私も共通しているものがあるとおっしゃったんです。まあいいです。

要するに、そういう破綻懸念先に分類して直してそれを積んで、それを直ちにオフバランスで企業を倒産させると言っているんじゃないんです。破綻懸念先であつてもやや一定年限銀行として支援したいというのは、それはあつたていいじゃないかというのを言っているわけで、今申し上げたように、資産を査定するに当たって、何というのでしようか、手心を、手心というか、手心と言ったら変な言い方ですが、要するにそういうものが生まれないようなものにやはりマニュアルをしないといけないんじゃないのかということをおっしゃっているわけです。その点で私は、今、心情的に同じだというふうな理解を得たから、それでは直ちにマニュアルを変えてくださいというふうに申し上げたんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 議論がちょっと私、迷路に入っちゃったような気がするんですけれども。

私は、今、委員は、要注先にされるのがいいんじゃないということであれば、それはそうじゃないんじゃないかということをおっしゃったんです。それは、破綻懸念先の上は基本的には要注先なんです。要管理というのは要注先の中の一部ですから、それはもう先生御案内のとおりです。したがって、破綻懸念先に区分されないというのは今の制度では要注先と、こういうことになるわけですが、では要注先にするのがいいんじゃないかということでは多分ないんだらうと思うんです、要注先になっちゃう。

問題は、その要注先にしてもしかるべき引き当てを積むということが必要じゃないかということであれば、それに対しては我々は、できる限りそういうふうな引き当てが可能になるような今度、債務者の行内区分の細分化という形でそれが実現できるようにいたしましたということを先ほど来お答え申し上げていっています。

○峰崎直樹君 ちょっと何かわからない、何かまたごまかされているような感じがしないでもない。ごまかすというのはちょっと表現を訂正いたします。

大臣、私がさっきから言っていることは、破綻懸念先であるものを要注先に落としてほしいです。すよという条件がある書いてあります。書いてありますね、検査マニュアルに。その検査マニ

アルにそういうものがあるがゆえに、本来は破綻懸念先として分類をし、それに相応の引き当てを積みまなきやいけないものがあるに注意先になつてゐる、あるいは半ば要管理になつてゐるものかもしれない。そうすると、これは個別引き当てになつてゐない場合があるが、三割、四割だということになつてゐます。これも後でまた質問しようと思つてゐるんですが。

そうすると、そういうものがやはり我々からすると、しかし実態的には銀行の支援があるとか、あるいは改善計画を立ててあるからとか、そういうことがあるからその引き当ては少なく済んでゐるというんじゃないかと、そこはもう本来ならば破綻懸念先にしておいて、引き当てをきちんと積んで、その上で、破綻懸念先だけれども、この破綻懸念先については何とか再生できるようないろいろな努力を、銀行としては引き続き融資をしたいと、こういう分野があつていいじゃないですかというのを私は言つてゐるわけです。そうでない、これは金融システムの不安のことを言つてゐるわけですから、要するに、銀行が引き当てが四割ぐらいしかないのに、一気に、破綻してしまつたと七割ぐらい足りない部分について要するに損失を出すわけです、結果的には。

そういう意味で、私は、そういうところに第二、第三のマイカルが起きていても金融システムは大丈夫だというふうにしておくのが本来の役割じゃないんでしょうかということで私は申し上げてゐるんですよ。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今、峰崎委員は、やっぱりこれを削るというのかどうかして、あるいは破綻懸念先でもというところで動かしていいこととされているのか、ちょっとよくその具体的な処理はわからないのですけれども、いづれにせよ、こういう経営健全化計画というものが合理的でありかつ実現可能性があると、そういうことを具体的に金融機関が皆支持しているというふうなものでも破綻懸念先に分類しなさい、区分しなさいというのかと思ふんですが、私も、やっぱり

破綻懸念先にしてもう資産の保全だけを考えたような処理にして、果たして裁判所がどういうふうな判断するかという問題があると思ひます、継続融資をした場合に、そういう問題も絡んできちゃいますから、私は、今のこのマニュアルのもとで今度やらせていただいたのは、要注先にするけれども、しかしこれをいわば銀行の行内区分においてカテゴリーを一つくつて、それに見合うような倒産確率というのか、そういうものを勘案したところで引き当てをきちんとするということをも具体的な施策として今度出させていただいたということでございます。

やっぱり破綻懸念先にしちゃうということになると、峰崎委員のお話でも、破綻懸念先A、破綻懸念先Bというふうな、そういうまた結局新しいカテゴリーが必要になるということだろうと思ふので、私は、この判断をきちんとやる、それでまた引き当てもそれに応じてきちんとやるということ、現在の枠内でも、おっしゃつてゐることは実現することは可能だという考え方で今制度の運用をさせていただいてゐるということでございます。

○峰崎直樹君 私は大分違ふと思つてゐるんですよ。というのは、要するに、資産査定をしたんだけれども、銀行の支援とか改善計画がなかったらこれは破綻懸念先になりますという債権でしょう。その債権を、銀行の支援と改善計画があるから、これを要注意にしておいていいという判断をするわけですよ。そうすると、本来というのか、この二つがなければ破綻懸念先であるのが当然だという資産査定になった場合は、それなりの引き当てを積んでおかなきゃいけないんじゃないか。その上で、そのいわゆる破綻懸念先Bに、いいです、これはBで。しかし、破綻先の中でも、これは引き続き銀行も融資をさせたいというふうなものを考えられないのかなという、ちょっと違ふんじゃないかというけれども、恐らく引き当てをしなさいいけない金額が変わつてくるんだと思ひます。そ

こが実は一番日本のいわゆる金融システムの脆弱点じゃないかと、こういうふうに言われているんじゃないでしょうか。

そこで、ちょっと視点を変えます。昨日の衆議院の財政金融委員会では八城新生銀行頭取が発言をされました。どういう発言だったか聞こうかと思ひましたけれども、間違ひがあれば言つていただきたいんですが、要するに、新生銀行が継承した要注先債権がその後どうなつたかということについて、いわゆる五五割が一年で不良債権になつた、その内訳は、要管理が四四割、破綻懸念先が六六割、実質破綻が五五割と、こういう数字をおつしやいました。そして、感想として、国有化された長銀の査定が非常に甘かつたと思ふ、こういうふうにおつしやつてゐるわけです。これは恐らくアメリカ流のドライな、銀行の責任者としてそういう見方をされてゐるんだろうと思ひます。

そうすると、こういう事実とか、あるいはかつてのそのうがもう数年前から債務超過だつたとか、そういうような話を我々は、衆議院の予算委員会だつたでしょうか、そういうお話も聞いてゐるわけです。そうすると、やっぱり破綻懸念先債権にならざるを得ないものについては破綻懸念先債権にして、それでもある一定の期限を、二年から二年、三年から三年区切つて、その間立ち直れるかどうか融資を継続してみよう、そういうような方向の方がより実態に合ふんじゃないんでしょうか。その点についての御意見を伺ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫) 譲渡時の資産査定、債務者区分、こういうものがその後自分たちのところでどういふ変化をしたかということでございます。足かけ三年間ですが、九月でするので二年半ですか、ということでございます。その間に何があつたかと申しますと、会計原則等の変更がありました。特に要管理のところでは、これは私マニアルの次元でよく承知をしておるんですけれども、

でも、特に要管理に落とすということについて厳格化が行われてゐます。これは明文上確認という形をとりましたけれども、条件変更は、かくかくしかじかのものはもう要管理ですよと、こういうふうになりました、厳格化が行われてゐる。

というふうなこともありまして、これをもって一概に同じ事態を、同じ状況のところを、移管後というのか、新生銀行がやつた場合、それから旧長銀がやつた場合ということでこういう結果なんだと、それはもうひとえに査定態度の厳格の程度を反映したものだとはやっぱり言えないというふうな考えです。

○峰崎直樹君 ちょっと今お話を聞いていて私自身がまだ納得できないという感じがしますが、しかしいづれにせよ、日本のいわゆる不良債権問題というのが、こゝしに入つても、森前総理大臣がアメリカに行つてブッシュさんに約束をして、そして新しく小泉内閣になつてもこれが最重課題だ、こう言われているんですが、どう見てもその不良債権の処理がどんどんおくられてしまつてゐるというふうな否めないわけです。そして、しかもマイカルのようなことが起きてくると、途端にその査定が甘かつたんじゃないかという議論が続出してゐるわけです。

そういう意味で、そこをもう本當にきちんと資産査定をやつて、我々民主党が何でも言つてゐるように正確な資産査定をやつて、そしてそこで自己資本が足りなくなつたらそこに公的資金を注入するということ、いろいろな対応はとれるわけですが、私は、どうも今進められてゐるやり方というのは、先ほどからずっと話を聞いていても、私自身がよく理解していないから大臣の話がわからないのかどうかわかりませんが、特にそのマニュアルの中にそもそもそういうものがある含まれてしまつて、それが誤解を生んでしまひ、しかもひいては日本の不良債権をある意味では不透明なものにしてゐるのではないかと、こういうふうな思ひやらないわけですよ。

この点はまた引き続き、ここでやっても仕方ありませんから先に進ませていただきます。

次に、今、公認会計士の話をされていました。最近、これいっただったでしょうか、十一月の初めでしょうか、四大監査法人が、株価が簿価の五〇%以下でも損失処理を強制しない、そういう記事を私ども目にしたわけでありました。

先ほど来、公認会計士の実務指針でも認められているんですよ、こうお話しなさっていました。これは本来ならば、ことしの年度から会計のあり方というのは変わってきているはずでありまして、有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表の価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならぬ、ここでこういう規定がありますよね。この点は間違いないと思います。まずそれをお伺いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 間違いないということでございます。

○峰崎直樹君 それで、この著しい下落というのは、一体これは、もし数字の問題で答えていいということであれば、事務方でも数字の問題だけでしたら構いませんから後でやっていただきたいんですが、ここで著しい下落というのは一体どういうときに著しい下落になるのか、これを明確にしたいです。

○副大臣(村田吉隆君) 今御指摘の実務指針におきまして、時価が五〇%以上下落した場合には著しく下落したということに該当すると。しかし、それにおきましても、合理的な反証があれば評価減を行う必要はないと、こういうふうに記載しております。

○峰崎直樹君 合理的な何と言いましたですか、もう一回。

○副大臣(村田吉隆君) 合理的な反証があれば。○峰崎直樹君 合理的な反証というのは、具体的にはどんなことでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 株価の価格の回復の見込みがあるという合理的な理由が存在するということだと思います。

○峰崎直樹君 株価の回復というのは、そういうのは、この公認会計士の皆さん方は、これは株価の回復が将来見込めるということを判断されるのでしょうか。どうですか。みんな買いますよ、それじゃ。

○副大臣(村田吉隆君) 要するに、そういう観点から適正に公認会計士が検討されると思います。

○峰崎直樹君 要するに、今の話を聞いていても余り回答になっていないと思うんです。何でこんなことをするのか。決まったことを、いや、こういうときは合理的な事情がある場合にはいいですよと、こう言っているけれども、どう見てもこれは、いわゆる配当原資がだんだん枯渇してくる、株価も下がってくるし、そのいわゆる配当原資の確保というものがそのねらいなんじゃないかな。特に、我々、公的資金を入れている銀行は優先株の配当原資を確保しないといけない、それに今、金融界が四苦八苦していることをどうもこの四大監査法人の皆さん方はお手伝いをしてるような感じがしてならないんですが、どうなんですか、その点について。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融商品に関する実務指針、その合理的な根拠は一体どういうふうにあるんだという、個別銘柄ごとでやる、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移、市場環境の動向、最高値と最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的、外的要因を総合的に勘案して検討することが必要と、こういうふう書いてあるんです。ですから、この公認会計士さんとしてあるいは

監査法人としては、この公認会計士協会の定めた実務指針ののっとって処理をするというのは、これはもう別に、それは不適切だというふうにはなかなか言えないということだろうと思います。

○峰崎直樹君 これは中間決算なんですけれども、これは本決算でもこういうことをやられるのでしょうか。会計処理ですからそういうことはあり得るわけですね、じゃ。

そうすると、いつまでたっても、せっかく時価会計とかそういうものを導入されているのに、実態的には、この金融機関に対してはそういうものは、もう時価会計という原則は導入しないと、こういうことになっちゃうんじゃないかという気がするんですが、これは誤解でしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは損益に響かせる減損会計の基準なんですね。「損益ですね」と呼ぶ者あり。損益勘定で損として処理しないじゃない。

それで、時価会計というのは、先ほど私ちょっと別のところでも申し上げましたけれども、これはバランスシート上、いきなり持ってきて評価損というものを立ててよろしいということになっておるわけですから、時価会計の導入ということには直接関係がないというか、減損処理でやっちゃえば時価会計の評価損というのは逆に立たないということでございます。それから、時価会計の評価損というものは立つということでございます。この五〇%以上下落したものに ついても、その限りではしっかりした会計処理が行われます。ただ、損益勘定で減損処理をしないということは今回のこの処理でやっているということでございます。

○峰崎直樹君 どうも私もバランスシートと損益計算書とこっちゃんになっているせいもあるのかも知れませんが、そこら辺が非常に会計基準が変わったということで、実はけさも私たち部門会議で勉強会をやった、なかなかわかつたようなわからないような、自分自身のまだそこところがないのかも知れません。

うふうにあえて、本来これは五〇%を割った場合は損失処理をするわけですね。それをあえてしなかったというのは、いや、将来株価が上昇するかもしれないとか、そういうことを見込んでの上ですね、これ。ということですよ。とすると、どう見ても、将来これは株価が本当に上昇を見込めるのかなというふうに私どもはとも、今の世界経済、日本経済の現状からすれば、ますます下がっていくことはあっても、これはなかなか。もし本当に上がるということがかたいんだったら、さっきこちらから出ていましたけれども、それならおれらも株買おうかなんという話になるわけですね。

そうはならないのが株式市場だと思いますので、この点ではどうもよくわからないということについて、ちょっと後でまた。ちょうど十二時になりましたから、ここで、この質問をもって午前中は終わらせていただきたいと思います。

○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に総務大臣官房総括審議官林省吾君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題とし、休憩前に引

き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 午前中最後のところで、金融商品にかかわる会計基準というので、実はけさ私も資料をいただいで金融庁から説明を受けた中身ですが、要するに今回、今問題になっている四つの大きな監査法人が、五〇％以下に株価が下回った場合、これは将来回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表の価額とするほか、評価差額は当期の損失で処理すると、こういうことですから、BSにもそれからPLにもこれは記載しなきゃいかぬと、こういう理解でよろしいですか。

○副大臣(村田吉隆君) それで結構でございます。

○峰崎直樹君 そうすると、この四大監査法人はなぜ今回、本来かなりBSにもPLにも計上しなきゃいけないにもかかわらず、多分これはPLの方だと思えますけれども、それを載せないで進めようとしているのか、そこら辺は、金融庁としてはその理由はつかんでおられますか。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、回復する見込みがあると認められるときと、こういうことでございまして、これは個別銘柄ごとに株式の取得自体云々というところで、大臣が御答弁申し上げたとおりでございますまして、そうした観点から、回復の見込みがあるというものについて個別に公認会計士が判断をしていると、そういうことであらうかと思えます。

○峰崎直樹君 どうも銀行が、やはり配当原資が非常に枯渇してきていると、それゆえそういう会計処理をしなきゃもたなくなっているんじゃないのか。これは、何も今回の会計基準の問題だけじゃなくてほかの面でも、そういうある意味では銀行の配当原資、例えばある銀行は持ち株会社になる、持ち株会社になることによって剰余金を取り崩せると、こういうようなやり方もとっているの、どうも日本の銀行に対してそれだけやはり

基礎体力というものが弱っているんじゃないかなと。いわゆるBISの八％基準を上回っているとか、少々株価が下がっても問題ないんだというのは、どうもやはり虚構の上に成り立っているんじゃないかというふうに思えてならないんですが、その点、この問題についての最後の答弁をお聞きしたいと思えます。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほどのあれでございますが、強制評価減をしたケース、あるいはそれに至らないケースにおきまして、当然のこととして配当原資には影響があると、こういうことでございまして、そこだけは御指摘を申し上げたいと思えます。

○峰崎直樹君 それでは、ペイオフの方の話にちょっと進めさせていただきたいと思うわけですが、昨今の新聞を読むと、きょうは補正予算の議論じゃありませんが、補正予算については三十兆のことしの国債発行枠を守る守らないが議論になっていましたけれども、このペイオフについても、金融担当大臣にお聞きしたいんですが、まさか再度引き続き一年とか二年延ばすなどということとを考えておられないと思うんですが、改めてその点についてお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 全く考えておりません。もう既定方針どおり実行するというところでございまして。

○峰崎直樹君 そこで、お聞きしたいんですが、例えば名寄せに必要な体制整備というのはほぼ大体整ったというふうに見ておられますか。

○副大臣(村田吉隆君) ただいまのところ、各金融機関がペイオフに向けてのいろんな準備の作業を進めているわけでございまして、この名寄せの作業につきましても、預金保険機構が調べたところによりまして来年の十四年三月までにはすべて終了する見込みであると、こういうふう聞いております。

○峰崎直樹君 総務省にちょっとお尋ねしますが、自治体には、要するに公金を預けているんですね、そういう公金を預けている金額はおおよそ二

十兆円ぐらいあると言われているんですが、その自治体の二十兆円に及ぶ公金の扱いというのはどういうふうな処理されているんでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) お答えをさせていただきます。

御指摘のように、地方公共団体の公金は、歳計現金あるいは基金、あるいは預託金というような形で運用されておまして、その規模は年によって異なりますが、ほぼ御指摘のような規模となっております。

ペイオフ解禁後は、地方公共団体もみずからの公金預金の管理運用に關しましては自己責任が前提となりますので、各地方団体におきましては、取引金融機関の経営状況を把握した上で、地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実かつ有利な公金の管理に取り組むことといたしているところであります。

○峰崎直樹君 ちょっとお尋ねするんですが、郵便局に預ける例というのが前にもちょっとここで議論になっていたことがあるんですが、そういう形でやっている、あるいはそういうところがふえていくということはありませんでしょうか。総務省です。

○政府参考人(林省吾君) 私、承知しております。

○峰崎直樹君 承知していないことはわからないということですか。それとも、調べてみないとわからないということですか。

○政府参考人(林省吾君) 調べておりませんし、特にそういうことを聞いていないというふうな御理解いただきたいと思います。

○峰崎直樹君 かつてこの委員会でも同僚の浅尾慶一郎君の方がそういう事例を挙げておられますので、私は、やはり下手すると郵便局がそういう公金を扱うような形に、一般的には余りないだろうと思いますが、そういうものが仮にあったとしたら、そこにみんな安全有利な郵便貯金だということで行ってしまうということになりかねないわけですから、そこら辺はぜひまた、自治体ではどん

な動きをしているのか、ちょっと注意をしていたいただきたいというふうに思います。

さて、いよいよ本題の今回の法案でございますが、少し質問させていただきたいんですが、私も、私は、今回は株式保有をティア1のところまでとめようと、大手行に対してですね。そして、約十二兆円近い銀行の保有している株を保有機構に売却する、一般勘定と特別勘定と、こう分かれているわけですね。

けさ、金融庁の方々から、株価がこれだけ下がっても、実は言ってみれば自己資本比率そのものはそんなに下がらないんだという話を聞いたわけですね。つまり、それほど銀行の健全性にとって問題はないんだと、こういうお話を聞いたのであります。そうしたら、こういう法律をつくって無理やり市場に介入して、銀行に保有機構をつくって、しかもそれに二兆円ばかりの国家の保証までつけて、そういうことまでする必要はないんじゃないのかなというふうに思えてならないんですけれども、改めてその導入の、この法律の目的のところを明確にいただきたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもの庁の職員が株価の下落による自己資本率への影響について話を委員にしたということでございまして、何と何の比較というのか、どういう意味でそういう言葉を申したのかというのが、ちょっと背景というか事情がよくわかりませんが、実は私、手計算で自分がやったものですから間違っているかもしれないけれども、十三年三月末と十三年九月末の株価というのはほぼ二五％ぐらい下落したと思うんですが、日経平均で、これの影響というものがどのくらいになったかということについて計算をしたら、仮定を置いた試算ですけれども、〇・八ぐらいだったと。その結果は、これだけでの影響を考えたところでは一％近くの自己資本比率を維持できるという意味でそういうことを言ったんだらうと思えます。

私にして言わしむれば、先ほどちょっとどなたかの御質問のときに申したように、実は不良債権

の処理損よりもダイレクトリーにこちらの方が自己資本への影響が、全額であるという意味では私の感じは株価の下落の方がちょっときついなという感じでございます。

○峰崎直樹君 今おっしゃられた一・七％から一〇・九％と、数字は〇・九ほど下がるという。それでも、これは我々からすれば、まあ自己資本比率を二けた、大手行で平均ですけれども、できてるんだと。そうすると、ある意味では、先ほど原口局長が約九兆円ばかりはこれから市場で売っていきますよ、そして残るのが二兆かもしれないと。そうすると、案外、別にこういう機構をつくらなくても、銀行が従来やっておられる持ち合い株を解消するとか、そういう一連の動きを進めれば余り問題ないんじゃないかなというふうに思えてならないのでございます。

それは別に、じゃ今度別の角度で。と申しますのは、ことし五月ごろ盛んに私お聞きした問題があります。それは、銀行が株式が下落することのリスクについてこういう形でセーフティーネットを張られるとすれば、債券の方はどうなんですかということ、国債の問題について私随分、あるいは地方債の問題についてお聞きをいたしました。

じゃ、国債が暴落をし、暴落というか一％上がっただけで今大体どのぐらい、長期金利が一％上がったら一体銀行の保有している国債の値段はどのぐらい下がるんだらうか、どのぐらい影響を受けるんだらうか、この点についてわかれば教えていただきたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 国債の金利が一％上昇したときの、大手行でお答えいたしますけれども、どういふ影響があるかということなんでございませうが、主要行が保有する国債残高は十三年の三月末で約五十一兆円でございます。その平均残存期間は三年程度でありますので、残存年限の入れかえは行わないという、そういう前提でもって計算をしています。金利一％の上昇により国債価格は残存期間三年と見て三％下落するというところでござい

ますので、評価額は約一兆五千億円程度減少するということ、そういう計算になるわけでありませう。

それで、自己資本比率に対する影響でございませうが、一兆五千億という観点からいいますと、三月末に比べまして〇・二％ポイント程度の低下になるだろうと、こういうことでございませう。

○峰崎直樹君 私聞いていた数字からするとちょっと影響が少なすぎると思ってるんですが、これは恐らく全国銀行ベースなのかもしれませう。

ちょっとお尋ねするんですが、衆議院の財政委員会が我が党の永田議員とやりとりをしておりましたね。実は国債の長期保有が四月がたしかピークになって、それ以降十兆円ぐらゐ減っているんですね。たしか村田副大臣そういうふうにお答えになりましたよね。この四月から八月ぐらゐまでにかけて急速に十兆円ぐらゐ国債保有が減っているのは、あれはなぜなんでしょうか、ちょっとその点わかれば教えてほしいんですね。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほどの数字は大手銀行ということで御理解をいただきたいと思ひます。今御指摘のように、ピークが二〇〇一年の四月でございまして、それから現在までで国内銀行全体で申しますと十二兆円ぐらゐ国債の保有高は減少している、こういうことでございませう。一般的に言えば、金融機関がそれぞれのリスク管理のもとでポートフォリオを組んで、リスクとリターンを考へてそういう行動をとっているものと、こういうふうにご覧になっているわけでございます。

○峰崎直樹君 ずっと我々は、銀行は中小企業とかあるいは企業に対する与信をふやさないで、それを減らして国債をずっと買ひ続けているじゃないか、こういう批判をずっとしてきたんですね。そうすると、企業に対する与信はふえない、国債の保有残高も減らしていくというの、マネーは一体どういふふうに動いたのかなというの、がちよっとわからないなと。もしわかれば教えて

いただきたんですが、その実態を。いや、最近とは与信がふえているのなら、それはそれで一つの結構なんですが、どうもそうじゃないように思うんですね。そういった金融機関の行動についてわかれば教えていただきたい。これは事前にちよっと言っていますんでした。

○副大臣(村田吉隆君) 一つは、これも日経新聞にも出ていたことでございませうけれども、外債の金融機関による投資がふえている、こういう事実はあるようでございませう。

○峰崎直樹君 ありがとうございませう。また、こちら辺、少し注意深く進めていかなきやいかぬと思つてゐるんですが、そこで、先ほどの話に入りますが、株式の保有についてこういう機構をつくる、つまりセーフティーネットだ、こうおっしゃられてゐるわけですが、であれば、今度は国債あるいは地方債を含めても構わないんですが、この国債の下落リスク、これについては何も手当てしなくてよろしいんでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 株式の保有につきましては、株式の持ち合い等を、議決権を有する株というところでございませうので、保有においてリスクとリターンという観念を超えらる。こういうことから、株式については価格の変動リスクを避けるためにこのたび保有制限を設けて、制限を設けた結果、こういう取得機構を設けると、こういうことになったわけでございます。

○峰崎直樹君 それでもしかし、ティア一を超えらる国債を保有しているということは間違いないわけですね、大量に。そうしますと、長期金利が一％というわずかな金額でも、先ほどあつたようにかなり毀損するわけですね。そうすると、これから長期国債がどういふふうになっていくか。

きょうは副大臣がお見えですから後でまた副大臣にもお聞きしたいと思つてゐるんですが、来年、再来年、その次の年ぐらゐで結構ですが、新発債ではなくて借換債だけでどのぐらゐ発行されるのか、そして財投債はどのぐらゐ発行するのか。来年、

再来年、そしてその三年先ぐらゐで結構ですが、ちよっと教えていただけないでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 借換債の見込みの額でございませうが、まず数字でお答えいたします。

平成十四年度七十・二兆円でございます。平成十五年度七十六・七兆円、平成十六年度八十三・一兆円。三年とおっしゃいましたので……

○峰崎直樹君 もうあと二年先ぐらゐまでわかれば。

○副大臣(尾辻秀久君) それじゃ、お答えいたします。平成十七年度九十八・九兆円、平成十八年度百六・六兆円でございます。

この数字ですが、少しお答えを続けさせていただきたいと思ひます。

ただいま申し上げた数字は、これは毎年、予算審議の参考のために予算委員会に提出させていただいております。国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算、いわゆる資金繰り表とよく言っておりますけれども、これに基づくものでございませう。申し上げましたように仮定計算でございまして、一定の仮定のもとで計算しておる数字ということだけを申し上げておきたいと思ひます。

○峰崎直樹君 ちなみに、財投債はどのぐらゐ発行する予定になっているか教えてください、五年間。

○副大臣(尾辻秀久君) 今後の財投債の見込みでございませうけれども、市中発行額の見込みにつきましては、将来の財政投融资計画の規模や、たゞいま経過措置を講じておりますので、この経過措置に基づく郵貯等の直接引受額等が確定しておりますために具体的な数字でお答えすることができません。お許しくださいと存じます。

○峰崎直樹君 いずれにせよ、これから七年間は要するに経過措置があるわけですから、そうすると、少なくともいくらか多くなるかは別にしても、財投債というのはまさに国債と同じような形になりますね。

そうすると、もう平成十七年度ぐらいになると恐らく百兆を超える借換債になる。それに、今、三十兆円にするかしないかというような議論が入ってくるわけですね、国債だけで。そうすると、百三十兆、四百四十兆、これを実は市中で消化をしなきゃいけないというふうになってきたら、これは国債に対する暴落といえますか、そういうものが起きてこないという方がかえって不思議じゃないかと思うんですが、そういうリスクに対する、金融機関に対するリスク管理というものの指導は本当に今お聞きしているような状況でいいんでしょうかね。この点、金融庁として、こういう国債暴落リスクというのに対する備えといえますか、セーフティネットをどういうふうにか考えていかれるのか、御意見があったらお聞きしたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 国債の増発によって国債金利が上がっていくことが予想され、そのときには国債の価格が暴落する危険性があるのではないかと、それに対する備えはどうしているんだと、こういうことでございますが、私も、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、金融機関それぞれの立場でもって適正なリスク管理をしていくと、こういうことであるというふうに思っています。

そういうことでありまして、金融機関が適切なポートフォリオの選択によって国債の保有をすべきかどうかということ、あるいは残存期間につきましていろいろなリスクに応じて長短させたりしている、そういう対応を金融機関が適正にしている、こういうふうにかえておるわけでございます。

○峰崎直樹君 そういう対応だけで本当に大丈夫ですか。私はどうも大丈夫とは思えないので、本当に国債の暴落という問題に対して注意が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

なかなか財務大臣が帰ってこれないんです、十五分までということだったんですけれども、帰ってこれません。そこで、改めてまた柳

澤大臣にちょっとお聞きします。

きょうの日報金融新聞にすごく重要なことが出ておりました。大手銀行との会合の内容判明と、こう出ているわけです。これはいつかといいますと、九月の二十八日に開催された大手銀行十五行の頭取、社長と柳澤金融担当大臣や金融庁幹部の会談と、こういうことで載っているわけです。

そこで、たくさん聞きたいことがあります、非常に国民にとっても関心が高いと思うのは、予算委員会でも仙谷由人議員から、要するに銀行の金融機関の退職金とかそういうものが全然リストアップされていないじゃないかと。しかも、役員の退職金というのは、役員になる前に、やめたときに一回退職金をいただいて、普通の職員として。それからまた役員としての退職金をいただく。一説によれば、ある頭取は今回やめれば十億円ぐらいの退職金になるんじゃないかと、こういうふうに行われていて頭取もおられるそうです。そういう意味で、ここで柳澤大臣は非常に厳しい御指摘されているんですが、この点に対するこれからの指導といえますか、そういったものについてはどう考えておられるのか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、金融機関の個別のいろいろな社外への利益の流出というか、収益の流出について余り細かいことを申し上げるつもりは実はありません。ただ、あのときには、仙谷委員から聞かれましたし、私自身も、若干といううか、その会合でしてありますので、それで申し上げたんですけれども、私は基本的に金融機関の個別の判断だということに考えています。

ただ、私は、そんな一つ一つの細々したことの集積ではありますけれども、一体全体この現在置かれてある金融機関の厳しい状況というものを考えたときに、すべての問題についてもっと真剣に取り組めと、こういう気持ちを持っておりまして、日本の、個別の企業を言うわけじゃないですが、製造業の人たちのいろんな、貿易の自由化あるいは資本の自由化その他、国際市場のもとにおける

真剣な経費節減の努力あるいは技術開発の努力というふうなことに比較して、どうも生ぬるいものがあるんじゃないかという気持ちを私、持っているわけです。

そこで、そういうことを一つの例として、どうしてそんなことをする気になるのかというその根本のところは私には理解ができませんというのを申し上げておし、申したいわけでありまして、基本的に今のこの厳しい現状に向けて、本当に真剣に事業の組みかえあるいは経費の節減、そういったことに努力をしてもいいという気持ちを持っています。

○峰崎直樹君 あのとときはテレビでもう全国に放映されておりますから、銀行に対する問題意識は非常に仙谷議員と柳澤大臣、その点では一致しておりますから、そういった公的資金を投入している銀行の問題ですから、これはやはり堂々と株主として当然そこに一定の影響を与えるべきではないかなというふうに思えてなりません。

さて、財務大臣、大変お待ちしておりましたので、最後に財務大臣にお伺いしたいと思っております。十月二十九日に大阪市内で記者会見をされて、過剰債務企業の選別について行政が関与して処理を進めるべきだと、こういう記者会見の内容が報道されているんですが、その点について、事実かどうか、事実とすればその真意はどこにあるのか。

○国務大臣(塩川正太郎君) その件につきましては、一紙だけそういうことを書いていますね。ほかの新聞は全然違うことを書いています。私もそういう趣旨を言いましたけれども、それは聞いている方が取り違えていることも多分にあるんじゃないかと思っております。

○峰崎直樹君 一紙、多分、私この一紙を持っていくんですけど、日本経済新聞でございましてけれども、どういう趣旨でお話しなさったんでしょうか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私は、その前にもこの委員会でも申し上げておりますが、金融関係のこと

あるいは不良資産のことについては私の所管事項じゃないというところは断っております。それでも言えとおっしゃるんだって言うてもよろしいですが、その点はしっかりしておいてもらわぬと、また権限がもつてまいりましてややこしいうなりますので。

○峰崎直樹君 発言なさったのは、要するに、権限外のことだけれども、実は過剰債務の企業に対しては選別することには行政も関与していいんじゃないかということ、これ銀行に基準を示すって書いてありますよね。どういう中身をおっしゃったんですか。ちょっと、もう一回。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私の聞いているのも聞いてもらいたいので。私は、所管外でも言っているのかと聞いておるんですが。

○峰崎直樹君 いいですよ、それは。国務大臣です。当然……

○国務大臣(塩川正太郎君) そうですか。それじゃ申します。そこをはっきりしておいてもらわぬと、またほかの委員から何でおまえ金融機関のことを言うんじやと言われましたら困りますから。

そこで私が申ししたのは、この不良債権問題というのは、銀行へやいやい言ってもなかなか解決しないだろうと云っておるんです。それで、金融機関の監督官庁であります金融庁は一生懸命やっておられますし、また正確にいろいろと事業をしておられます。銀行の応対もちゃんと法律を整えてやっております。問題は、金を借りたところが本当に責任を感じてその処理をしようとしているのかしていないのかということが問題だということ、私はそこを訴えたんです。それがそういう記事になったんです。

そこで、私は、金融界のことでも言ってもいいとおっしゃるから申し上げますと、こういう問題は歴史に学ぶべきなんです。峰崎先生なんかまだ生まれていなかったからね、生まれていたらかわからぬけれども、終戦後のことですからね、あ、生まれてはいたですか、そうですね。

私はその経験をしておりますので、戦後すぐに起こった問題として、国家補償があったんです。国家補償が突然切られた、何千億円とそれこそ大きい金額が切られて、それで軍需産業をやっていたところは全部困ってしまっ、どうにもならぬようになった。ちょうど今バブルがはじけたのと、ちょうどそんなような状態によく似ておると私は思うんです。

私は復員してまいりましてその会社に関係しておりましたので、整理いたしました。そのときにとりましては、そういう軍需補償を打ち切られた会社、つまり現在でいいますと不良債権の会社、それは一たんB会社に、いわゆる整理会社、旧会社へもう移しなさいと。そして、その中から使える施設とか設備とか資材とかいうものを、それを有効に使うために新会社をつくりなさい。新会社に対しては、これには、復興金融公庫というのが当時ございまして、その復興金融公庫が金を貸して、旧会社の施設は借りるとかあるいは買うとか、資材を使ってそれで再生していく。労働力はそちらへ吸収していく。そしてB会社、いわゆる旧会社は十年かかって整理をする、そういうことをやっただけです。そして、旧会社に対して保証しておる個人補償は、その支払い能力に応じて旧会社に対する補償の責任を果たすと、こういうことをやっただけです。

私の親父がちょうどそんなことをやっておりましたので、私が復員してきたらそれを手伝いさせられたんです。その経験がありますので、そういう整理の方法がいいじゃないかと。

それじゃ、その会社はどういう会社がやるんだということになりますと、そこが難しいところ、これはもう行政上はなかなか言えないから、言えることは、一つの基準を示したらどうだろう。

例えば、東証一部上場している会社というのは、これは社会的公器ですよ。ただ単なる営業上の、あるいは利益追求だけの会社じゃございませぬし、やっぱりそれと同時に社会的責任もありま

す。そういう会社がですよ、もう長年にわたって赤字で配当もできない、しかも債務超過になっておる、もう五年も六年もほったらかしてある、そして何か銀行からも債権の放棄もしてもらってある。これだけ社会的に非常に大きい負担をかけておる会社が、いつまでたっても再建のめどがないということはおかしいじゃないかと、私はそこを言っておるんです。そういうことを企業会社が自覚して、やっぱりそれに対応したものをしてもらふ必要があるんじゃないかと。

それにはどういふところが基準かといったら、例えば何年以上無配であり、債務超過であり、そして債権の切り捨ても受けたような会社、そういうところが再建のめどもないといふことはおかしいと、その責任はやっぱり社会的責任として追及されるべきではないかと。そういう基準はどこで示すのだといったら、やっぱりこれは行政が示さなきゃならないんだらうなということを私は申し上げた。

それじゃ、再生するのにどうするかということとでありますけれども、その会社が旧会社に対して、新会社をつくるかどうか、そして新会社に対する再生の道を講じるかどうか、これは行政の問題じゃなくて、金融機関が支援体制をとるかどうかの問題にかかってくるということ、これは民間に任すべき問題だということとございまして、私は、社会的に見る場合の一つの基準というものはこんなのだろうということを示したらどうだろうということを言っておるわけとございまして、銀行の責任とか金融の問題と絡んでの話とございませぬ。

○峰崎直樹君 もう時間が来ましたので終わりますけれども、しかし、商法の強制放棄の規定からしたら、債務超過になっているんだらう、これはもう債務超過の時点でもうあれじゃないですか、金融機関はそれにもし融資しているといったら、これはもうつぶさないといふものならないんじゃないですか、こういう今おっしゃられたようなところは。

だから、その意味でいうと、またもとへ戻っちゃうんですけれども、金融機関が、この企業は本来もう債務超過だと、たしか、どこかの頭取さんが言っていましたね、そこについて言えば何年も前からもう債務超過でしたと、ところが、それをずっと融資しているから、これを、さっき言ったように正常債権に近いような問題におとしめたわけですよ。

そういうところをやはり本来の原則に立ち返ってやらない限りだめなんで、私は、もうそういうものは全部今の商法とかさまたま法規の中にも今おっしゃられたことは入っているんで、それをやらないのがやはり今問題なんだというふうに思いますよ。

その点で、ちょっと私、塩川大臣、これ以上もう議論する時間ありませんので、また別の機会にしたいと思っておりますけれども、そういう意味でいうと、私はやはり行政がそういうところへ直接介入していくといふのはいかなかなというふうに思っているわけとございませぬ。

とりあえず、私の質問は終わります。

○櫻井充君 午前中の峰崎さんとそれから柳澤大臣の話を伺いまして、医者的な感覚で物を言っていますと、ある病気があって、診断基準の話を言っているんだらうと思っております。その診断基準がお互いに違っていて、認識が違っていて、その診断基準が違っていて、今度は診断をするために検査が必要ですが、その検査の精度を上げますというのが柳澤さんの答弁であって、診断基準を変えないんじゃないかというのが僕は峰崎さんの指摘じゃないのかというふうな気がします。

しかも、その診断して治療を行った、じゃ、日本という国で行って、その治療した企業が、患者さんが一体どうなっているかという、これはアメリカから見た診断基準で見ると全然違う病気だったということがわかって、日本でやった治療ではさっぱりよくないないんじゃないかと、そういう話を先ほど昼間、椎名先生とやらせていただいていたんですが、そういう意味で、これは

これでいいんですが。

きょうはちょっと生保に関してやらせていただきましたんですが、別にこれは、個別の企業が危ない危なくないの議論をするとかまたいろいろ問題がありますので。ただし、そういう意味でいうと、日本の基準でやるとすべて安全ですというところでも、アメリカの基準でやると、ソルベンシーマージン比率が一〇〇台というところが実はあります。これはこれで個別のことになりますのでここで議論しませんが、そうすると、破綻する可能性がどちらにしろ、高からうが低からうが、いずれ破綻する可能性はゼロとは言えないわけであって、そういう意味でのセーフティーネットの整備が必要なんだろうと思っております。

そのために生命保険の契約者保護機構があったかと思っておりますが、現在、九千六百億円あって、民間から拠出されたお金が五千六百億円、このうちの約五千四百億円はもう使い切っちゃってしまっておりまして、破綻処理のためにですね。そして政府から公的資金が四千億円投入されていますけれども、この暫定措置が二〇〇三年に切れてしまうというふうな状況になっています。

このセーフティーネットに関して民間側に拠出を求めた際に、民間の生保会社の会長は、強くこの拠出金はもう出せないという形で否定されているわけであって、このセーフティーネットをどのようにしようとお考えなのか、その点について教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫) 生命保険会社のセーフティーネットをどうするかということとございませぬけれども、委員も御存じでございますが、十五年三月三十一日で政府補助の特例措置が切れるというこの関連の法律には、必要があると認めるときには、その検討の結果に基づいて必要な措置を講じるんだということが書いてありまして、常識的に読めば、その効力の延長を図るということを中心とした文言かと、こういうように受けとめているわけとございませぬ。

ただ、もちろんセーフティーネットというのは

非常に大事で、まさかのためには備えておく必要があるということで、この規定の運用もそんなことで私としては考えているわけですが、別途の議論も党の中にはあるようでありまして、今、党の支持もないままにそういうことを断定的に申し上げるのは差し控えたいというふうに思いますが、考え方としてはそんなふうには思っています。

ただ、一つだけあえて指摘をさせていただきますと、一番最近の東京生命の例などは特にそうだったんですけれども、こうしたところに負担を課することなく処理を終えたというようなことありますので、セーフティネットとしてはしっかりした準備をしておかなきゃならない、仮にそういう破綻のようなことが起こっても、できればこうしたところにかかわりを持たない形で処理がされるというのがよろしいんじゃないかと、このように思っております。

○櫻井充君 おっしゃるとおり、東邦生命等が破綻した際にはこの機構からお金が拠出されていて、相互会社でも、会社更生法でしようか、その手続がとれるようになってから破綻処理が変わってきたというのには確かでございます。ただしこれは、新たな引き受け手があったからそれは可能だったわけであって、この先新たな引き受け手があらわれるかどうかはわからないという状況もあるんじゃないかと思えます。

再度、ここだけはっきりしていただきたいのは、民間から拠出を求めるともいえるのかないのか、その点に關してもまだ決まっていないうことでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) ちょっとまだ時間的な余裕というか、そういうこともあって、自後どういうふうに対処していくかというところは決まっております。

○櫻井充君 時間的な余裕があるのでというお話をされていますけれども、何か突発的な事故が起こった際にどうするかということだてあり得るわけですね。例えば、今回のアメリカのテロのような事件が起こった場合には、損保会社というのは

多分、たしか相当な被害を受けているはずなんです。そういう意味でいうと、今度は、損保に対しての同じような機構がありますが、その積立金というものがたしか二百五十億程度しかないといううなことであって、ある意味の危機管理というものはきちんと常に持っておかなきゃいけないんだらうと思うんです。

ですから、大筋どうされるのかという議論も全くなっていないのか、その辺の議論もされていのかどうかだけお伺いさせていただきたいのですが。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 損害保険会社の問題につきましても、生保同様の、ちょっと規模は小さくても、契約者保護機構があるわけでございます。しかし、今度は会社の実態の方のことです。申しますと、ソルベンシーマージンの比率というものも健全性を十分に示すものでございまして、また損害保険会社の場合は再保険といううな仕組みが活用されることから、今そのような災害に対して、特にこの問題について構想を改めて取り組むといううな状況というか、準備の状況はございません。

○櫻井充君 今回のこと、なぜこんなことをお伺いしているのかという、もう一つは、日生に対して業務改善命令を出されているかと思えます。今回、日生がやった行為というのは、他社は不安であるという違法勧誘を行ったかという話になつていますけれども、その中で、もう一つは風評被害を起す、増加するんじゃないかといううなことがあると、そう指摘されているんだらうと思えます。

しかし、セーフティネットがきちんとされていれば、どこの保険会社に入っても大丈夫な方々ですよというメッセージさえ送れば、契約者の方々は多分、例えばセルスマンの方が来られたときに、うちはこういうところに入っているんだけれどもここは安全なんですよとかねというの

は、それはやっぱり聞きたくないものなんだと思うんです。そのときに、そういう財務諸表とか

を見せて、ここはこういう形になっていますと言ふというのにはある意味仕方がないところもあるんだらうと思うんです。

しかし、そういうところにあなたが契約されていても、国がメッセージとして送るのは、こういうところに入っていてあなたもあなたの生命保険、契約しているものはすべてきちんと守られます、こういう機構があるから大丈夫なんですというメッセージさえ送れば、風評被害というのとはなくなるんじゃないか。つまり、こういう個々に業務改善命令などを出さなくても、いや、これはもちろん法律違反ですから、法律違反だったんでしょ、だからそれはやらなければいけないけれども、そういう意味でのセーフティネットの充実というのが私は必要じゃないかと思っております。その点に關していかがでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) もう櫻井委員はつとに御存じでございますと思いますが、この契約者保護機構の金が動いたとしても、契約の全般について原契約のまま契約者が保護されるわけではございません。そういう意味では、何というか、無傷ではないわけではございません、どうも先生の御指摘のことだけではなかなか、それでこうしたことを防げる、風評の問題を防げるというものでもないとこのうに考えます。

○櫻井充君 確かにそのとおりなんです。でも、そうなるべくと、今度は、新規にそういう生命保険会社に加入されようとしている人たちがいるとすると、基本的にはそういうところは危ないから入らない方がいいですよというの、これはある意味親切で、親切なやり方になると思いませんか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) それは全く違うと思えます。私、この前の委員長、伊藤基隆先生が委員長だったところにもこの議論、若干似たような議論がありまして申し上げたことがあるんですけれども、ソルベンシーマージンとかいろいろな指標、特にソルベンシーマージンで議論したんですけれども、ソルベンシーマージンというのは高いところ

から低いところ、会社が並んでおるわけではございまして、今度、低いところは非常に危険な会社なんだということになれば、それは次々に下の方から攻撃の矢面に立ってしまうというところはあり得るわけではございません。

しかし、ソルベンシーマージンに最も厳しい考え方をする大学の教授でも、そういうことはやってはいけないんだと、つまり、ソルベンシーマージン二〇〇%をオーバーするものというのは同じように安全なところというものでないかと、それはもう下から次々ねらい撃ちされて、保険会社の健全性あるいは安定性というものはもうしよせん確保できなくなってしまう、こういう議論が行われておるところを私指摘いたしました。もう本

当にそういうことはこの議論としてではなくて、お互いに慎重にしないといけないことではないだらうかというのを私申ししたんですが、めったに褒めない伊藤先生に後で褒めていただきました。本

○櫻井充君 とにかく何が大事な点なのかという、要するに金融システムという点で、今はいわば銀行が中心になっているわけですが、このまま果たして生保がこういう状態をやっているのかどうかという議論というのはもう一回しな

きやいけないわけであって、金融審議会の中のワーキングチームで、予定利率引き下げのところである方がこう言っているらっしゃるわけですね。今のソルベンシーマージン比率は来年ぐらいいは企業はまあ大丈夫でしょう、しかし、このような例え

ばゼロ金利なんかが続くと、株価の状況もそうだけれども、こういう状況が続けば、五年後の数字はとて怖くてほとんどのところ見せられませんか、そういう話すら出ているわけですね。しかし、その手の話というのは一般の方々は全くわかっていないわけであって、その中で、契約者である人たちがどういう形で守られるのが一番

最低限、被害を最小にすることができるとかという議論はしていかなきゃいけないことなんだろうと思うんです。

その中で予定利率の引き下げというのが提案されていましたが、これは当分行わないということになったと考えてよろしいんでしょうか。

ただし、そうは言いながらも、今度は利率変動型の商品のウェイトがだんだん高くなってくるだろうというふうに生保協会の会長がおっしゃっています。ということは、今度は生命保険会社の方で勝手に、利率の変動型の商品というか、自分の都合で予定利率を変えることができるようになるんでしようから、結果的には予定利率の引き下げと全く同じことが起こってしまうんじゃないかと思うんですが、この点についていかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) 変額保険でございますけれども、これも直近の国債の応募者利回りに連動しまして一定期間ごとに予定利率を動かしていくという商品が出ておるわけでございますけれども、この比率がこれからどれぐらい契約をとっていくかというのは定かではございませんけれども、これもまた保険契約者のニーズを反映しているということで、我々としてはその商品の推移を見守りたい、こういうふうにご考えているわけであります。

○櫻井充君 これで例えばその契約者の方がきちんと説明されていけばいいのかもしれませんが、その説明が不十分であったりとか、それから予想するよりもはるかに大きく利率を引き下げられるとか、だから金融商品に関する販売の法案ができたんだと思いますが、しかしあれは契約者の方々が全部立証しなきゃいけないということになって、なかなか難しいんだと思うんです。

そうすると、こういう商品に対してのチェックというのは、一応は金融庁というのはなされるのですか。

○副大臣(村田吉隆君) ただいま新しい商品の内容のディスクロージャーでございますけれども、御指摘のとおり、金融商品販売法あるいは保険業法により

まして利用者の保護を図らなければいけないということ、そのディスクロージャーがしっかりされなければいけないということであると思います。

特に、今御指摘の点でございますけれども、新しい商品が出てくるに当たりましては金融庁でチェックをしていく、こういうことでございませう。

○櫻井充君 もう一つ、生保業界にとってゼロ金利やそれから株価の低迷というのが問題ですが、もう一つ前から指摘されているように、簡易保険というものが民間の生命保険会社の経営を圧迫しているのではないかと指摘がありますが、この点について、金融庁、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは簡易保険にとどまらず、公的金融と申しましょうか、そういうことは全般に言えることなんでございませうけれども、やはりどこに均衡点を持っていくかということであろうというふうに思います。

私、住宅金融のことについてここでしばしば議論をいたした記憶がございますけれども、住宅金融というのは今やリテール金融のいわば本場に宝の山みたいなことで非常に魅力のある収益獲得先だということに思いますが、少し金融が繁忙になってきたときに、本当に個人の住宅金融のようなものが非常に金融の緩んでいるときと同じようにケアされるのかというようにもまた一つの問題の側面ではないかというように私を私指摘させていただいた覚えがございます。

もちろん、そういうことにも本心に覚悟を決めて取り組んでもらいたいというのが私の民間金融機関に対する願いなんです。ございませうけれども、じゃやぎりのところ政策的な金融は一切要らないかといえ、やっぱりそれとやらも要らないとまでなかなか言い切れない面もあって、そのあたりの均衡点を我々は探っていくかなければならない、そう考えております。

簡易保険も同じでございます。一千万、無審査、それから郵便局というふうなああいう二万四千力所でございますか、もう本心に田舎の隅々

までユニバーサルなサービスが行われるというふうなことを考えますと、本当に自分の生命保険を、保険のシステムと自分をつなぐチャンネルとしてはそれしか持っていないというような方も容易に想像されるわけでございます。そういうようなことを考えると、それにすべて取ってかわるような民間の生命保険会社があるのかというふうなことで、やはりこれもまた均衡点をどこに見つけるかの問題ではないかと、そのように考えております。

もちろん、今委員が御指摘いただいたような民業圧迫と、官業がはびこって民業を圧迫するなどというふうなことはこの均衡点を探る場合にも全くあてはまらないことだというのは言うまでもないことでございます。

○櫻井充君 でも大臣、例えばWTOのサービス貿易一般協定の中に、そのWTOの加盟国の場合には、サービス及びサービス提供者に対して、自国の同種のサービス業及び提供者に与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないことという規定がございまして、そうすると、例えばこういう簡保なんかの場合には契約者保護機構とかそういうところに対しての資金の拠出が免除されたりしているわけであって、明らかに有利、不利というのはあるわけだろうと思うんです。

この点から考えても今の簡保のあり方というのは私はおかしいと思っておりますが、大臣はいかがお考えでございませうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 内外無差別をそのWTOの金融サービスにかかわる取り決めは言っているんだらうと、こう思います。ですから、日本の民間の生命保険会社と外国の民間の生命保険会社のことがさしずめ直接の対象になっている取り決めではないかと、こう思うわけでございませうが、それはそれといたしまして、簡易生命保険というのは丸ごと問題ではないかと、こういうことについて申し上げます。最後のところでどこにバランスを見出していかうと考えるべくきもの

だろうと、こう考えているというわけでありませう。

○櫻井充君 これは民間と民間の取り決めなんですか。

○政府参考人(松井浩君) 総務省の郵政企画管理局長でございます。

お答え申し上げますが、WTOのサービスの貿易に関する一般協定におきましては、そこでとりまますサービスといえますのは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスを言うこととされております。簡易生命保険事業は政府が直接提供しているものでございまして、WTOのサービスの貿易に関する一般協定、GATSと申しておりますが、これにおけるサービスの対象外と整理されております。

○櫻井充君 これはもう一度議論になるところですけれども、政府が本心にやらなければいけない事業であったとすれば、そのところは納得のいく規定なんだろうと思います。しかし、政府が本来やらなくてもいい事業、やらなくてもいいような事業でもし民間の事業者がもっと参入したいということになったとすれば、簡保はやはり縮小していくべきではないか、そしてこの間のワーキングチームの議論の中には、予定利率に対して簡保が比較的高かったため、その予定利率の引き下げを行えなかったというふうな発言をされている方もいらっしやいました。

そういう意味で、やはり民間企業を圧迫していると言わざるを得ないような点もあるんですが、大臣、その点について再度お伺いさせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 郵政三事業も平成十五年からは公社に移行するわけでございまして、そういう動きの中で、これは単に組織形態を公社にすればいいというものではないはずなので、事業の内容等についても見直しを行うということが伴う話であろうと思っております。そういう中で検討が行われるであろうと私思っております。

が、その際には新しい観点で私どもも言うべきことはきちっと言っていきたいと、このように考えております。

○櫻井充君 本日に民間でできることは民間でということが基本になるのだと思いますので、ぜひそのことを踏まえて御発言いただきたいと思ひます。

それから、最後にですが、前回の財政金融委員会の中で、柳澤大臣、金融機関の競争をもっと大きくして、ここにこうあるんですが、競争をもっと大きくして盛んにすることによって資金の疎通が円滑に行われるということについては気を付けているつもりだという発言がございました。

あえてもう一度お伺いしたいんですけれども、金融機関の数がふえればそれで競争原理が働くというものではないと思います。ですから、大臣としてはどういう施策をもって競争原理を働かそうとしていらっしゃるのか、その点について教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、そのくだりで既に私申し上げたことでございますけれども、私ども、地域金融機関について、資本増強等に当たってもその方針を既に明らかにいたしておりましたけれども、やはり複数行の存在というのを大事にしていこうと。それは何がゆえに大事にすべきかといえ、一行の独占になりますと、これはもうとかく価格の面でもサービスの面でも過剰な利益を得てしまうというところが容易に想定されるわけでございまして、そういうことのないように、対抗行と申しますか、そういうものを念頭に置いていろいろな措置、資本注入を行わなきゃならない、こういうふうに考えてそういう方針を明らかにしておるわけでございまして。

そういうようなことで、競争ということが、いろいろなときに申しますけれども、特に経済問題については、やはり問題を解決するのに何だかんだ言っても一番有効な原理と申しますか力だといふふうに考えておるわけでございまして、そういう意味でも、地域の隅々にまで金融を疎通させる

ためには競争が非常に大事だということを申しただけでございます。

ついでに、先ほどの簡易保険との関係がどうしても連想されるものですから申し上げますと、それに加えて日本の場合には、さらに国民生活金融公庫であるとかいうような公的な金融というものが、そうしたとかく陰に入りがちに利用者に対していろいろなサービスを提供するというシステムではないかと考えております。

○櫻井充君 競争というのは、だれとだれが、要するに企業の人たちが金融機関を選ぶようにしていくということが競争原理が働いてくることなんだらうと思ふんです。そういう意味でいうと、企業の方々にどれだけの情報を提供するかということが非常に大事でして、今確かにディスクロージャー誌がございしますが、そのディスクロージャー誌の情報が、企業の方々が本当に欲しい情報ではなくて、金融機関が自分のところの都合で出してもいいような情報を適当に出しているという状況なんだろうと思ふんです。

だから、我々は地域金融の円滑化に関する法律案を今度また提出させていただきますけれども、つまり銀行の情報を公開して、その企業の方々がこの銀行はどういう銀行なんだということを知らした上で、そういう情報があるから最初競争原理がより強く私たちは働くんだと思っているわけですから、我々はこういう法律が必要じゃないかということを前から強く訴えているんですが、再度お伺いしたいのは、こういう法律が必要でないと考える根拠を教えてくださいたいんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 法律でどこまで民間の活動を規制していくんだということだろうと、こう思ひます。金融機関の規制についてはやはり健全性というところにどこまで、そこを基本としていろいろな規制を考えていくというのが基本原則ではないかと私は考えておりました、それ以上いろいろな社会的な側面から規制をする、ある

いは干渉していくことはできるだけ慎むべきだという原則に立つべきだと考えております。

○櫻井充君 大臣、それはちょっと法律を誤解してまして、我々は情報公開のルールをつくるだけであって、規制しようと言っているわけではございませんので、後でもう一度ぜひこの法案を読んでいただきたいと思ひます。

○山本保君 公明党の山本保です。

きょうは今回の新しい法律についてお伺いいたしますが、最初に大臣にお聞きしたいんですけれども、これまで大分お話が出てまいりましたが、少しまとめるような意味で、この法律がねらいとしておられるところについて少し整理をしたいと思ひます。

といいますのは、やはりあれにもこれにも何にも効くというふうな対応というのは余り効かないというところもあるわけでありまして、一番のねらいはどこにあるのかということ、そしてそれがどうして今必要なのかということについてお伺いしたいと思ひますので、まずそれについて簡単に話させていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いろんないきさつに基づいて、日本の金融機関、銀行がかなりの株式を保有しているという事実がございまして。他方、株式というのは、この金融のインストルメントの特殊性として、極めて価格変動のリスクが高いということでございます。そういうところを以てして、最近、バーゼルの銀行監督委員会でも、リスク管理上、株式についてはリスクウェイトを高くするというような動きもあるわけでございまして。そういうことを考えますときに、私どもとしては、一刻も早く日本の金融機関の株式保有について、これを減額していくという努力をしなければいけない、そういうことで、今回、株式保有制限というような制限を緊急に臨時にかけることにいたしましたわけでございます。

そういうことを一方でやるからには、これに適合するためには、どうしても金融機関としてはいろいろな事情からこの規制に適合するためにかな

りの株を一律に売らなきゃいけないというようなことも想定されるので、そのときには短期的に需給の関係から市場に無用の攪乱というか混乱を生ずる、それはやっぱり避けなきゃいけない、そのために今度、取得機構というものを置いて、セーフティネットとしてそういうことを防いでいくと。

こういうようなことで、今回この二つ、保有制限と取得機構というものをワンセットにして法案化して御審議をお願いしたいという次第でございます。

○山本保君 それで、まず最初に背景として、国際的にもこういう日本の銀行の特殊な状況について問題指摘があるのではないかとお話をいたしました。これは、そうだとすればいいんですか、既に以前から問題に当然なっていたことではないかと思ひますが、私はこの委員会、今回初めてでございますので、ちょっとこの辺について、今まではどのような形で金融当局は銀行について監督もしくは指導をされてきたのかということについてお聞きしたいんです。

つまり、きょう午前中にも出しましたけれども、もう既に主要行は毎年何兆円、二兆円とか三兆円という形で進んでいるということ、もう既にそういう効果は、効果といいますが、そういう指導なりまたは流れというのは今までの金融当局の努力もしくは各銀行の努力によって進められているのだということであるならば、今ここで新しい法律をつくる必要も逆にならないのかもしれない。そうではなくて、いや、進んでいるんだけれども、ここでもう一度この法律をきちんとつくることに意味があるのだと、こういうことになるのか、この辺についていかがでございますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、山本委員の御指摘の順で言いますと、第二番ということになるわけでございます。

今、なかなか話が、国際会議ですので、まだ問題の複雑さからいって十分まとまっていらないんですけれども、検討の過程から伝えられてくるいろ

んな案というのは、やっぱり株式という資産に対するリスクウェイト、例えば百株式持っていて、リスク資産としてはこれはもう百五十持っているんだ、二百持っているんだ、二百五十持っているんだというふうに計算すべきであるというようなことについているんな動きがあるわけでございます。

そういうようなことを考えますと、これはやはりできるだけ早く株式の保有の縮減を図っておかなきゃいけないということが、株式の変動リスク、特に時価会計の關係で自主的にやってきたけれども、それに加えて今のリスク管理の面からの話が最近加わってきたという状況を、私も、これは放置できないという切迫感からこうした制限という直接的な手法を導入せざるを得ないと考えた、背景として持っているわけでございます。

○山本保君 保有についてちょっと、今お話ありましたのでもう少しお聞きしたいんですが、

ということで、三年間でこの基準をクリアしないのは、私などにしますと、一つの考えとして、これまで明治以来の日本の銀行なり金融の体質というのが多分あるんだと思うんです。それを三年とか五年で、一片の法律で入れかえるなということができるんだらうかという、こういう感覚と、反対に、いやもうお話のように既に進んできているので、実際には法律が発動といいますが、一つの考えとして、東洋的ですけども、法律などというのはつくっても実際には意味がないぐらゐのものでも私は悪くはないと思っ

ています。そういうことで、もう三年とか五年というのは非常に微妙な数字なのかなという気もするわけですが、この辺、大臣、重ねての質問ですが、お願いいたします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) もうおっしゃるとおりでございます。

この三年、五年というのは非常に重要な時期で

あるというふうに思います。余り技術的なことをここでようちよう長話をする必要はありませんけれども、バリエーションリスクという新しい手法で、それもしかも何%の確率で起こるというようなことをカバーしようというようなこととでリスクウェイトを考えると、非常に厳しい指標になってくるという可能性が強いわけでありまして、そういうものに対して早く備えをしておくということはどうしても大事だというふうに考えているわけ

です。

○山本保君 ありがとうございます。

つまり、そうしますと、私が最初に言った方はちょっとのろくて、つまり大変なところにあると、今、そこで、こういう法律を早く成立させて、内容的に見ますと非常に単純な基準だなというふうには思っ

て、でも、この生むところが出てくる、もっとたくさん出てくるということだと思

います。もう一つ最初に総論的にお聞きしたいんですが、新しい新規参入というのを認めるというようなことをやりました。それから、この後でもお聞きしますが、金庫株ですか、こういうものの制限を緩めたり、また持ち株会社というような形で再編のようなものも進んでいると。こういう全体の今の金融行政の流れの中で、今回のこの保有の制限というのはどんなところに位置づけるのかということについて、できればお教えいただきたいと思

います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 一つは規制の緩和というのがあると思

います。先ほど御指摘になられた持ち株会社というようなこと、あるいは他業からの銀行業への参入であるというようなこと、こういうようなものは、全体としては自由化という、組織形態も自由化しようというようなことでございますけれども、それと同時に、その自由化絡みでは、行為規制というの

は非常に強くなる傾向にあると私は思います。

ですから、規制というものが撤廃あるいは緩和されるというようなときに、誤解を生じがちなんで、すけれども、私は、規制というものは、何となく、特に参入の規制が緩むと、もうだれも入っていらっしやいというようなこと、それでい

ろんな組織形態もどうぞ自由に選択してください、このあたりまではいいんですが、しかし、そういうこと

で中に入ってきた人たちはこういうルールを守らないといけませんよという意味では、逆に規制がかかるわけですね。参入が規制さ

れている場合には、行儀のいい人たちが大体そろつか、あるいは業界というような、業界の組織

団体をつくって、そのところにきちっといろいろ指示をすればあとはもう徹底するということな

ことで、割とルールというの細かいところまで必要なわけですが、今度はそのような個体が

いるんか、今度はその一つの個体に対しては、こういう行為をしてはいけませんよとか

いうルールが非常にきつくなるということござ

います。

そういうことは一つあるわけですが、今度のこともそれと関係がないとは言えないかもしれ

ませんが、やっぱり金融機関の場合は健全性というものが非常に大事だということになっ

ていまして、不良債権の問題も先ほど来御議論いただいているんですけれども、そういうものも非

常に長く抱えていたんでは健全性に欠けるところが出てきますよということですが、もう一つ

の課題として、日本の場合には株式の保有というの

な気もするんですが、少しわかってきたような気がいたします。

それで、ちょっと具体的に、今度はず最初に保有制限について伺いたいと思うんですが、これ

は最初は、櫻井委員がさっき聞いていたことと私も実は同じようなことを素人的に考えたんですが

けれども、どんな株式をどれだけ持つかということ

は、基本的には会社社に任せておけばよろしいん

じゃないかというふうな気もするわけですね。株

というのは、当然、銘柄によって非常にいい株もあるでしょうし、そうでないものもあるでしょう

し。

ですから、問題は、消費者といいますが、利用者にとつては、どういう状況で持っておられるの

かということがある程度わかればよろしいんじゃないかなというふうな気もするわけなんです。そ

れを今回のように自己資本という額で定めるとい

うことは許されるのだからというふうな気がす

るんです。また、そのことについて、自己資本の

額というのを一つの基準にするということにつ

いて何か理論的な根拠なりはあるのでございませ

うか、それは目安なんでございませうか。

○副大臣(村田吉隆君) 委員おっしゃるように、各銀行がどれだけ株を持つかというのは、それは

各行がそれぞれのリスクとリターンを考慮によっ

て判断すればいいということはおっしゃるとおり

だと、こういうふうな思いです。

今回の法律によって一定の範囲内、すなわち自

己資本の範囲内に銀行の保有する株式を制限しよ

うと、こういうふうにしたわけは、現状において

我が国の金融機関の持っている株が非常に多く

う検討がなされる最中でございまして、そういう意味で、とりあえずリスク管理能力の範囲内におさめようという観点から自己資本の範囲内という基準を置いたと、こういうことでございまして、その制限につきましても、「当分の間」という規定があらわして書いてあるとおり、とりあえずそういう制限を置かせていただいたということでございます。

○山本保君 そうすると、これも確認ですが、「当分の間」、午前中にも議論がありましたけれども、これは期間的な意味だけではなくて、自己資本という基準にしたことについてもまず当分の間だと、これは変更があり得るということでございますね。ちょっと確認させていただきます。

○副大臣(村田吉隆君) 二〇〇五年にはBISの基準も固まってくると、こういうふうな思われますので、そういう意味では、我々はそういうことをにらみつつ、当分の間こういう制限を設けさせていいただいたということでございます。

○山本保君 それで、もう少しこれは知識としてお聞きしたいんですが、外国についてという話も出たと思うんですが、外国でこういう制限を法律で設けておるところは少ないとも聞いているんですけれども、というのは、当然、外国での持ち株というんですか、その状況が日本と多分違ふんだらうなという気もするんですが、諸外国の基準や実情とあわせて日本の状況はどうであるのかについて、少し参考にしたのでお教えください。

○政府参考人(原口恒和君) 外国の状況のお尋ねでございますが、諸外国の株式保有制限、これは各国の歴史あるいは社会経済情勢等に応じて行われておりまして、法律において一律に制限を設けている国もあれば、設けていない国もあるということで、制限のあり方はさまざまと承知しております。

例えばアメリカにおきましては、これはリスク管理というよりもむしろ金融と事業の分離という観点から、銀行は原則として自己勘定で事業法人の株式を保有できないという、そういう形の制限

がされております。

また、ドイツにおきましては、銀行は議決権の一〇％以上を有する事業会社の株式を総額で銀行の自己資本の六〇％を超えて保有してはならないというふうなされております。一方で、議決権が一〇％以下の事業会社の株式の保有については制限が設けられていないということで、日本の場合はこういう各国とやや異なっていて、今御説明しましたように、専ら株式の価格変動リスクを銀行等のリスク管理能力の範囲内にとどめるために導入したということで、一概に比べるといいことはやや困難かなというふうに感じております。

○山本保君 当然、これは各国の状況によって違ふのかなというふうに思いますが、議論を少し戻すような気もするんですが、今、局長からは、アメリカなどはいわゆる事業と金融は分離しているんだという伝統があるということがあったわけですが、実際に考えてみますと、しかし銀行というのはいわゆる産業、経済に対して大変なそれを伸ばしていく力を持っていると思うわけです。

それは形としては、例えば会社の、または新しい会社などの株を買って直接投資するという形ですべきではないかと。今までのように融資で銀行を通してというよりは、直接金融の形がこれから望ましいんだというような議論がされておりますよね。こういう流れ等を考えますと、これは規模の違う議論なのかなという気もするんですが、今回、銀行が株を持たないということと何か反するような気がしないでもないんですけれども、この辺はどう理解したらよろしいでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 直接金融というのは、要するに仲介者、特に銀行ですね、銀行が飛ばされて資金の出し手と資金の受け手という利用者が直接結びつく、そういう形で金融が行われるということでございます。その仲介者というのは、自分のバランスシートで多分資産、負債というふうな形を介在させていることだろうと思うんですけれども、いずれにしても、株式での資金調達というのは明らかにこれは直接金融、そのほかに

社債とかそういうようなもので行うのもこれも直接金融と、こういうことになるわけでございます。

そういうものがある場合にはリスクはどういう状態になるかという、リスクがその資金の出し手に当然生まれてくるわけですが、それが、もう最終の負担者ということになるわけです。銀行が介在した場合は、銀行がリスクをとった場合には自分自身は最終的な負担者ではありません。預金者に迷惑がかかる危険性を持ったリスクの負担をしているということになるわけでございます。直接金融によってなるとなると、最終の帰属者になるような金融を適切なバランスのもとでと日本は導入しなきゃいけないというのは、今の金融はど間接金融に傾いていると、銀行がほとんど全部事業のリスクを背負ってしまおうというふうなことでありまして、こういうものはもう耐えられない金融体制ではないんじゃないかということから、直接金融をもっとふやさないかということから、我々申し上げているわけでございます。

したがって、銀行が株式を持っているのはどういうことかという、これは確かに株式は直接金融の手段ではありますけれども、銀行が持っている限りは最終の投資家、最終のリスクの負担者が持っているわけじゃありませんから、これはやっぱり、何というか、金融のインスツルメントというか、商品は確かに直接金融の手段なんですけれども、商品が最終のリスク負担者に帰属してないということ、これはやはり排斥されるべきもの、全部が全部ではありませぬけれども、ウェーリダウンをしなきゃならない形だということになるわけでございます。

○山本保君 そのことでちょっと確認したいんですが、今回の保有制限の対象には未公開株は含まれていないというふうになっておりますね。現場の方を見ていますと、この委員会でもよく言うんですが、本当に応援が欲しい会社がたくさんあるわけですが、頑張っていたら、そのときに、いろんな手段が今考えられているんでしょうけれど

も、伝統的な手法でいけば、やはり銀行さんがその地域の中で努力していただくということが一番スムーズにいくんじゃないかと思っているんですが、未公開株が今回は入っていないということについては、ベンチャー型ですとか、そういうところには積極的に応援をしていただくという効果があるのかどうか。逆に、こういうことになりましたら、何か銀行が余計貸し渋りといいますが、貸し出しなり投資というものをびびってしまふんじゃないかという気がしないでもないんですけれども、その辺のねらいというのはいかがでございますか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、いわゆる今銀行が保有している株式というのは、どちらかというと持ち合いというふうなことで、これは企業評価に基づかない株式保有が株価形成をゆがめるとか、あるいは直接金融なり直接金融の市場であります株式市場の健全な発展を妨げたい要因の一つであるというふうな指摘もあることから、これはむしろ銀行等の株式保有制限によって株式市場の健全な発展をねらったものでございます。

一方で、今御指摘のようなベンチャー企業などの未公開企業の株式は対象外としておりますが、これはまさにベンチャー企業等の資金調達、これがいわゆる直接金融という形で容易にできる、また、それによって地域の経済の活性化を図っていくということも重要な課題でございますので、これは今回の保有規制の対象外といたしまして、そういう直接金融の流れと整合性を欠くことのないように配慮したところでございます。

○山本保君 そこはわかりました。ではもう一つ、これも難しい議論なのかもしれませんが、先ほど申し上げた説明も聞いたんですが、いわば株価の上昇とか下落ということと余り今回のこの、というか、それは自己資本というふうな、ティア1ですか、これにはほとんど影響はないんだという、先ほど数字、パーセントも上が

たような午前中に議論があったと思うんですが、そのことについて少しお聞きしたいんですが、結論のところだけ言いますと、例えば今回のこういう議論が、議論という法律が出てきたのは、理由にはなかったわけですが、今大変景気が悪い、株が下がっているとか、こういう日本の状況の中で出てきたんじゃないかなと思われるわけですが、もし大変、もしいいいますか、そうあってほしい、経済が非常に元気になりまして株の値段がどんどん上がっていくと、こういうふうになったとき、この今の法律というのはそのまま必要になつていくのかどうか、またはそのパーセントなど、先ほどちょっと答えたもつたんですが、変わっていくのかどうか。また逆に、どんどん株が下がっていったときに、じゃ事実上そんな何も新しく制限なんというのは関係なくなつてしまふというふうなことはないのかという気がするんですが、いかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) まず初めに、今回の措置でございませうけれども、株の支持をするためにやろうと、そういう目的を持ったものではありませんでして、株式の保有制限を銀行に課すと、その裏腹で、銀行がその株式を処分する過程でもって市場に我々が予期しないような大きな波乱が起るような場合にセーフティーネットとしての買い取り機構を設ける、こういう目的を持った措置でありまして、株を支持する、こういう目的で導入しよう、こう考えているわけではありませんで。

ただ、今度は株が上がっていった場合にその政策を見直す可能性があるのかどうかということにつきましては、その制限のやり方、度合いにつきましては、国際的な関係のこともこれあり、またそういうことも考えて、あるいは我が国の金融機関の財務の健全性等々もかんがみまして、そのつど適時適切に見直しをしていきたいと、こういうふうな考えているわけでありませう。

○山本保君 基本的には、株の上下というふうなことではなくて、日本の金融、銀行の構造について

て変えていくのだと、ただしその数字等については状況によって変化があるべしという答えだと思ひました。

それで、じゃ次の質問で、今お話も出た、今度は株式の取得機構について少し細かくお聞きしたいのでございませうが、今、副大臣もお話ありましたけれども、この議論が出てくるときには、何かこれを、政府が株を買ひ支えるのではないかと、こういう意図ですとか、介入する、またはつづれような銀行を助けるというふうな、いろんな議論がされたような気がするわけなんですけれども、今回のこの法律というのはそういう流れから出てきて、そしてそんな意図を持っているのではないかと、こういうことについて、いかがでございますか。

○副大臣(村田吉隆君) あくまで、先ほど申しましたように、この買い取り機構は株式の買い支えをするものではなくて、もとよりこの機構に、今度の制度に従ひまして銀行が株式を処分する場合でもあくまで任意に、市場で売るかあるいはここに売るか任意になつていけると、こういうこととでございませう。

先ほど申しましたように、この買い取り機構の創設というのは、銀行の保有株式に制限を設けると、その関係で、銀行の処分によって株式市場に思ひない、予期しない波乱が起るような場合にセーフティーネットとして買い取りを行うと、こういう措置でございませうので、買い支えになるとかあるいは銀行救済になるとか、そういう目的はもとより有してないといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○山本保君 そのことについてもう少し、じゃ中身ですが、例えば株がどんどん下がっていったとき、それをどんどんこの機構が買ひ取つて、そしてもうほとんど値がつかない、それにどんどん国の税金が入れられるんじゃないかというふうな気が持たがやはり国民にはあるんじゃないかと思ひます。そうじゃないと、そういうふうにならないうように仕組みはつくつてあるというふうな御説明明いたしたいんですが、いかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) 市場で売るかあるいはこの機構に買ひ取つてもらうかというものは、これはあくまで任意である、こういうこととあります。それから特別勘定の方でこの機構が銀行の株式を買ひという場合においては、恐らく市場では処分できないというふうなケースにおいてこの機構の買い取りという措置が発動されるのではないかと、こういうふうな思ひます。

ただ、一方において、国民負担につながらないやうにということとでございまして、幾つかの措置がなされております。

一つは、その特別勘定のほかに一般勘定という勘定を設けまして、これは政府保証の範囲外でございませうけれども、そこで可能な限りETFとかあるいは投資信託の組成のために瞬間タッチでもって損が出ないような形でもって買い取りが行われると、こういうことが一つ。

それから、特別勘定におきまして、買ひ取る株式を一定の格付以上のものと、あるいは上場株式であるとか、そういう対象株式が制限されていること。それから、買い取りの開始につきましても運営委員会の議決を要すると、こういうことにしてあること。それから、売却時に8%の売却時抛出金というものをいただくことになつていると。

そういうことをあわせて、国民負担に極力つながらないやうに措置しているといふことでございませう。

○山本保君 もう少しそこについて、局長でもいひんですが、お聞きしたいんです。

つまり、まず今お話にもちらつと出たんですが、どんな株でも全部買ひ取るのかどうか。つまり、銀行としてはもうだめになった株を売りたいでしようし、それは、国民の側からしたらそれは困るよといふことになる。やはり基準があるんだと思ひます。それも、どんどんと買ひかえて、銀行の方は、この五年間、三年間の間に動いてる株を次から次へと引き受けるんじゃないかという、トータルが自己資本の中であればいいん

であれば幾らでも動くわけでしょう、そういうやうなことになるのか。

つまり、買ひ取るというときに、その対象となる株の範囲や、それからその性格や、それから幾らぐらゐまでのお金でそこで使われることになるかという額ですね、この三つについて御説明いただきたいと思ひます。

○副大臣(村田吉隆君) 買ひ取る、特別勘定のケースでよろしうございませうか。

○山本保君 はい。

○副大臣(村田吉隆君) 特別勘定で買ひ取ることにする対象の株式は、十三年三月末において銀行が保有している株式ということで、時限的にその制限を設けると。これは、銀行から報告を出させていただきまして、十三年三月末の保有株式といふことでまずセットいたします。

それから今度は、先ほど申しましたやうに、対象株式としては店頭市場以上の株式市場において上場されている株式で、かつまた格付がトリプルBマイナス以上のものと、こういうこととしていふわけでありませう。

もう一個の質問は……

○山本保君 総額です。

○副大臣(村田吉隆君) 総額は、一応銀行が保有している株式は三十九兆円ぐらゐといふやうに想定されますけれども、ここ数年間の趨勢を見ますと毎年二兆円とか三兆円という、そういう売却の実績がございませうから、そういう実績を超えるものとして株式買ひ取り機構で措置しなければいけないものとして大体二兆円という、そういう政府保証をいただきまして、措置をいたしまして、買ひ取る額を一応予定しているといふことでございませう。

○山本保君 額、種類、そして対象の株についても、相当今お聞きしていると制限された、本当にこれ十年間にどれだけの仕事ができるのかなという気がしないでもないんですが、ちよつとそれについてもう少しお伺ひします、細かい話ですけども、こういう団体を、そ

れも民間の団体なんでしょうけれども、いわゆるお役人の天下り先になったり、また銀行の人事のリストラのはけ口といえますか、そんな形で運用されるんじゃないかという懸念もあるんですね。この辺はそうならない、またこのときの給料といえますか、役員、職員の給料などというのは幾らぐらいでどこからそれは出されるのか、いかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) この機構は認可法人という形態をとる予定にしております。それは、この機構において、銀行が保有する株式について保有制限を設けて、その処分を計画的に進める、そういう中でセーフティーネットとしての買い取りを行うということでありまして、その機構について、特別勘定の買い取りについては、公共性がある、こういうことから政府保証をつけていただく、こういう観点から認可法人という形態が好ましいというふうに考えた次第であります。

それから、存続期間でございますけれども、一応最長で十年、その買い取った株式が途中で全部処分し終わった場合にはその時点でこの機構は解散すると、こういう形になっております。それから、この特殊法人につきましては見直しを行うというのを規定しております、発足後三年以内に、法律施行後三年以内に見直しを行うと、こういう規定も設けられているわけであります。

それから、機構の運営は基本的には銀行界から選んだ役員が行うということになっておりますけれども、ただ役員につきましては内閣総理大臣の認可が必要だと、こういうことになっております。そのほかに、我々としては、政府の職員とかあるいはOBが役員になる、役職になるということとは考えていないということでもあります。

それから、給料等につきましては、機構の一般職員につきましては当初拠出される当初拠出金の中から支弁する、こういう規定になっているわけでありまして、幾ら給料を支払うかどうかについても機構が自主的に決めていくことになるかと、こういうふうに考えております。

○山本保君 もう一つ、ちょっと違うことですが、先ほど出たことではあります、特別勘定で株式を買うわけですが、先ほど十三年三月末のところということでしたが、これは今後この銀行から何株を買ったかというようなことは公開されるのでしょうか。何か公開されますと逆にマイナスのような気もしないでもないんですが。

○副大臣(村田吉隆君) これは、市場に与える影響等も考えまして、そういう買い取りの株、具体的な個々の株がどうだということとは公開をしない方針でありますし、かつまた役員等につきましては守秘義務が課せられている、こういうことであります。

○山本保君 大体それで特別勘定というもののについての意味はわかったんですが、先ほどの話にもありました一般勘定の方、これが私ども説明の方にお聞きしても余り意味がわからなくて、大手銀行というのは数も限られているわけですし、それからそのために、前日ですか、いわばだれもが認める値段で株を買ってすぐに売る、即時売ってもうけはないというような仕事、こういう仕事というのは本来銀行とか証券会社とかそういうところが行うことであって、この機構が行うことのメリットというのは、スケールメリットがあるとは言われるんだけれども、どの程度あるのかなという気がするんですが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これはむしろ特別勘定よりも一般勘定の方が順番からいっても先に出てくる話でございます、一般勘定を我々は大いに活用したいという気持ちを持っているわけでございます。

それはどういふことかといいますと、ETF、日経二二五というのが一番人気のあるETFですからこれを例にいたしますと、一行から買ってETFをつくるよりも、二行、三行から買ってETFをつくる方がはるかにこれは易しいです。それは、補充をするのはどっちも全銘柄そろいませんから、したがってどこかで市場から補充しなきゃいけませんけれども、やっぱり複数行の株を

拠出してもらってETFをつくる方がこれは易しいです。そういう意味で、ETFを組成するいわば場としてこういうものがあつた方がいいと。

それから、例えばの話、A銀行はこういう銘柄を持っている、B銀行はこういう銘柄を持っている、と、この銘柄、あそこものをたまに持っているからあれをちょっと出してもらいたいというふうなことも、この機構があればこそ言えるわけでありまして、一般のプライベートな地位しか持っていない証券会社がこの行行ってそういう話はできないということでございます。

会員の銀行であればこそ、そういうことを率直に言ってもらえるというふうなことになるというふうな考えておるわけでございまして、そういうことで、できるだけETFのような形のものでうまく市場につないでいきたい。これは現物出資の市場型の信託でございますから、そういう意味で私もこの場を大いに使っていきたい、これを主に考えていきたいということを考えているわけでございまして。

○山本保君 大臣、おっしゃることはよくわかるんですが、そういう仕事はまさに民間で銀行の団体とかがやるべきことだったんじゃないか。つまり、政府保証をするとか制限枠を決めるということとはまさに国の決める仕事だと思ふんですが、今、大臣がおっしゃったようなことはまさにビジネスの問題じゃないかという気がして、いや、そういう動きがあったのでちょうどそれを入れてやったんだということかもしれませんが、その辺いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) できないんです、純粹の民間です。純粹の民間ですと、全くもうむしろインシアチブはその当該の銘柄の株を持っている銀行の側のインシアチブにかかってしまうという事です。やっぱりこういう一種の共同の利益を追求する場というものがあればこそ、そういう話を持っていきたいということなんです。そのぐらいにしておきます。

○山本保君 よくないという意味で言っているわけではありませんし、また、できる限り民間型に運営をしていくという話もありましたので、期待はしたいなと思っております。

あと、この団体がもうかたときには税金を当然払うでしょうね。それから、最後に剰余金といいますが、お金が残ったときには国民の方に、赤字にならずに、また出した方たちにもリターンがあるんだというふうな認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) この機構は、まず税金の関係でございますが、認可法人として設立されるものでございますが、機構に拠出金を納付した会員に対して残余財産の状況によっては拠出金相当額を超える分配が行われるということから、法人税法上は普通法人の扱いになるということでございます。

あと、御指摘のように、この残余財産で利益が生じた場合、一定の額までは拠出金に対して配当を払いますが、それを超えた場合は、いわば政府保証を付しているというこの対称形と申しますか、それとの均衡を考慮して国庫へ納付していただくという仕組みになっているところでございます。

○山本保君 大臣、もうかりますかね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 結論を言えば、わからないわけでございます。したがって、損失の負担とこの利益という剰余金の帰属先というのは全くシンメトリーにつくってあるわけでございます。

ただ、十年という期間を持っておるわけでございまして、私どもとしてはやはり持っている株が上がるような経済運営をしていかなきゃいけないし、そのことはやっぱり政治家としての使命だという御指摘も衆議院の方でいただいております、私はそのとおりだというふうに考えております。

○山本保君 ありがとうございます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。法案について伺います。

結局、すべての出発点は、銀行が非常にたくさん株を持っておるところから始まっているわけなんです。そこで、基本的なところについて伺いたんですが、柳澤大臣、相当程度の株を保有するに至った理由ですね、それについての評価、これは変わったんでしょうか、そのことも含めてまず伺いたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は若干個人的な経験も踏まえて整理をしているわけでございましてけれども、銀行の保有株式のいきさつというのは、第一にはやっぱり財閥解体というふうなもので、その後企業グループというふうなものを考えたというときに、こうした株式を持つということ、特に金融機関が中心となって株式を持つというふうな歴史的背景もあったというふうに思います。

それから第二番目には、資本の自由化のときに、やっぱり各事業会社ともに、当時は外国人の株主があらわれるということに対して、ちょっと今から考えると考えられないくらい心配をしておったということがありまして、特にそういう中で、企業経営に参加する形の株式の取得というものをや恐れ過ぎるほどに恐れる中で、安定株主対策ということをその企業が志向しまして、そういう中でやはり金融機関が安定株主としてその企業の株を持つということが行われた、これが第二の要因かと思えます。

それから第三の要因は、これはまあ昨今ということ少し前に起こったことですが、エクイティファイナンスというものが非常に盛んに行われたときに、できるだけ市場にあらわれる株が少ない方が株価が上がりやすいというふうなこともあったかと思うんですが、そういうことの中で金融機関が株を持つことが多く出てきたと。これも否定できないんじゃないかと思っております。これやそれやで銀行の保有株式というものが非常に多い量になったということでございます。

これは、何と申しますか、日本経済が右肩上がり、株式もそういう企業の成長性というものを目して右肩上がりのときには、こうしたことは金融機関の健全性というふうな視点においてもほとんど何の問題もなかったわけでございますけれども、それが昨今のように経済そのものが低迷をするという中で、企業の経営も必ずしも成長を容易に望めないという中で、株価が下落をしてくると。こうなりますと、金融商品の性格上、変動幅が非常に大きいものですから、金融機関の健全性にかなり大きな問題となつてのしかかってきた、これが現在の評価だと思つてございまして。

○池田幹幸君 結局、戦後経済、今おっしゃった株式の持ち合いということなんでしょうけれども、六大企業集団というふうなものもつくって大変どろどろ経済を拡大してきた、それに大きな役割を果たしてきたという点では、ある面で合理性があったというふうな評価しておられるんだろと思うんです。

しかし、今の経済情勢の変化の中で、これはかつてマインスイヤ要因になってきた。だから、これは減らさなきゃいかぬと、こういうことになったわけなんです。そういたしますと、この株を保有したこと、そのこと自身は何といひましても企業自身の自己責任において、銀行自身の自己責任においてやってきたことだし、そしてまた、今の経済情勢の変化の中でこれを縮減していかない、りゃいかぬ、圧縮しなければいけない、それもまた企業の自己責任においてやらなければいけないことだと思つてですね。

まず、出発点ですから、まずその点については確認しておきたいと思つてます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融機関も民間の企業でございますから、基本的には池田委員の仰せのとおりだと思つてます。

ただ、ここで金融機関だけがそれではなぜ、先

般に緊急二法という形で税であるとかあるいはその他の公的資金を投入することになったのかといえ、やっぱりこれは金融機関としての特殊性、つまり公共性であるとかあるいは金融秩序というものがある。国民経済全体の観点からいっても大切なものであるとかというふうなことが背景にあるわけでございます。それと軌を一にしていると言つたら言い過ぎかもしれませんが、基本的にはこうしたことが、特に池田委員、恐らく政府保証のこともおっしゃっているんだろと思うんですが、特殊な公共性というところにその理由があるというふうな申し上げ、御理解をいただきたいと思つてます。

○池田幹幸君 原則的には銀行の自己責任において解決すべき問題であるということとは否定されません。それでなんですが、金融二法のこともおっしゃいました、公共性の立場に立つて政府保証、公的資金投入ということをやつたんだと。それと同じ考え方がこの底流にあるという御説明だったと思つてますが、私たちはこの金融二法も銀行の自己責任においてやるべきものだと、この額というふうな責任については一貫した私たちの考え方があります。そういう立場の違いがあることをまず申し上げておきたいというふうに思います。

(委員長退席、理事より子君着席)

そこで、基本的な点について再確認しておきたいんですが、午前中の質疑の中で、今度の銀行業界が売却する必要がある株が大体十一兆円と。それから、本法で購入することになる株は大体上限二兆円と。それは政府保証をつけたということがありました。大体五年間、三年から五年ですね、この間において銀行業界全体でどのくらい株を売却しているかという点については、二・五兆円ぐらいという説明がありました。その基本的な数字があったわけなんです。じゃ、日本の株式市場ですね、これはトータルで年間どれぐらいの取引になっているでしょう。これは事務方で結構で

すが。

○政府参考人(原口恒和君) 約三百兆程度というふうに認識しております。

○池田幹幸君 それでは、今度の機構の設立理由なんです。ここには、銀行等による短期間かつ大量の処分による株価の著しい変動が起こることにより云々と、こう書かれてあるんですね。要するに、信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがある、こうあるわけですが、まず、銀行等による短期間かつ大量の処分、つまり株価に著しい変動を起こすような短期間かつ大量の処分というのはいくほどの程度のものなんですか。大体、先ほど確認した基本数字を超えるものじゃない、山より大きなインフレーションが出るはずはない。そこを押さえた上で、どの程度の数字を考慮しておられるんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) これはやはり、その時々市場の動向、それから市場全体が状況を呈しているとき、あるいは市場が停滞していますか取引が減つていくときとあります。あるいは時期等もありまして、具体的にこの額というふうなものを具体的に想定しているというところは、なかなか事前に確定するのは難しい御質問かなというふうに思います。

○池田幹幸君 じゃ見ていきたいんですが、要するに証券市場、これは三百兆だと。これまでの銀行業界ではここで二、三兆円の保有株を年間に売却してきたわけですね。今度は十一兆円の制限枠があるわけですから、まず三年でやるとすると大体三・五兆から三・七兆ぐらいですか、五年でやるとすると二・二兆ぐらいということですか。売却していくことになるわけですね。そうだとすると、年間三百兆の株の取引があるわけですから、大体一〇程度ということになります。

これを一気にその一〇程度を売つたとしても、これが果たして大量の処分という形で言えるのか、そのことによって株価に著しい変動を起こすというふうな考えられるのか、どうですか。これは大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、何と申しますか、銀行の株式の放出についてはいろんなことも言われてまいりました。私どもとしてはそう大きな影響があったというふうにも思いませんが、マーケットの中ではそういうことを言われてまいりましたし、何と申しますか、銀行が常に放出するよという姿勢だけでも、そういうオーバーハングというか目の前にぶら下がっているものがあるのが、市場のファンダメンタルズとしては仮に上昇機運にあるときでも頭を下げてキャッピングの役を果たしてしまうというふうなことも言われておったわけでございますので、定量的に三百対二・五兆でどれだけの影響があるかということのほかに、やや心理的なということも十分マーケットのことですからあり得るというふうに思うのでございます。

特に、原則としては市場に任意で売却するというものが主で、我々としてもそれを期待しておるわけですが、いろいろなことで、何らかの事情でそれがうまくいかなかった人たちが、銀行がこの保有規制に適合するために売らなきゃならぬというときのいわばラストリゾートというか、セーフティネットとしてこういうものをやっぱり持つておくことが制度として整合性のとれたものになるであろうと、このように考えているわけでございます。

○池田幹幸君 何かようわからぬですね。とてもじゃないけれども、今まで二、三兆円毎年売却してきた、そのことによって市場に著しい変動を起したことがあったのかというと、これはなかったという事です。銀行の株の売却によってですね。今までの経験からいっても大体そうですよ。これからやるのも大体二兆円から三兆円という間で、同じようなオーダーでやっていくという考え方でですね。

(理事円より子君退席、委員長着席)
そういうことになっていくわけですから、ちょっと今の説明は私は納得いきませんが、ちょっと先へ進みたいと思うんです。

先ほど副大臣の答弁の中で、機構が買い取る場合は、大体市場で処分できないようなものを特別勘定で買い入れることになるだろうと。ありましてね、いやいや、僕はちゃんとメモしているからあるんだけど、これは否定されればそれでいいんですけれども、こんなことにはならないだろう、この法律でと私は思うから、それはちょっと間違いないかということをもっと確かめておいた上でお願いしたいんですが、それじゃ機構は、今度の提案理由説明の中にもありますが、保有株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい下落を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることのないようにするために買い入れるわけですね、そうですね。そうすると、あくまでも、銀行の株の売却によって株価に影響を与えるおそれがある、そういうときに買い入れるわけですね。市場の株価が下落しているから買ってやろうということじゃないわけですね。そのことを確認してください。

○副大臣(村田吉隆君) 私の先ほどの答弁が言葉足らずだったと思いますが、単純に市場で処分できないという意味ではなくて、いわば市場が荒れて、そういう状況のもとで信用秩序に大きな影響が与えられるような場合に特別勘定で買い取るということでございます。

そういうことでございますので、そのところは御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○池田幹幸君 そこをちょっともう一度確認しておきたいんです。

市場が荒れているから買ってやろうということじゃなしに、銀行側の株を売却することによって市場が荒れるから、そういうようなことのないように買ってやろうということでしょう。

○副大臣(村田吉隆君) それでは池田委員の後半部分のお答えをさせていただきますけれども、これは銀行に株式の保有制限をかけることとの裏腹でございますものですから、それで、一般事業会社あるいは一般投資家が売って市場が何とかとい

うときは、我々の制度としては想定外でございます。

○池田幹幸君 そのことは十分承知の上で伺っています。

それでは、そういった判断ですね、今、会員銀行から買ってくれという申し込みがあったと、それで市場を開示しようという判断、そのときにこの判断はだれがするんですか。今の時点こそ買わなければ、買ってやらなければ市場に大変な悪影響を与えるという判断はだれがどういった基準でやるんですか。

○政府参考人(原口恒和君) 機構の特別勘定による買い取りにつきましては、セーフティネットとしての機能を果たすものであることから、これは運営委員会が、会員のニーズ、会員の株式処分の進捗状況、市場動向等を勘案して必要と判断する場合にこれを行うことと考えております。

そういう意味で、法律におきまして三十八条で、特別勘定による買い取りを行おうとするときは、あらかじめ運営委員会の議決を経ることを要すると定めたところでございます。また、こうした判断を行うものとなる基本的な考え方につきましては、業務規程において定めることを予定しております。

○池田幹幸君 そうすると、三十八条関係ですが、業務規程で定めるといふのは、今御説明のあった買い取りの開設について運営委員会が判断する際の基準、会員のニーズとか会員の株式処分の進捗状況とか市場動向等三つありますけれども、これを運営基準で決めるということですか。

○政府参考人(原口恒和君) その基準についての基本的な考え方については業務規程において定め、これについては内閣総理大臣及び財務大臣の認可にかからしめるという仕組みにしているところでございます。

○池田幹幸君 この会員のニーズとか会員の株式処分の進捗状況、市場の動向というものはある程度わかるけれども、その進捗状況というのは一体何を基準に見るのかというふうな点について、こ

れはもう運営委員会の業務規程で決めていくということであればかなり融通無碍ですね。そのときの運営委員の個人的判断ということで、何にも客観的基準というのはいないんですね。柳澤大臣、これはまずいんじゃないですか。

○政府参考人(原口恒和君) どういうときにこのセーフティネットを発動するかということとは、今例えば会員の株式処分の進捗状況ということについて御指摘がございましたけれども、やはり保有制限とのタイムリミットの関係で、どの程度進捗をしており、どの程度残っているかということ、そのときにおける例えば市場の消化能力というふうなことはかなり相対的な関係にもなると思いますので、それをあらかじめ定量化するというようなことはかなり難しい問題だと思います。

○池田幹幸君 これをやったって余り結論出ないでしょうからこれ以上やりませんけれども、かなり融通無碍だなと、客観的基準というのはいないというふうに思います。

それで、じゃこの機構をつくってやっていくことについて伺っていくんですけども、要するに金融の信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあるということがこれは最大の根拠になっているわけですが、これを利用する会員ですね、これは十社以上が発起人になってつくるといふことになるわけですが、どの程度になるかということなんです。要するに、自分が保有している株を売却したら市場に悪影響を与えるというほどの、そういった大量に株を保有している銀行、これが中心になるわけですが、大体どの程度の銀行がこれに参画するというふうな考えておられますか。

○政府参考人(原口恒和君) これは、この法律を成立させていただいた後、具体的に立ち上げていく話になりますので、現時点で何行参加するかという点については我々も確たる数字を持っていないわけではございません。

ただ、我が国の金融システムというものは、大手行を中心としておりますけれども、それとの強

い関連のもとで、地銀等々も含めて一体として構成されているということでございますので、大量に株式を保有していない地銀等におきまして、こういう金融システムが安定するということは直接的に大手行に關係するところは多いといったにしても、全体として金融システムにかかわってくる機構であるということから、できるだけ多数の銀行の参加を期待はしているところでございます。

○池田幹幸君 何を言っておられるのか。実際、ティア1を超えて持っておる株を売る、その必要性のある銀行以外は入らないでしょう。売却する株ないのに何で会員に入る必要があるんですか、現実問題としてですよ。

大体、今、ティア1を超えて株を保有している銀行はどれだけあるかというと、二十六行しかないですね。都市銀行、地銀、第二地銀を入れて、二十六行のうち十六行が都銀、地銀が八行、第二地銀が二行。その中で見ても、七％とか八％、三％、あるいは一〇％ちょっとというところもありませんから、そういったところを抜いて、大体ティア1に対して一五％以上株式を保有しているといったようなところはどの程度あるのか、見たら三行しかないですね。三行、間違いないですね、これ。また、一〇％を超えているところでも、一〇％は二十六行ですけども、大体、一五％で行きましよう、一五％を超えているというのは、さくらと東京三菱と大和銀行、この三行だけですね。大体、大量に株を放出して株価に影響を与えるおそれがあるという、そういった銀行というのはこの三行しかない。このことを確認できますね。

○政府参考人(原口恒和君) ちょっと、具体的な数字はありますが、すぐ確認して後ほどそこは御報告したいと思えます。

○池田幹幸君 これは金融庁からいただいた数字なので、もう別に確認していただかなくて結構です。三行なんですよ。そうすると、セーフティー

ネット、セーフティーネットとおっしゃるんですけれども、セーフティーネットを必要としているのはこの大銀行三つと言っても言い過ぎじゃないと思うんです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 池田委員は一〇％というような数字を非常に固定的にお考えだと思っております。これは今の恐らく株価を前提に、あるいはことしの九月末とかことしの三月末の話だろうと思うんですけれども、その株価の変動も当然あるわけですね。それから、一〇％になれば絶対おれは持っているぞということを別に決めているわけじゃないんです。一〇％を切ったら売るということだって十分これあり得るわけです。特に、前からたびたび申し上げているように、要するにリスクウェイトがどのあたりで決まるかというようになことも片方で非常に頭に置いておかなきゃいけないことではございます。我々の方は、一応今度自己資本、ティア1以内ということを一応保有制限のメルクマールにしますということを言っているんですけれども、金融機関の運営に当たる経営者等のことからいえば、BISのいろんな規制の話し合いの進展の状況によっては、この三年間にもっともっと自分たちはこれを縮減しなきゃいけないという当然ニーズも発生してくるというふうに思っております。

したがって、余り固定的に今の時点を押さえ、出っ張っているのはこれだけだというようにすることで議論することではなくて、少し事柄を流動的に考えて、我々がセーフティーネットというふうに置いているということをぜひ御理解賜りたいと思います。

○池田幹幸君 これ何も私が決めた数字じゃないに、そちらの方でティア1というのを基準にして決めたわけですね。固定的に見ないとしても、大体これぐらいの数字ですよ。今二十六行です、一〇％を超えているのは、これが百行にも二百行にもなるはずないでしょう。こんなこと、ならなんですよ。何か大きな変動起こすようなことをおっしゃるけれども、大体この基準を一五〇％

超えているのは三行ですよ、今。それが十行にも二十行にもなるはずないんですよ。そういうところで見ていかないとおかしい議論になっていきますよ、あなた方自身がこういう線を引いたわけですから。

そこで、続けたいんですけれども、衆議院の側で全銀協の会長さん等々を呼んで参考人質疑をやられたんですね。それを見ますと、山本全銀協会長は何と言っているかといいますと、この機構、これが必要かということについて銀行業界全体としての固有のニーズはないというふうに出ておられます。それからまた、銀行保有株式の圧縮については銀行の自己責任のもとで進めることができると、こういう機構がなくても十分できると。第二地銀協会会長さんは、協会会員行が機構を利用する可能性は低いとおっしゃっています。ね。そうなんです。実際に今、先ほど見たように、機構を利用しなければならぬようなそういう状況はないだろう、そしてまた、かなり一斉に売ったとしても年間で二兆円から三兆円の間だと。株価に影響を及ぼす、そういうようなことは余りないだろうということが考えられるわけですから、大体こんな必要ないんじゃないかと言っているんですよ。もう実際そういうことを言っていることは事実なんです。

それじゃ、そういったものに対して、銀行自身のみならずの責任で計画的にできると言っているのに、わざわざ税金で損失補てんまでしてやろうという仕組みをつくる必要が一体あるのかということが一つ問題になります。

しかしながら、セーフティーネットなんだから必要なんだとおっしゃるわけですね。要するに株価が値下がりして、保有株の含み損が拡大すると信用秩序に重大な影響を及ぼすということになるわけですね。そこで、セーフティーネットというのは、そういったとき、そういうことのおそれがあるの、一度機構がこの株を買って取ってそれで売却してやると、こういうわけですがね。そうすると、その機構って一体何だろうかと。

市場から外れたところで、市場にその株が放出されれば株価が下がるから一度買い取って、またおさまったときに売りましよう、つまり、緩衝地帯をここに設けるということですね。まさに株価の市場形成に一定の介入をする、政府保証の機構をつくって。そういうことですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 株価がどういうことで決まるかというのは、衆議院でも議論がありましてたけれども、純資産とかそういう資産に着目して株価を考える向きもいつときにはありましたけれども、基本的にはその企業の収益力だと思っております。その一定期間内のもを現在価値に割り引いたのが基本ですね。中長期的にはそういうもので株価というのは決まると考えるべきだと、こういうことです。しかし同時に、短期的には株式市場の需給というものの影響がある、こういうことなのでございます。

したがって、私どもが今ここで避けようというのは、そういう一時的に何か、正直言って何かの事情で売り損なった人たちがどうしてもこの時期までには売らなきゃいけないと、そういうようなことを考えたときに、一時的に需給が乱れるということがあろう。それを緩衝地帯、まさに今委員がおっしゃったような意味で緩衝地帯を置いてこれをスムーズに、こぶをつくらぬで消化していく。それは基本的にはまさにファンダメンタルズで決める株価でもってそういうものを最終投資家に売りさばっていくということであって、決して介入だとか干渉だとかということには私はならないというふうにご考えているわけです。

○池田幹幸君 しかし、株価の下落を抑えるわけですよ、買ふことによって。だから、そういう点では価格形成に介入しているわけですよ。それは買い支えじゃないですか、まさに。そういう点で、それを政府保証を行う機構においてやってやろうという形になっていっている。それはもう何も否定することはできないでしょう。それから、私はこういった株の売却で著しい価格の変動が起こるなどというふうなことは余りな

いだらうと思つてはいますけれども、それが起こるおそれがある、セーフティーネットをつくらにやいかぬのだという御主張ですよ。

そうだとすると、じゃ本当にセーフティーネットをつくらなければいけないと仮定したとしても、じゃそれが何で政府保証をつけた機構でやらなければいけぬのか。銀行自身の責任で、自己責任で拠出金をちゃんと出して、一番最初に言い出したように、自分たち自身が営々として株の持ち合いをやり、大きな事業を拡大してきてもうけてきたわけですよ。これを今減らさなければいけないところへ来たときに、みずからの責任でちゃんと拠出金を出して機構をつくってやればいいじゃないですか。なぜ政府の保証をつけないければいけぬのか、そのことについていかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは先ほども申し上げ、冒頭のこの応答で明らかになったところですが、緊急措置三法をつくって公的資金を入れたということ、そのものずばりとは申し上げはしませんけれども、やはり考え方としてそこに通じるものを持っている。つまり、金融秩序の維持というのは公益だ、公共の利益だという考え方がある。それを担保しようという考え方に出来るものでございます。

○池田幹幸君 最初に戻ってしましますけれども、それについてはもう言いません。ずっと私、順を追って話してきましたように、要するに、こういう機構を必要とする、そして株を売却するためにこういった機構を必要とするというのは本当に一握りの銀行でしかないじゃないですか。そうでしょう。そういった一握りの銀行、それも大銀行のためにこういった機構をつくってやろうと。

大体、株価の暴落というものは危険だから何とかしてセーフティーネットをつくってやるんだと言っけれども、決してこれは一つの銘柄の株が下がるからということじゃないですよ。株式市場全体のことでしょ。銀行の一つや二つ、あるい

はせいぜい三つぐらいの銀行の持っている株が放出される、特定の銘柄が放出されるということですよ。結局は、その銀行が保有する株が下がるかもわからないようなそういう株、大体こう売られるような、後でも一回やり直すけれども、言ってみればばらばら株ですよ。そういったものを持ち込んでくるだろうということは想定されるわけだけれども、そういったものを買ってやるための機構でしかないということになるだろうと私は思ふんでね。

そこでもう一つ確認しておきたいんですけれども、いわゆるこういった行為によって、金融秩序といいますが、金融のシステムミックスが起り得るおそれがあるんだというふうなことがこういった機構をつくる理由になっているわけだけれども、これだつて、たとえ一行、二行あるいは数行の、数行までいかにか、一つや二つの銀行の個別行の問題がここで起きたとしても、これは今のシステムの途中でそういったシステムミックスに発展するのを阻止する、そういった事態を阻止するような仕組みというものはあるわけでしょう。日銀が乗り出せば十分に解決できる。日銀特融だつてあるわけですね。そういったことがあるにもかかわらず、こういった公的資金の支出によって保証してやっていくような必要があるのか。個別銀行で、私さつきから言っているように、本当にこういう問題を起すのは数行ですよ。一五〇%というのは三つしかない。こんな個別行が問題起したとしても十分対応できるじゃないですか、日銀特融で。柳澤大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融システムの危機というものについてはどういうケースかというのは、これ何と申しましたか、建設的な沈黙と申しますか、どういうケースであるかということについては言わないということとを建前として一貫させてきているわけです。それはもう本当にケース・バイ・ケースでありますからそういうふうに申し上げてきております。

したがって、私どもとしては、このケースの場合には、株式の保有制限を課すことによってそういうことを招来するということは、局所的な問題として処理したいということからこういう特別な制度を設けたということとございまして、一般的な金融システム危機対応のシステムを動かすのではなくて、ここで局所的に動かしたいという考え方なのでございます。

○池田幹幸君 そういうふうな金融システム危機が起り得るからこういう機構をつくったというわけだけれども、わざわざ機構をつくらないで、たつて、一行や二行のことであれば日銀特融で解決できるじゃないか、今の仕組みで十分に処理できるじゃないかというのを私は申し上げている。この機構というのは、あくまでもその幾つかの銀行の持ち込んでくる株を買ってやつて助けてやろうというものにしか私ならないと思ふんですよ。

余り時間ありませんので具体的に伺いますけれども、先ほど伺ったように、まず開設については運営委員会が決定しますね、決議します。さあ買い取りの開始ということを決めた。そうしますと、銀行がそれじゃもう開設されたからということで売りに来ます。それはどんな株であつても、先ほど条件が幾つかありました、トリプルBマイナス以上の株でないといかぬという、格付が悪けりやだめだという条件がありましたけれども、その条件さえ満たしておれば、トリプルBマイナス以上の条件さえ満たしておれば、どんな株だつてこの機構は買い取らなければいけない仕組みになっていますね。そうですね。

○政府参考人(原口恒和君) 先ほど具体的に副大臣から申し上げたのは、一応その対象とするという要件でございまして。

具体的に、もちろん買い取る時にできるだけ国民負担につながらないようにするという努力も大切でございまして……

○政府参考人(原口恒和君) はい。一方で、具体的なことはまた運営委員会で決めますが、そのときには、そういう市場の評価の変更とかそういうものをタイムリーに反映するように、具体的にきめ細かく規定することを考えているところでございます。

○池田幹幸君 そんなことでいいでしょう、法律上は。法律ではどう決められていますか。開設されたら、後は格付トリプルBマイナス以上の株であれば、持ち込まれてきた場合、機構の側からこれ買い取らんよという手はないでしょう。そんなことを勝手に決められないでしょう。

○政府参考人(原口恒和君) 先ほど御答弁したうちの、例えばトリプルBマイナスということは、法律にはそのところまでは書き込んでおりません。

○池田幹幸君 政令で書くて書いてあります。

○政府参考人(原口恒和君) はい。ですから、そのところにそういうことを含めて具体的に今後書いていくということでございます。

○池田幹幸君 そうすると、その政令を見なければなかなか言えないわけだけれども、事細かに書くんですか、その政令に。私がこれを心配しているのは、そういう法律事項が決まられますね。それで政令で、今私たちが伺ったのは、トリプルBマイナス以上だつたらもうそういう条件つけますということしか聞いていない。そうすると、大体どういった株かということについて言っても、果たしてこれ、買ったはいけれどもすぐつぶれるような会社の株なのかどうか、そんなことについてはこんな運営委員会はわかりはしませんよ。売る側の銀行が一番よく情報を持っているわけですから、売る側の銀行とすれば、要するに自己資本が下がらないようにということと株を処分するわけですから、できるだけ市場で売れないような、心配で心配でたまらないような株から先に売りますよ。そういう株を持ち込んでくる。そういう株を持ち込んできたときにこれを拒否できないというのが今度の仕組みになっている、法

律上はまさにそうになっているじゃありませんか。政令で、じゃどこまで書き込むというんですか。

○政府参考人(原口恒和君) 具体的な条文で、三十八条の第三項でございしますが、ここで「上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない」という規定でございまして、で、むしろそういう制限を課しているということ、そういうものであれば、仮にいろいろ問題があるというようにことが判明しているときでも無条件に引き取らなければならない、買い取らなければならないということではなくて、むしろそういう弊害を起さないようなことは運営委員会等でチェックをしていただくということだろうと思

います。

○池田幹幸君 だから、運営委員会にそういう資格がないでしょう、法律上そこまでの資格を与えていないじゃないですか。法律上、三十八条のどこにその資格が与えられるようなことが書いてありますか。

○政府参考人(原口恒和君) 今、三十八条を引用しましたのは、まさに行つてはならないということ、無条件に引き取るということの説明しているわけではないという御説明を申し上げたわけでございます。

それから、運営委員会の権限につきましては、二十六条で「理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する」という権限を与えているところでございます。

○池田幹幸君 それがどうして買い取りの株の条件を一つ一つ審議する資格になる、するということになるんですか。そういうことにならないでしよう。この株は一体どういう株なんだろう、どれだけのリスクがあるんだろう、そういうことを判断する権限が運営委員会に与えられていないでしよう、そんなものは。

○政府参考人(原口恒和君) 順を追いますと、まず、法律上は一定の要件を満たしているものでな

いと買つてはならないということでございます。それから、法律上認められているものについて、今度府令等でできるだけ具体的な基準を定めていく、それに基いて今度運営委員会が判断をするということでございます。

○池田幹幸君 ちょっと、もうこれ以上、事務方はいいます。

大臣に伺いますが、今のやりとりでおわかりだと思ふんですよ。そこまで細かく政令に書くんですか。一つ一つのリスクを判断できるようなものを全部基準として書いて、運営委員会がそれを判断する、そういうふうにするおつもりですか、大臣は。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 要するに、運営委員会といたしましては、セーフティーネットですから、その趣旨が生かされればほとんど意味がないということになります。他方で、今、池田先生もちよつと口にされたように、ぼろ株のごみ捨て場になるというようにことは許されたいわけでございます。まして、その均衡のとれたところでむしろできるだけ緩やかに、私は、緩やかという意味は、余り事細かにでなくて決めておかなければいけないだろうと、こういうふうに思っております。

○池田幹幸君 それをやるとなると大変なことですよ。その基準というのは非常に細かく書かなければいけません。運営委員会に法律上その資格を与えないといけないと思ふます。この法律だったら、やっではないかというところは書いてあるけれども、そこまでの判断をする資格というところは書いていないですよ。ということで、ちよつともうあと五分しかないんで、そういうことを一つ申し上げておきたいと思ふんですね。ある面では私は欠陥法だと思ふますよ、もしそこまでおっしゃるなら。

そこで、さらにこのことについて伺いたいと思ふんですけれども、要するに、買い取り機構に銀行がどうしようもない破綻懸念のあるような株を持ってきたと。悪意がなければこんなことをやらないけれども、悪意があったと。悪意を持ってそ

ういうことをやった銀行に対して、その企業が破綻した場合に、これはもう一〇〇%その損失は国民がこうむる。銀行はもう売り払ったわけだから、それで、はいさようならでうまく売り逃がたということになるわけですね。銀行はそれを売り逃げて損失は免れたと。その上に、恐らくそういった企業に対しては金を貸しているであろうから、債権者としての回収を図る、こういうことになるでしようね。

こんなことになったんでは、これは結局この仕組みそのものは、もうまさに銀行のモラルハザードを促進するようになつた仕組みになつてしまふんじゃないでしようか。そのおそれが十分にありません。先ほどぼろ株買っちゃだめなんだとおっしゃるけれども、この仕組み自身モラルハザードを引き起こすような仕組みになつていないじゃありませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、聞き違いでない、池田委員は今、会社の株を売って、その売却代金でもって何か回収を図るというようなことをおっしゃられたようにもちよつとお聞きしましたが、そういう仕組みにはなりません。これは、会社に別に売却の代金が入るわけではありませんから、そんなことはあり得ないわけです。ですから……

○池田幹幸君 そんなことは言っていないです。○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうふうに聞こえたので、私、何というか、まさにモラルハザード的な仕組みをこの法律はビルトインするものであるという御批判は当たらないと思ふます。

○池田幹幸君 私、そんなことを何も言っていないんですね。要するに、悪意でもって破綻懸念のあるような株を持ち込んできた、それは機構は買わにいかぬから買った、会社はつぶれた、そうしますと、その銀行にとってはもう株を売っちゃっているんですから損失は免れるわけですよ。その損失はだれがするか。結局は最終段階で国民がそれを政府保証という形でやり、国民がそれをしようことになつていくことを私は申

し上げた。だから、銀行のモラルハザードを促進するような仕組みになつていんじゃないかと、私が言ったのはそういうことなんですよ。

だから、要するに先ほどとつながっていますよ、話は。あんな運営委員会が事細かにきちきちとその株を、そのリスクを判断して買う買わないと決めるという仕組みになつていんじゃないでしよう。そういう法律にしないためですよ。そんな法律にはなつていないんです。そのことを申し上げておきたいと思ふんです。

もう時間が非常に迫つてきましたので、もう一つ。先ほどの山本委員の質問の中にもあったと思ふんですけれども、ディスクロージャーの問題です。これはディスクロージしないわけですね。先ほどの質問に対するお答えがありました。要するに、機構がいつどの銀行からどういった株を買ったのか、どういった株をいつどういった形で売却したのかというところについてはディスクロージしないとおっしゃいました。

そうすると、結局これは国民から見れば、政府保証までして公的資金をつぎ込む、最終的には税金で面倒を見なければいけない、そういったものであるにもかかわらず、全く国民の目に見えないところでこれをやられる、こういうことになりま

すね。これで大臣、国民は納得しますか。ディスクロージしないという前提で伺つていいんでし

う。○副大臣(村田吉隆君) 特別勘定の、あるいは一般勘定だつてそうだと思いますが、特別勘定の具体的な取引をどうやったかというこの個別の問題については、これは市場に対する影響がござい

○池田幹幸君 言いましたように、個別の信用の問題だと言っけれども、まさに銀行がそういうふうな状況になっているときにその銀行を助けてやるわけけれども、細かい銘柄まで言わなくても、どの銀行に対して株をどれだけ買ってしまったとか、そんなことぐらいはやつても全然問題は無いんじゃないですか。大体、今言いましたように、一五〇％を超えて持っている銀行というのはこれぐらいしかないんだとみなわかっていて、これぐらいの銀行の株をどれぐらい買ってしまったか、これもディスクロージャーしないんですか。

○副大臣(村田吉隆君) どれぐらい自己資本を超えてある銀行が持っているというところはわかるかと思いますが、その内容について、どこまで銀行がどういう株式をどれぐらい持っている、それを機構に、要するに特別勘定にいつどれだけのものを売りましたというところは、これは何といたしまし、市場に与える影響が大きいということでありまして、それはディスクロージャーしないということでありまして、通常の状態ですというものが、個別の取引がわかるということでもないだろうと思ひます。かつまた、職員には守秘義務がかかっているというところだと思ひます。

○池田幹幸君 最後に申し上げたいんですけれども、このような、要するに銀行保有の株式に政府保証をつけて株を買ってやると。それを売却するためのそういった機構、こんな機構を持っているような国は世界じゅうどこにもないです。これは金融庁にも伺って聞いた話ですけれども、こんなのないこと、こんなのないこと、きょう私がお伺いした点でも、何のことはない、もう矛盾だらけじゃないですか。説明では何かその運営委員会は拒否できるようなことを言うけれども、法律に何もそんなことは書いていないんです。それを、へっちゃらで拒否できるようなことを言うてしよう。こんなでためなことをいいますよ。

こういう機構をつくることに道理がないし、そんな道理のない機構をつくるから、そんないいかげんな形の法律になっているんだということを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○大淵絹子君 先ほど池田委員が銀行が株式保有を高めてきた要因についてはお聞きになりましたので、それに関連をして、今度は銀行の株式保有制限がつけられるわけですが、株価変動リスクの遮断と、それから株式持ち合い解消の促進という意味でこの保有制限がつけられてくるというふうな思ひわけです。バブル景気が崩壊をした以後、それまでは日本式慣行として株式の持ち合いというのは、やもすると、日本の産業や経済を強め、高度成長を引っ張ってきた原動力のようにつけられ、高度成長もあつたように記憶するわけですが、それから以後、非常にその持ち合いの弊害が顕在化してきた中で、なぜ金融庁は銀行に対してこの持ち合い解消をもつと積極的に指導してこなかったのかというところをお聞かせいただけますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 持ち合いの解消ということはいろいろな面から論じられているわけですが、持ち合いというところは、株主権の行使によるコーポレートガバナンスと申しますか、そういう経営では困るとかというように株主として言うということにプレッシャーがかかっているわけですね。つまり、相手も自分の銀行の株を持っているわけですから、相手互いでは口をつぐんでいた方がいいわという話で、要するに物言わぬ株主をつくってしまつて、それで、その結果、本当は株主がもっとどんでん発言すればいいから、経営がでるのに、そういうチャンスも失われてしまつて、これがコーポレートガバナンスとの関係で言われていることだと思います。

今回の我々の株式保有の制限には、そういうコーポレートガバナンスの観点から全然ないわけではあります。少し頭の片隅には当然あつて、

もつと日本の企業のコーポレートガバナンスをふやすためには、持ち合いで持っているんじゃないかと、最終の個人投資家が保有するような株のウェイトを高めていかなきゃいけない、こうあるんですけれども、今度の私どもの銀行に対する株式保有制限といふものは、株式のいわば価格変動というものに着目して、たびたび申し上げて恐縮ですが、バーゼルの監督委員会がすこしリスクウェイトをかけるというふうな話をしておりまして、これをやられたというか、こういうものが実行された場合には非常に今以上に自己資本比率の規制というものが厳しくなるわけでございます。

したがって、今回、今まで何を放置してきたのかと言われれば、そう言われれば余り言いわけをすることが少ないかもしれませんが、今どうしてこういうことをやられたかといへば、やっぱりバーゼルの動きに対して我々是对応しなきゃいけないということからきているということでございます。

○大淵絹子君 後からそのところは触れていきますけれども、放置をしてきたというふうなことはではないかと思ひます。強力にそういう指導は余りなされてこなかったのかなというふうな今の答弁を聞きながら思ひました。

株式につきましては、時価会計を導入することを含み益や含み損の実態が明らかに、いわゆる株価変動リスクの遮断方法は今回のこの保有制限というふうな形でその方法は見えてきたと思ひますけれども、銀行が持っている不良債権は、貸付債権とかあるいはそれによる担保不動産については、価格変動リスクとか損失リスクを明らかにする時価会計の導入など、まだなされてないです。それと、さらに、その事業用資産として含み損を表に出させることができるための減損会計を整備するというようなことがおこなわれているというふうな思ひます。

思ひますけれども、この件に関してお答えいただきたいと思ひます。

○副大臣(村田吉隆君) 固定資産の減損会計につきましては、平成十一年十月から企業会計審議会において検討が進められておるところであります。企業会計審議会がことしの七月に、固定資産の減損会計等にかかわる具体的な論点につきまして、これまでの議論をまとめて固定資産の会計処理に関する経過報告を公表してございます。

我々としては、そうした報告書に寄せられました各界からのコメントを参考としつつ、これから審議会で行われる審議の行方というものを見守っている、そういうところでございます。

○大淵絹子君 先ほど大臣も触れましたけれども、BISの規制、いわゆる自己資本比率規制に関する国際基準の見直しの動きが大変大きくなつてきていますし、あるいはまたIMFの金融部門の評価プログラムでディスクロージャーの制度化なども言われておりまして、いわゆる銀行の株式保有に対する関心が高まってきたというふうな思ひます。それにあわせて、我が国でも国際基準で銀行の株式保有上限を設ければよろしいのと思ひます。私には、

ところでありまして、今後のBIS等のリスクウエートの、株式を含めました金融資産のリスクウエートのあり方についての検討の状況等を見守っていきたいと、こういうふうにご考へております。

○大淵絹子君 それでは、あくまでも過渡的な措置というふうにご考へてもよろしいのかというふうに思います。

池田和入さんとおっしゃる金融審議会の委員ですが、今度この委員会にも参考人としてお見えいただくことになったそうですけれども、銀行からヒアリングを受けた結果として、リスクウエートが二〇〇％、三〇〇％になっても自分は驚かないというような発言をしていますし、六月二十六日に金融審議会が出された報告では、保有株式リスクウエートを最低一五〇％にするという案もあったのではないですか。

これが立ち消えに今なっている状況ですが、さっきの過渡的な措置と考へてよいのかというのはそこにつながりますけれども、いかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) 重ねて申し上げますけれども、私も、私どもとしては新BIS規制の動向というものに注意深く見守っていきたい、こういうふうにご考へておられます。

○大淵絹子君 それでは、この法案の中で、保有制限導入で株式売却が過度に集中しないための措置として導入されているのは、簡潔に言ってくください。

○副大臣(村田吉隆君) ちょっともう一度。

○大淵絹子君 質問通告ちゃんとしていますよ。まあいいです。

それでは、この株式取得機構をつくることはもちろんですけれども、バスケット方式の低価格法の採用とか、あるいは申請に基づきまして一年から二年の適用猶予をするというようなことが盛り込まれておりますけれども、これは大臣、先ほどから随分、一時期に株が放出されることによる株式市場への影響を回避をしたいというようなことがあるわけですが、既に多くの銀行では、経営責任において、株式持ち合いの解消に向けて株

式市場に株の売却を進めているんじゃないでしょうか。

例えば、衆議院の参考人質疑の中で、山本参考人はこういうふうにご言っているんですね。みずほフィナンシャルグループの例で申し上げますと、九八年度より二〇〇三年三月、この期までに総保有額の三分の一、約三兆円の保有株式の圧縮を計画しており、この九月末時点で既に二兆円強の圧縮を実施済みでございます。本計画が予定どおり達成できますと、その時点で私どもみずほの株式保有残高は自己資本にはば見合う水準となる見込みでございます。こういう発言をされているんですね。

そうしますと、もうこの九月期で既に二兆円の株式売却が済んでいるという状況があるわけで、このことが今の日本の株式市場の下落にさらに拍車をかけているんじゃないかと私は疑っているんですが、この件はいかがですか。

○副大臣(村田吉隆君) まず、先ほどの御質問にお答えをいたしたいと思います。株式を普通以上に乗持している銀行につきましては、二年間の経過措置が設けられると……

○大淵絹子君 それはもう済んでいるから、いいです。

○副大臣(村田吉隆君) はい。

そういうことでございまして、今の御質問でございますが、各銀行がそれぞれの経営判断によりまして自主的に株式を処分していけるということになれば、それで好ましいことであると、こういうふうにご考へております。

その上で、我々としては、銀行の株式処分が一度に集中しまして、それで株式市場に大きな影響を与えるような場合においてこうしたセーフティーネットとしての機構を設けていると、こういうことでございまして。

○大淵絹子君 質問に答えていません。通告してあります。

○副大臣(村田吉隆君) そういうことで、銀行がそれぞれの経営判断において株式を処分している

わけでありませうけれども、最近の市場の状況は、アメリカの景気が低迷している、あるいは我々の日本の市場における企業の業績が先行き見通しが立たないという、そういう状況のもとに株式の価格が低迷を続けているということが言えるのではないかと思います。

○大淵絹子君 みずほフィナンシャルの山本参考人が言った、九月末までもう二兆円を既に市場で売却をしていると、そのことと、ずっと一億円割れを、一億円割れしたのはテロがあったということもあるわけですが、その以前から一億円、一万二、三千円あたりを低迷してきているわけですね。そのことは、私たち一般の全く株などに興味のない者から見てもこれは少し異常な状況が続いているなというふうにご思われたわけですね。そこにはこの山本参考人の発言を聞くときに、ああ、これはもう銀行が持ち合い解消のために事前に、今度の法律が出ることを先取りして売却を進めている結果こうなっているんだなというのはいずれの目にも明らかではありませんか。そのことを私は聞いているのに、何かとんちんかんな御返事をなさっています。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほど大臣からも御答弁申し上げたとおりでございます。そうした持ち合いの解消によって株式市場の上値にキャップがかかる、こういうこともあると思いますが、また一方において、株価というものが将来の企業の業績を反映したものであるというふうにご考へれば、今私が御答弁しましたように、米同等の景気の動向、そして我が国における景気の動向、そういうものが反映していると、こういうことであらうと思っております。

○大淵絹子君 それでは、先ほど本年三月末の銀行の過剰の分が十一兆円というふうにご言いましたけれども、九月末ではお幾らの過剰になっていきますか。

○副大臣(村田吉隆君) 直近時点での我々が入手し得る数字というのは、三月時点のものでござい

○大淵絹子君 早急に調べてください。

もう参考人でも来られた方が明快に九月末でこうなっていると言われているわけですから、過剰になっているいわゆる一五〇％もの株を抱えているところについて金融庁が聞くことは可能だというふうにご思いますので、きちんと調べておいていただいて、それと株価との連動について、またいづれかの機会にお答えをしていただきたいというふうに思います。

それでは、いわゆる株式取得機構についてお伺いをしていきたいというふうにご思いますが、機構に参加が見込まれる金融機関は一体どのくらいあるのでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) この機構への各金融機関の参加はあくまでも任意でございますので、今の時点で私ども幾つ参加するのかということをご予想することは困難だと思います。

○大淵絹子君 この法案をつくるときに全銀協などと随分と重ねた協議がなされてきているというふうにご思います。山本参考人は同じ参考人質疑の中で、法案が通りましたらできるだけ努力をして参加できるように自分も働きかけたいということとをわざわざご言っているわけですね。

それで、金融庁は、ではそこに参加をしてくれる銀行がどのくらいあるかという予測もつかないでこの法律を出してきているんですか。

○副大臣(村田吉隆君) 繰り返しになりますが、私も、あくまでもこの機構への参加は任意でございますし、それからこの機構の運営は参加金融機関が自主的に運営するということでございまして、私どもはその数は把握しておらないということでございます。

○大淵絹子君 いわゆる負け組企業の株式だけが集中するのではないかと懸念がございまして、いわゆるオールドエコノミー銘柄といいますが、建設、食品、化学、商社、自動車、電力、ガスなどなどに集中するのではないかとご言われていると思います。これはもう新聞報道等で今銀行が持っている株式の銘柄が既にどう報道されている

わけで、ここに集中をしてくるのではないかと
いう懸念がありますが、いかがでございますか。
○副大臣(村田吉隆君) この法案を制定する過程
でもって我々が特別勘定による買い取りの対象株
式として条件を設けた株式は、上場株式または店
頭公開株式で格付がトリプルBマイナス以上、そ
ういふ企業が発行した株式というふうに考えてい
るわけでございまして、今後、銀行がどういふ株
式を売ってくださるかというのは実際の運営の状況で
もってわかることだろうと思っております。

○大淵綱子君 だって、これから上がる可能性の
ある株式をそんなに銀行がたやすく手放すはずは
なくて、これから成長が見込めない企業に限って
時価で株を引き取ってくれる機構に売ってくるこ
うことは、だれが考えてもわかることではない
でしょうか。それでも副大臣はそういうふうにお
っしゃるんですか。

○副大臣(村田吉隆君) 銀行がどういふ株を今後
保有し、それからどういふ株を手放していくのか
というのには銀行の判断だろうと思っております。
かつまた、この機構に売るのはあるいは市場で処
分するのかわかるといふことはあくまで任意になっ
ていくわけでございまして、そういう意味では銀行の
判断であらうかと思ひます。

○大淵綱子君 それでは、その機構が政府保証、
二兆円については政府保証つけないきやならない
し、損益が生じたときには税金で賄うなどとい
う項目がなぜこの法案に要るのか。私はそもそも
この法案自体が必要かどうかといふことを非常に
疑っております。むしろこんな法案は、日本の
これからの健全な株式市場をつくる、あるいは経
済基盤を強くしていく上では要らないのではない
かというふうに思っている一人でございますか
ら、あえて言っているわけでございます。

この法案の第三十七条ですけれども、ここに、
この仕組みの中では平成十三年三月末までの銀
行の保有株式とかあるいは銘柄に限って買い取る
んだというふうになっていきますけれども、法案上
はそういうことは全く明記をされていないわけで

すけれども、その銀行がこれから先、来年になっ
てから、再来年になってからこの機構に持ち込む
株が本当に十三年三月末に保有していたものと
いふことを確認するその手だてはどうするんです
か。

○副大臣(村田吉隆君) 三十七条に、その会員に
資料を求めることができるという規定がございま
す。

おっしゃるとおり、買い取る対象の株式は、先
ほど申しましたような条件のほかに、十三年三月
末時点で各金融機関が持っていた株式と、そうい
うことでございまして、それを確定するために報
告を徴すると、こういうことでございまして。
○大淵綱子君 最後に大臣にお伺いをいたしま
す。

私たちは、この間、この財政金融委員会で大
臣と向き合うたびにいろいろな議論をしてきまし
たけれども、この株式買い取り機構が出たときに、
春、四月ごろだったと思ひますけれども、大臣と
お話をしたときに、大臣は民間でやるべきこと
であるといふことを明快に答えておられまして、
そしてその後、緊急経済対策が決定といふこの新聞
の中でも、記者会見の席上、柳澤大臣は、この株
式買い取り機構については、公的関与、公的支援
が検討されることには、銀行にモラルハザードが
生ずる危険性があるといふことで非常に否定的
だったといふふうに思ひますね。

それから、保有制限については必要だと。しか
し、保有制限は緊急経済対策の中に盛り込むべき
ではないといふことも、これはもう構造上の政策
として極めて重要な位置づけのことであるので、
緊急経済対策とそれから株式買い取り機構とが
セットで出てくるようなことはあつてはならない
といふふうにおっしゃっていたといふふうに私は
思っておりますけれども、残念ながら今回のこの
法律は、まさに柳澤大臣が懸念をしていた株式保
有制限と買い取り機構が一体として出されておる
といふこと、私はもう不思議でなりません。
この四月から今日この法案を出されるまでの

間、柳澤金融大臣の考え方を大きく変えるための
確実な事実関係というふうなものがあったのかど
うか、そこをお聞かせをいただきたいというふ
うに思っているんですよ。それでなかったら、大
臣はまあ淡々担当大臣としてやむなくこの法案を
提出をしてきたのか、そこがちょっとわからな
い。

私は、竹中さんと柳澤さんが存在をするこの小
泉内閣というのは本当に金融と経済について同じ
方向に行けないのではないかと懸念もずっと
あつたわけでございまして、この変化というの
がちよっとわからないんですよ。ですので、大
臣が今日この法案がどうしても必要だといふこと
に至ったその経過をお聞かせいただきたいと思
ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最初に、もう新聞等
にもあらわれていることですので申し上げますが、
買い取り機構だけが最初着想されたといふことは
あつたかと思ひます。そのことについては私は余
り望ましくないといふふうに思っております。た
けども、先輩の円熟した政治家であられる方が、
金融の秩序のためにあつた緊急二法も出したとい
うこと等を考えると、やはりこれはそういうこ
とがあつてもいいんじゃないかと、こういう御意
見がございました。

しかし、私としては、公的資金をいろいろな形
で入れるといふことについては国民の皆さんに対
する透明性というふうなことから余り望ましく
ないんじゃないかといふふうに考えて、買い取り
機構を使うにしてもできるだけ公的支援が不要な
ような形を努めてそこに組み込むことをなすべき
である、こういうふうに考えたわけでございま
す。

そういうふうにご考えておりましたところに、あ
のBISのリスク管理の手法の転換というか、エ
ラボレートというか、そういう動きがありまし
て、先ほど委員は池尾委員の金融審議会での発言
も引用されておりましたけれども、そこにあつた
ような非常に高率なリスクウェイトをかけるとい

うようなことも具体的に検討の俎上に上るとい
うようなことがありまして、私としては、保有制限
といふことについては、これは緊急に手をつけな
ければいけないことだといふことを考えるに至り
ました。

そして、そういうふうにご考えますと、保有制限
をするといふことを考えれば、それは受け皿とし
ては、しかしできるだけ公的支援のない、今この
法制の中では一般勘定というふうなことで具体化
を見たようなところで受けとめたいといふことを
考えたわけでございましてけれども、しかしまあ
セーフティーネットといふことも最後のラストリ
ゾートとしては受け皿として備えるべきである
といふようなことも考えあわせまして、このよう
な形でまず保有制限といふものを課そう、そして受
け皿がその場合には必要だけれども、しかしそれ
はできる限り公的支援が必要でない一般勘定とい
うような形で、ETFとかそういうものを使う形
にしよう。

しかし、それでもなお、そう言つてはなんです
けれども、いろいろな事情でうまく売却ができな
かつた銀行の最後のよりどころといふことも考
えておかなければならないといふ形で、先輩の、金
融秩序というものは大事なんです、緊急二法と同じ
ような形で、ここは公的資金がこの支援に出ても
別にそうはばかれないところではないんですよ
かといふようなことも、それでまた同時にその全
体のスキームの中に含ませることができ、こ
ういふふうに考えて、いろいろな要請といふものを
このワンセットの中に盛り込むことができたとい
いますか、盛り込むことをさせていただいたとい
うのが、あらかたの経緯を含めて、この制度の御説
明といふことで申し上げる次第でございます。

○大淵綱子君 終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 委員の異動について御
報告いたします。
本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠

として松井孝治君が選任されました。

○平野達男君 自由党の平野達男でございます。法律に関して、何点か基本的なことを確認させていただきます。

銀行につきましてはいろいろな評価がございますけれども、少なくとも自己防衛といえますか、銀行を存続させるための努力というのは、これは最大限の努力をしているんじゃないかというふうには私はとらえております。

BIS導入後、特に、株をたくさん持っておりますから、株価の低下がコア資本を侵食するということについては、これはもう銀行は十分理解しているわけでありまして、でありますから、株式市場等を見ながら株を計画的に吐いてきた、株を吐く努力をしてきたということが言えるんじゃないかというふうには思っております。

こういう状況の中でなぜ今法律をもって株式等の取得制限をかけなければならないのか、なぜガイドラインではだめなのか、銀行に危機意識がないという考えなのか、あるいはあったとしてもリスクマネジメントがないんだという理解なのか、そういったところの大臣の所見をちょっと冒頭でお伺いしておきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ガイドラインでどうだということが具体的な問題提起としてあったわけでございますけれども、これについては私どもは、本間に国会の先生方をお煩わせるのは恐縮に思いますけれども、できる限り、規制とか何とかということであれば、これは一番透明性が高いと考えられる法律の形をとるべきだというふうには考えているわけです。

加えまして、ガイドラインというのは昔の通達というふうなことになるわけですが、これは今日ではできるだけ実態の問題にかかわらないで手続的な面にかかわるような事項に限るべきだという考え方でございますので、こういう法律の形式をとらせていただいたということをまず申し上げます。

BIS規制の問題等も銀行は知っているはずではないか、またこの時価会計の導入ということも知っているはずではないか、したがってそういうものについては、もう子供でもないんですから、自分の経営の能力をもって対処すべきだということとは、もう全くそのとおりだというふうには思うんですけれども、これは平野委員の御理解をいただきたいところでございますけれども、BIS規制といえども、何というか、そう整々と議論が進んでいるというわけでもありません。率直に言っているんな議論が錯綜しているわけでございますので、早い話が一年延びたというふうなこともそのあらわれでございます。

したがって、どういうことが最終の結論になるかということ率は率直に言ってわからないわけですが、しかし、その議論のいろんな方向を考えると、ときには非常に厳しいこともあり得ると、それには我々は、もう少し先回りしてこういうことを、法制上の措置として規制を課していくということ、これははやむを得ないことじゃないかというふうに考えて、今回の御提案ということにさせていただきます。

○平野達男君 次の質問に移りますけれども、株式等保有限度額を「自己資本に相当する額」というふうな規定しておりますけれども、これは午前中の中島委員の質問にもございましたけれども、この合理的根拠、先ほどの午前中の説明ではちょっと納得できるような説明がなかったように思います。

それから、自己資本に相当する額、株の額を算定する場合は、これは低価法を用いるというふうなことがここに書いてございましたけれども、なぜ低価法なんですか。

この二点をちょっとお聞きしたいと思っております。○政府参考人(原口恒和君) 確かに、なぜ自己資本相当額にするかということ、これだという決定的な決め手のある議論が現時点で申し上げにくいんですが、これは繰り返になります、BISにおいてもいろんな考え方がなされているとい

うことで、しかし、その中でやはり自己資本というものは銀行の健全性を示す一つの大きな指標でございますので、これによるところが妥当ではないかというふうな観点から当面の措置としてはこれを採用したということでございます。

それから、評価の際に評価益を除いている理由いかんということでございますが、上限として採用しましたティア1には評価益が算入されておりますので、それと平仄を合わせるという意味で当該評価益を控除するというにしましたところでございます。

また、仮に株式等の評価益を控除しないこととした場合には、株価の上昇が起きた場合に、意図せざる制限違反というふうなものが発生し得るというふうなことも考慮したところでございます。

○平野達男君 まず、自己資本に相当する額というのが、これが原点になっていて、後ほどいろいろこの議論の中で出てくると思えますけれども、十一兆の株式を吐かなくちゃならないとか、それが出発点になっているんですかね。だから、十一兆というものが出ていくから、株式取得機構の必要性ということに発展していくわけですけども、この肝心の自己資本に相当する額についての説明ができないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかと思えます。

それから、取得原価を用いることの正当性なんですけれども、柳澤大臣は午前中からずっと言っておられますけれども、株はリスクが大きいんだと、それからいろんな新BIS規制の中では、リスクマネジメントをやるときに、リスクウエイトをやるときに、一〇〇%じゃなくて、もう一五〇%とか二〇〇%にするんだというふうな議論もあるんだという議論がある中で、なぜこういう抜け道をつくるんですか。いい株は銀行に持っておいてください、悪い株だけ吐きなさいというふうな、そういう揣摩憶測みたいなものを持ってしまいう理由になっちゃうんですかね。そこをもう一回お答えください。

○政府参考人(原口恒和君) これは、そういういい株は持てとかということではなくて、ティア1を採用した結果として、そこに評価益が入っていないということの整合性ということで決めたということでございます。

○平野達男君 そういう機械的なことを聞いているんじゃないんです。今回の法律の趣旨を踏まえて、銀行の株を制限しようとしているわけですから、なぜこういう含み益を算定させないような低価法を用いるんですかというのを聞いているわけです。法律の趣旨に矛盾しませんかと聞いているんです。

○政府参考人(原口恒和君) これはできるだけ、そのリスクとの問題で、委員の御指摘はある意味では低目に算定しろということかもしれませんけれども、やはり一つの理屈の立て方としてこういう案を採用したということで御理解いただきたいと思えます。

○平野達男君 柳澤大臣の先ほどの答弁との整合性でもう一回お伺いします。

株は非常にリスクが高いものだ、株に対しての取得制限をしなければならぬんだという御説明でしたすよね。そして、強制的に法律で取得制限をかけますと、それで吐いてくるから、ここに株式取得機構までつくってやるわけです。もしそういう流れでいくのであれば、わざわざここで低価法を採用しなくてもいいんじゃないかという単純な質問なんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 平野委員御承知のとおり、含み益を取っ払うというのは簿価ということですね。そういうことでやらないで、含み益を含んだところで計算すればよかったじゃないかと、こういうふうにおっしゃるわけですが、当然、含み益、それから含み損はどうするかということも、相対ですから、集計値ですからあり得るわけなんですけれども、私も、その辺はなまくらに過ぎるかも知れませんが、十三年三月末に含み益と含み損が集計値でどうだったかということまでは調べられていませんけれども、極めてそういうある種の

偶然値みたいなのによらないで、コアのところ
で事柄をつかもうとしてティア1ということも
言ったし、それから、それと見合いで比較すべき
保有株式の評価に当たっても、そういう含み益的
なものを取った簿価ということで対応させた
というのはそれなりに合理性があるというふう
に御理解賜りたいと、こういうふうに思います。

○平野達男君 何か、株を持つことに對する前段
の評価、説明と、ここに来て、この部分につい
ては自己資本に相当する額には算入しないんだ
という説明の間に、ちょっとすき間があるよう
な気がします。

それでは次の質問に移させていただきますけれ
ども、法律で規制することでもって、ただでさ
え銀行は自己防衛に必死になっているときに、
よりナースになって貸し渋りに結びつくような
懸念というのはないんでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 今回の措置は、銀行の保
有株の価格変動によって銀行の財務内容に影響
がある、これをできるだけ少なくおさめよう、こ
ういうことで保有制限を設けていくと、こうい
うことでございまして、その保有制限が実施さ
れた銀行のリスク管理能力の中におさまるよう
な状態になった場合には、銀行の財務内容の健全性が確
保されることを通じて銀行の信用仲介能力の回復
につながっていくものと、こういうふうな理解を
しております。

○平野達男君 貸し渋りの原因にはならないとい
うことなんでしょうか。

次の質問に移させていただきます。
株式取得機構なんですが、これは先ほど池田委
員から質問がございました。池田委員と同じ視点
に立っての質問をさせていただきます。

株式取得機構、この目的は、銀行等の保有する
株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格
の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な障
害が生じることがないようにするためということ
で、どうも表現がマクロ的な表現になっているよ
うに思います。

一方で、これは池田委員の先ほどの御指摘にも
ありましたけれども、確かに、主要行と言われる
ところのティア1の超過額は十一兆。株式等保有
額は三十三兆で、ティア1が二十二兆で、その差
額が十一兆ということ、これは平成十三年の三
月期なんですけれども、十一兆吐くんですとい
うその一方で、これはいただいた資料なんですけ
れども、東証の株の取引量は百五十兆とか二百兆
とかという、そういう大台であります。

百兆とか二百兆というのは、これは年間の取引
の額です。この十一兆というのは、これは三年間
で吐くという計画でありますね。三年間で仮に平
均しますと三兆六千億ぐらいということになるん
ですけれども、市場の大きさに比べて三兆幾らと
いうのは非常に小さい感じがするんですが、これ
をもってして株式の価格の著しい変動を通じてと
いうことに結びつくのかどうかというふうなこと
についての御説明をもう一回お聞きしたいと思
います。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほど池田委員からも御
質問がございましたけれども、私どもは銀行のリ
スク管理能力の範囲内に株式の保有を制限する
と。かつまた、BIS等の国際的な基準がどう動
いていくかということがまだ確定されていない中
で、十七年に一応予定されておりますが、その前
にそうしたリスクをできるだけ小さいものにして
いくという観点から今回の制限を設けた、そして
こういう機構を設けたということでございますし
て、もちろんその需給ということもございませ
れども、しかしながら、銀行のそうしたリスク管
理能力にとどめる分、その制限を設けると、こ
ういう趣旨で導入したということでございます。

○平野達男君 設立の趣旨を聞いていらっしゃるん
で、設立の理由を聞いていらっしゃるわけではな
くて、もう一回言いますけれども、株式の価格の著
しい変動を通じてなっているんですから、全体の
株式の量からいって三兆六千億というのはそれな
に影響があるものですか、それはどのような検討
をされたんですかということをお聞きしているわ
けです。

○政府参考人(原口恒和君) 先ほどお答えしま
したように、確かに三兆兆という年間の取引とい
うのはございしますが、やはり株式の需給というの
は、そのときの相場の動向ですとか見通しによ
って需給関係にかなり、それほど大きなものでな
くても、それらの株式の心理的な影響ですとか、
あるいは、特に銀行の場合は、一定期間に必ずこ
ういう保有制限をかけた場合は売らなければなら
ない、あるいは売って行くということが予想され
るという特別な事情にありまうとか、あるいは三
兆兆というのは、これはある意味では同じ人が
売ったり買ったりということの回転を含むわけ
ですけれども、今回のこの二兆円とか三兆円とい
うのは売り切りに、手放してしまうということが確
定しているというふうな、そういうことをやる総
合勘案しますと、やはり状況によってはかなり相
場に大きな影響を与えることは十分あり得るとい
うふうなところをございします。

○平野達男君 確かに、取得制限をかけて売りま
すよというふうな宣言するわけですから、出した
途端に買い手市場になって買いたたかれるという
か、買い手市場になってしまいうような性格
はひょっとしたらあるかもしれません。
ただ、これは十五行なんですけれども、平成十
二年度の大手銀行の保有株式の売却では、実績と
して三兆一千億です。十三年度売却予定額では
三兆七千億ということですね。そういう流れに
あれば、十一兆というのは比較的自然にはける額
じゃないかと。

それからもう一つ。このときのキーワードは二
〇〇四年なんです。この報告書を見ますと、金融
審議会報告の銀行の株式保有に関する報告とい
うのがあります。これは定量的な話が全然されて
いないんですね。定量的な話がされていないん
で、すけれども、ただ、過去の売却額と株価動向との
間の相関関係が明確でないとして、しかし、何だ
かんだ言いながら、インパクトを与えるかとい
うような視点が大事だということをお聞きして

いて、最後に、後へ来て、新しい規制によって銀
行が株式を放出することの与える市場インパクト
等を考慮し、原則としては二〇〇四年から導入す
ることが適当であるということ、びたっとここ
で二〇〇四年が出てきておるんですね。これ、二
〇〇四年であるから三年で吐かなければならな
い、三年で吐かなければならぬということ、
十一兆の中で、過去の動向からいって三兆ずつで
やったから、二兆の要するに余分が出てきて、そ
れに政府保証つきますよという、そういう考え
です。二〇〇四年に限定しなければならぬ理由とい
うのは何ですか。もし本当に、今言われるよう
な説明で、多少心理的な要素もある、柳澤大臣は攪
乱要素という言葉を使っているというところであ
れば、十歩譲ってそれを認めたとして、三年に限定
しないで四年に延ばせばその辺の問題も解決する
んじゃないかという、これは単純な発想なんです
が、どうでしょうか、これは。

○政府参考人(原口恒和君) この点については、
新BIS規制の導入ということ、これが現在の
ところ平成十七年ということ導入される予定で
ございまして、その環境整備ということ
を考えますと、セーフティーネットを設けた上で、
十六年度からもうその体制を整えるということか
ら決めたということでございます。

また、二兆円という数字は、これはある意味で
は、確定的にこの二兆が余剰ということではなく
て、市場の状況が非常によく保有制限をオー
バーしている分が完全にうまく消化できることが
起きれば、これはセーフティーネットが発動しな
くて済むということもございまして、逆に、市場
の状況によりまして、今まで消化できていた分が
消化できないということも考え得る事態として
あり得るんじゃないかというふうに思います。

○平野達男君 そうすると、今の説明では新BIS
規制の導入に備えるということなんです、今
回の全体の制度は、そういう説明ではなかったと

思いまされどもね。あくまでも短期間の中で株を出さざるということ、それに対するリスクヘッジとして株式取得機構をつくるという説明でしたよ。

○政府参考人(原口恒和君) 少し御説明飛びましたけれども、そもそも機構をつくるものとなる保有制限自身は、背景として新BIS規制の新たな株式の規制強化ということを念頭に置いている。それに備えて株式の保有制限をセットしたものですから、そのための機構の役割というのはそれに対応して計算をしたということでございます。

○平野達男君 新BIS規制の二〇〇四年というのも、これは見込みです。今のところは予定ということですね。だから、その中で二〇〇四年というところで限定して三カ年間で株を吐かなくちゃならないという合理的な理由にはならないです。これは、

そして、ましてやこれは、先ほど言いましたけれども、自己資本規制の、自己資本に相当する額についての合理的説明もなかなか、今、先ほどの話を聞いていると、なかなか説明できないみたいですね。

そして、なおかつ、その十一兆が株式市場に与える影響についても、これは量的な分析がなされたのかどうかよくわかりませんが、聞いている限りにおいては、確たる説明というのか、きちっとした説明はなかなかできない。しかも、その二〇〇四年についてもBIS規制についても、これは見込みとして新BISは導入されるかもしれないということなんですけれども、これについても確たるものではない。

何か全体が、この株式取得機構に対する必要性の説明の根拠が非常にぐらぐらするような感じがして、非常に悪くとれますと、無理してとにかく株式取得機構をつくりたいんじゃないかというふうな感じにさせられるし、だからこそ、こういう定量的な話をきちっと説明しないから、この株式取得機構については、ばら株が来るとか銀行の悪

い、要するにばら株がどんどん入るんじゃないかという、こういう懸念が払拭されないと思うんです。

今までの説明の中では、全然私は説明責任果たしていないと思いますよ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず、それでは株式保有制限というものには必要性は認められるんではないか。明らかにそうだと思うんですね。そして、それが結局、銀行が保有株式のリスクをできるだけ縮減するということの必要性というのはどなたも認めると思います。

これはもう誤解を恐れずに言っちゃうと、BIS規制があるうとなかろうと、もう極端に言うところ、BISがやらんとしていることを国内の法制でやっただけ構いじゃないわけでありまして、そういう意味では、銀行をその株式の価格変動リスクからできるだけ隔離したいということは必ず必要だし、それからできるだけ早くやった方がいいということ、みんなそうお認めになるんだらうと思うんですね。

それじゃ一体いつまでに、どういうふうな、どの程度やるのかということについて、何かもう一義的に、定量的にやるといったら、ゼロにすればそれはいいですよ、アメリカみたいに、そういうことでない限り、どこかに一つのめどというのか、そのめどですね、めどをつけないといけない。

そうすると、素朴に考えて、我々もいろいろ考えて、例えば自己資本と同じとか、あるいはティア1、やっぱりティア2は含めるべきでない、ティア1にしようとかというふうなことで、いろいろ考えた結果、とりあえず素朴に考えて一番最初に考えるのはティア1だろうということ、ティア1ということをも一つのめどにして、そこに

向けて縮減をしていくことを考えたわけでありまして、それを、もう絶対の根拠をもって説明しろって、これはちょっとなかなか困難なことだというふうに思います。

そうして、それを必要だとしてそういう規制を課すからには、それを現実に実現できるようなこ

ともしてやらなければ、やっぱり一つのシステムというのかスキームとしては完成しないわけでありまして、しかし私はもう、先ほど大淵委員の御質問のときに答えればよかった、ここでもいろいろなことを申し上げております。できるだけ公的資本を少なくしたい。したがって、そういう形のスキームをつくりたいということ、今回も本当に結びつくかはともかく、予想するのはかたいですけども、しかし、とにかく一般勘定でできるだけやると。それから、しかし一般勘定でできるできないことのセーフティーネットというのかラストリゾートというのか、そういうものとして今回のこの取得機構というものをつくらせていただいたということでございます。取り越し苦労だからそんな苦労はやめておけという議論も十分成り立つと思うんですが、セーフティーネットというのはそういうものだとは私は考えるわけでございます。

○平野達男君 私は、この銀行等の保有株式取得機構については、正直言って反対です。ただ、反対については、確たる理由によって反対じゃないんです。何で必要だというのがわからないから反対なんです。

そのときに、先ほど言いましたように、ここをやったときに、「株式の価格の著しい変動を通じて」ということを目的でうたっていますから、株式の価格の著しい変動というのは、先ほど言ったように、マクロの要するに全体の市場で見たときに、何兆円、何百兆とある中で三兆というものは本当にそれだけの影響があるんでしょうかという質問いたしてみたら、それも明確な答えはない。

そういう説明の中で、こういう銀行等保有株式取得機構というのは本当に必要なんですかと聞かれれば、私はわかりませんからこれは賛成はできませんと、こういう答えになってくると思うんですよ。だからお聞きしているんです。これでなければだめだとか、ああでなければだめだということ、を言っているんじゃないんです。こういうこと

に対して疑問があるからお聞きしているんで、もう一度全体の定量的な話と、原点到ち返ってその必要性をもう一回説明していただきたいと思うんですが。

○副大臣(村田吉澤君) やっぱ今大臣が申し上げたように、がちがちの、数字がきちっと合わないければというんじゃない、これはセーフティーネット、ラストリゾートなんぞでございますから、そこを御理解をいただかなければ、この機構の、買い取り機構の方ですね、制限の方は了解ということなものですから、買い取り機構の方はまさかのときに発動する用意として、セーフティーネットとしてこれはつくります、つくらせていただきたい、これが我々のお願いではないかというふうに思います。

○椎名素夫君 無所属の会の椎名でございます。最初にお断りしておきますけれども、私、何にも予告しておりませんから、たまに聞くかもしれないけれども、お答えになりたくなければお答えにならないでも結構です。

というのは、いつでも七番目か八番目ですから、これはなるべく時間をむだ遣いたくはないと思うので、重複したようなことは余り言いたくない。思い出すと、各党の皆さんに、一体何をお聞きになりますかというのを、ちょうどお役所の方が質問をとるようになら、とって歩いた上で考えなきゃいけないというようなことを考えますと、私は生来、不精なものですから、とてもそんなことをやる気が起こらないので、前からの方はおわかりでしょうけれども、私は通告というのをしたことがありませんので、どうぞ御遠慮なく拒否していただいて結構です。

もう、感想のようなことになりましたが、さっき大淵さんの質問にお答えになって、いろいろあったけれども円熟した先輩がどうこうというふうなお話がありました、私のちょっと感じを申し上げると、余り大きな公共の秩序とか何とかかんとかというふうな、いわゆるビッグワードを使っただんばらを振り回すような方はむしろ円熟して

いない方だと私は思っておりますので、余り堅く円熟というようなことをそこらじゅうの方にレツテルを張らないようにしていただいた方がいいんじゃないかと思っております。これは余計なことですが。

この金融システムの問題をずっといろいろと見たり聞いたりしておりますと、大体、この金融業界というのはほかの産業と違った特殊な性格を持つていて、これは大臣も言われたし、そして、そのときに、つまり公共性というものが非常に強調される。それから、きょうの議論などを聞いておりますと、一方、それぞれの銀行などの自主的な判断ということも随分、何遍もきょうは伺ったような気がするわけです。

この法律もそうですし、あるいは不良債権の処理の問題、こういうのを通じて、その大前提がやっぱりいろいろ出される法律なんかにあると思うんですが、これは要するに、自分がやっている仕事の公共性の自覚を十分に持つて、そして自主的な判断ができるというプレーヤーを相手にした話だというのがどうも前提になっているように思うんですが、一方で、どうも本音を聞いてみると、信用できない。このプレーヤーが本当に自主的に判断をする能力があるのか、あるいは公共性の自覚というのが十分かということに対して、本音ではどうも不信の念を抱きながら、しかし建前としてはそうせざるを得ない。そうでないと、昔のような本当の意味での護送船団方式で旧大蔵省が何もかも抱え込んで言うことを聞かしたというところにもまた戻ってしまうというようなこともあるんじゃないか。そういう感じがするんですね。

そこで、もしもお答えいただけたら、この金融機関の公共性というのは一体何なんですか。それから、だれに対して責任をとらなきゃいけないのか、あの人たちは、それから、つまり公共性というものを自覚したらどういう行動をとることが期待されるのか、あるいはどういうことはやってはいけないということになっているのか。

か。

いつも公共性と、こう言うことで話が終わっちゃうような気がするんですが、そのところがどうもはつきりしていないためにいろんなことをやりたくなるという、その心の葛藤が大臣には非常に感じられるんですね。

さっき、何でもか、懇談会でおっしゃったというんだけれども、その退職金のなんのという、そんな話はどうでもいいんですが、さっきおっしゃったのは、ちょっとおもしろいからとてあるんですが、こういうときなんだからすべての問題についてもっと真剣に取り組めというのが私の気持ちだったと、こうおっしゃった。そういうことを察すると、やっぱり、おい、この並んでいる連中は本気でやっているのかねというお気持ちどこかにあるんじゃないか。

それから、塩川財務大臣のお話を聞いていると、これは銀行に限ったことじゃありませんけれども、一体、配当もせず、借金も返さず、赤字を何年も続けるような企業というのは一体どういうことだと言つて憤激をなさつていたところ、あの本気になって怒つていらつしやる様子を見ますと、一体、企業の公共性というものについて、本当のところ疑念がありながら、建前としてはそういうことにしておかなくちゃいけないというあたりがきちんと割り切れていないんじゃないかと思うんですね。

ですから、この法律でもそうなんですが、私も何人かの委員と同じように、余りこんなものつく必要があるのかと実は思っているんですが、しかしどうしても、もうきちんと書き上げておつくりになつたから、それを否決してしまふ、否決にはならないんでしようけれども、してしまおうというほどの一生懸命な気持ちにもなれない。

何か初めて伺いましたが、さっき池田委員がおっしゃったけれども、銀行協会会長はこんなものやしませんと言つたと、我々自主的にできますからと。そういうことなら、そういうことをおっしゃるのが本気で言っているのだとしたら、つ

くつても別に害はない。

ラストリゾートにおつこちる銀行が出てきたとしますね。下手なプランコ乗りみたいなもので、それは命は助かるけれども、年じゅう落ちるやつというのはいまがブライニングで信用しないんですね。それを含めて会社の価値というのはマーケットで判断されるという長い目で見れば、いや、公的資金に手をつけたようなところの銀行はだめだというような判定が恐らく下るんだらうと思うし、だからどっちでもいいというふうな気持ちに今なつておまして、どうしようかと思つて

今いろいろとぐしゃぐしゃ言いましたけれども、もう一つ言えることは、一般の人から見ていると、本当に銀行というのは何やっているんだらうという大変な疑念が我々以上に率直にあると私は思つてます。

とにかく一生懸命働いて預金をしていたら、あれ、みんな保証してくれないとかなんとかいうような話があつて、一体、だめだとしたらどこへ移そうかと、そういうようなことがいつまでも持ち越されるようなことをどこかでとめなくちゃいけないというのは、やっぱりできれば銀行を信用したい。しかし、もういいかと思つていたら、何かマイカルの問題やその他あつて、それもきつかけになつたんでしようが、特別検査なんというのをやると。こういうことになつてくると、またどこをやつたんだということはおつしやらないのは、これは当たり前な話だと思ひます。

ちやうど、戦後、日本の憲法を変えてしまおうというので、向こうでつくつたんだけれども、それを上から押しつけたというんじやまずいから、おまえの方から出せといつて、いかにも自主的に改正をしたというふうな格好にしたのと同じようなことをやらなくちゃいけないというふうな、大変手の込んだ話とどうも似ているんじゃないか。こんな例を持ち出すとお怒りになる方もいらっしゃるかもしれませんが。

それこれひつくるめて御感想があればお聞かせ

いただいたら、もう私はこれで終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 椎名委員の方から基本的な公共性の問題を改めて尋ねられまして、私、できる限りのお答えを申し上げたい、こう思うわけでございます。

結局、私は、信用秩序といい、公共性といい、中核はやっぱり決済機能というのか、そういうものだろうと思ひます。やっぱり現代の社会というのはみんな信用でつながつていて、決済はその信用の一つの区切りでもって決済が行われるということとございまして、それが本当に連鎖の鎖になつて結ばれているということとございまして。

ですから、一つ決済ができないというようなことになると、それは次の、仮に同じ日の決済だつたら当然でなくなつてしまふわけでありまして、結局、経済が、例えば手形だつたら手形の決済資金が自分の口座に振り込まれていないということになつたら、ぎりぎりポイントでそこは合せているわけとございまして、それが入つていないんといつたら手形が不渡りになつてしまふ。そういうようなことでは私はもう倒産ですというようなことになると、その人がもつたお金でもつてまたそのお金を次の人に決済してやるといふようなつながりがありますから、そ

ちの連う人も倒れてしまふというふうなことで、もう次から次へと、余裕資金を持つて決済しているという人は余り多くなくて、ぎりぎりのところで決済しているという人が大半でございまして、そういうことで経済が破綻をしてしまふというふうなことが金融というものの一番の怖さでありますし、また連鎖で結ばれている一つの秩序というものが信用秩序ということで、公共性というのかの問題になつちやう。一私人の問題だけではなくて、非常に多くの人がかかわりを持つような公の問題になつてしまふということが基本だと思ひます。

それともう一つあえて言ひますと、やはり金融機関というものは、仕入れをするわけですから、仕入れが全く不特定多数の人であるというこ

とがありまして、預金者でございますが、その預金者が預金をしてくれない限り全然こっちの信用創造もできないわけですが、この預金者の人たちというのは割と情報格差がありまして、もしある銀行が自分の預金を払い出してくれない、あるいはそういうおそれがあるなどという、全然違う銀行に預金をしている人も、また私の預けている銀行も同じような羽目になるのかしらんというようなことで、実は連想というものが非常に働きやすい構造を持っている。それも、そうして次から次へとその連想が働いていきますと、預金者が預金の取りつけをしたら、これもまた完全に金融システムは崩壊してしまう。全部の銀行から全部の預金者が現金の払い出しを求めたら、それは日本銀行は頑張るでしょうけれども、これは本当にすごいことになってしまう。

つまり、信用秩序というんですが、その一番裏打ちになっているのは連鎖と連想ということだと思ふんですが、要するに連鎖と連想ということとで、一つの個別的あるいは局所的なことに止まらないうで次々波紋が広がっていったらというところが、金融システムというものの結局公共性、変な公共性を帯びちゃうというところの特殊な性格だということに考えるわけでございます。

ですから、一つの問題というのが必ずしも一つの問題にとどまらなくなってしまうということとで、一つ一つは本心に慎重に頑張らなきゃいけないというところが出てまいりますし、我々も、金融行政の方も、そのところを非常に気をつけていろいろ対処、処置をしていかなければならないということでございます。

私は、その上に立つて今の金融機関の皆さんに申し上げたいのは、そういうことで公共性ということも、私ども昔やってきたような事前統制というものは、これは際限がないという、要するに、例えば検査などもよく話があるわけですが、自己査定ですというふうに申して、検査はその自己査定が適正な手続の上に行われているかという

ことを調べに参るんですと、こういうふうに申し上げるわけですが、いや、そうではなくて政府が全部資産の査定をすればいいじゃないかといううなことが割と簡単に言われるわけですが、そういうことをやっただけでは、政府は全能ではありませんから、結局それは全体としては物すごいリスクになることになってしまう。

そこで、分権ではないんですが、それぞれのところに権限を持たせて自己査定、自己責任のものと自己査定をするというのは、トータルとしては結局それが一番リスクから離れていられるという立場を築くんではないか。こんなことで最近そういうやり方、自己責任のものと自己査定というのをやらせていただき始めたわけですが、それにしてももう少し努力をしていただかないと、システム全体として自己責任のものと自己査定ということで、公共性のある信用秩序を担うものとしてはちょっと不足するところもあるんじゃないかと、こういうことを私どももちょっと言わせていただいております。

ただだけお答えになったかわかりませんが、けれども、また椎名先生にもいろいろ教わりながらやってまいりますので、御理解のほどを賜りたいと思ひます。

○椎名素夫君 やめようと思つたんですが、もうちょっと一言、時間がありますので。

ちょっと話を広げますけれども、自己査定といううな話でいいんですけれども、銀行だけでなしに、銀行でもSEC基準で向こうに上場しているのは今は東京三菱しかないというあたりで、ほかのところはどういう理由かは知りませんが、日本の中の監査のシステムでやっている。全部で三十何社ぐらいしかありません。

よく指摘されるんですが、日本の公認会計士さんのやった仕事というのは、もう一回全部ひっくり返って調べなきゃとても信用できないというのが世界の相場なんですね。そのあたりは、これは旧大蔵省にも罪があったと思うし、さっきお話が出た公認会計士の実務指針、こういうものも恐らく

く少しずれがある。

ここあたりきちんとしておかないと、これから直接金融に転換していきたくいいたときも、あやふやな企業会計の報告書をずらつと並べてみて、さあ株買えといつても、これなかなか本気にならないおそれがある。ましてや、海外の投資家なんというのは、いつでもまめにつばをつけて見るといふような話にもなりますから、これはやっぱりBIS規制などいろんな波が押し寄せてくるんでしようけれども、これは早いところきちんと考えて直していくという努力は、ぜひぜひこれはやっていかないと、今でもそうなんですが、金融庁の方からごらんになって銀行の自己申告というのはもうちょっとと言つけれども、あの人たちにもわからない。企業の監査法人がきちんと適正だという報告をつけてきたのを、本当かねというところがあるでしょう。それにまた銀行の報告が来て、そうすると、あやふやの自棄みたいな話になつておそれがあるんですね。

これこそきちんと政府なり国なりが本心に急いでやっておかなくちゃいけないことだと思つたということを申し上げて、もう答えは要りませんが、終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山下八洲夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案審査のため、来る十一月十三日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時散会